
アンデス・アマゾン研究



Journal of Andean and Amazonian Studies

Volume 1

2018

<https://sanams.web.fc2.com>

アンデス・アマゾン学会

Society for Andean and Amazonian Studies

Japan



アンデス・アマゾン研究

第1号

2018年

論文

- 農地改革期クスコ農村社会の多様性と制度 木村秀雄 1
- ~~「囲いに入れられた神」と「赤く顔を塗られた神」~~
~~— 16世紀ペルー副王領におけるタキ・オンコイの謎を解く~~ 谷口智子 55
撤回（詳細は 55 ページを参照）

研究ノート

- 死者儀礼アニメーロの変容と継続
— 儀礼の再興と中止からフォルクローレ・フェスティバルの演目化まで 上原なつき 73
- ボリビアの「水戦争」における動員の変化
— コチャバンバとエルアルトの対比より 牧田裕美 91
- 奥付 101

Journal of Andean and Amazonian Studies

Volume 1

2018

Article

- The Diversity and the Institutions in the Rural Societies of Cusco at the Time of Agrarian Reform Hideo KIMURA 1
- "Enclosed god" and "red-colored god": Inquiry of Taki Oncoy in the vice-kingdom of Peru, 16th century Tomoko TANIGUCHI 55
- RETRACTION (See page 55 [Véase página 55])

Research Note

- Cambio y continuación de Animeru: Del resurgimiento y suspensión de ritual para muertos al festival folclórico Natsuki UEHARA 73
- La participación de un sector subalterno en la "Guerra del agua " en el caso de Cochabamba y El Alto Hiromi MAKITA 91

Imprint 101

論文

農地改革期クスコ農村社会の多様性と制度

木村秀雄 HIDEO KIMURA

東京大学 THE UNIVERSITY OF TOKYO

要旨

中央アンデス南高地の社会は、多様な自然環境、複雑な民族構成、外部世界からの経済的圧力によって多様化されてきたが、同時に封建的大土地所有地や先住民共同体といった歴史的に構築された諸制度によって、構造化されていた。この多様性と制度の規定性を理解するために、地域の古い農業構造を劇的に作り変えた農地改革時における、ペルー・クスコ県・カルカ郡のアシエンダと先住民共同体に研究の焦点を合わせる。

本稿は、「すべての個人の心理的性向や行為は、予測不能で多様なものである」という理論的・仮説的立場をとるが、予測不能な個人の行為が社会的に無秩序に陥ることを防いでいるのが「制度」「ルール」である。一方、個人の行為はハーバート・サイモンのいう「限定合理性」を持つ可能性があり、この「制度」の中で、人類学の視点に呼応する「個人の行為は合理的である」という仮説から本稿は出発する。

研究対象地域においては、「先住民共同体」「アシエンダ」それぞれの内部に歴史的背景や経営体の運営方法の大きな多様性を見出すことができる。ほとんどすべての先住民共同体が彼らの生存食料であるジャガイモなどを栽培する非市場志向圏に位置し、アシエンダは穀物栽培・家畜飼育などの商品生産に適した区域を占有していたといっても、先住民共同体やアシエンダの成立過程や商品生産への適応の度合いの差は多様である。また同時に、個々の先住民共同体メンバーや個々のアシエンダ領主の意識や行動にも大きな違いがある。

「先住民共同体」「アシエンダ」といった公式制度の政治的地位および運営方法の多様性が、個々のメンバーの農地改革に対する態度の違いをもたらし、アシエンダの農業協同組合への転換、隣接する先住民共同体への編入、またはアシエンダ旧領主に対する部分的所有権の承認といった、改革の多様な過程と結末につながったのである。この変化は、古いアシエンダ・システムから、より平等新たな体制への制度的転換をとおして行われたのであるから、アシエンダ領主、先住民共同体メンバー、農村労働者たちの意識や行動の限定合理性は、農地改革後の変化にともなって変化を余儀なくされ、その変化が新たな体制につながったのである。

キーワード

アンデス農村社会、限定合理性、農地改革、多様性と共通性、制度

目次

- I 本稿の対象
- II 理論的立場
- III 先住民共同体の多様性
- IV アシエンダの多様性
- V 農地改革
- VI 総合的考察
- VII 結語

I 本稿の対象

I-1 空間的・時間的範囲

本稿は、一つの農村地域における社会の「多様性」と、その社会に持続性を与える「制度」、さらに大きな政策変更にもなう「変化」を、明らかにしようとするものである。まず、本稿が扱う空間的・時間的範囲を示しておこう。空間的範囲は、中央アンデス南高地の農村地帯、特にペルー共和国・クスコ県・カルカ郡という地域であり、時間的範囲は、ペルーにおける農地改革、特にベラスコ軍事政権によって行われた改革前後の時代である。だからこれは、特定の地域・特定の時代を切り取って論ずる事例研究である。となれば、当然のことながら、地域と時代の特徴を明らかにしなければならない。佐藤仁が言うように、「空間と時間の区切り方が『事例』の範囲を決めるうえで重要な要件となる」[佐藤 2016: 79] からである。

対象空間は、中央アンデス南部高地 (La Cierra Sur de los Andes Centrales) ペルー共和国 (República del Perú) クスコ県 (Departamento de Cusco) カルカ郡 (Provincia Calca) を中心に、周囲の4つの郡、パウカルタンボ郡 (Provincia Paucartambo [東])、ウルバンバ郡 (Provincia Urubamba [西])、ラ・コンベンション郡 (Provincia La Convención [北])、クスコ郡 (Provincia Cercado de Cusco [南])、を加えた地域である (図1)。

カルカ郡は、州都クスコを擁するクスコ盆地の北側を流れるビルカノタ川 (Río Vilcanota) 中流域の北側斜面 (ごく一部は南側斜面) から北の分水嶺を越えたヤナティレ川 (Río Yanatire) 流域全域とヤベロ川 (Río Yavero) の下流域を領域とする。ウルバンバ郡はカルカより下流のビルカノタ川南北両側斜面を占め、パウカルタンボ郡はヤベロ川の中上流域 (中流をマポチョ川[Río Mapocho]、上流をパウカルタンボ川[Río Paucartambo]と呼ぶ) の両岸および、さらに分水嶺を東に越えたマドレ・デ・ディオス川 (Río Madre de Dios) の上流域を含む。ラ・コンベンション郡は、ビルカノタ川の下流にあたるウルバンバ川 (Río Urubamba) 上流域を占める。ウルバンバ川には前出のヤナティレ川、ヤベロ川が合流する。クスコ郡は州都クスコ市が位置するクスコ盆地を領域とし、ワタナイ川 (Río Huatanay) が西から東に流れ、ビルカノタ川に合する。

この地域は、ビルカノタ河岸の標高 3,000m 前後の平坦部分、南北両側の斜面 (数多くの支流によっていくつもの小河谷が刻まれている)、南側斜面上部の比較的平坦な地帯、北側斜面上部の標高 5,000m を超える高山帯、この分水嶺の北側に広がる北向き斜面 (これも数多くの河川によって切り裂かれている) が連続的に配置され、さまざまな自然環境が比較的短い距離の中に複雑に絡み合いながら並立している地帯である。そこで行われる農業や牧畜も多様な姿を示し、運営する民営地や先住民共同体などの形態や経営も多様である。

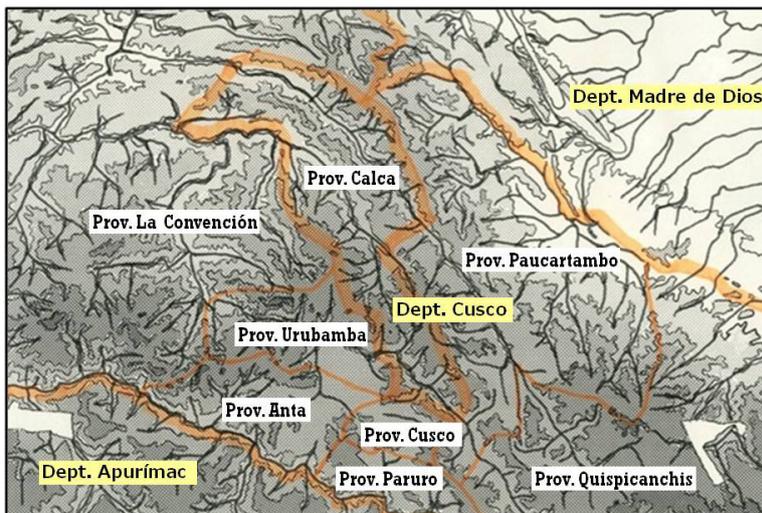


図1 カルカ郡および周辺行政図

(出所：ペルー国土地理院発行 10 万分の 1 地図から筆者作成)

研究対象地はこのような多様性を示すのであるが、多様性があることは地域がバラバラであることを意味しない。この地域にはクスコ市という大きな中心地があり、ペルー共和国の中でひとつの半独立した領域を形づくっている。植民地から存続してきた大私有地 (アシエンダ [hacienda]) の所有者アセンダド *hacendado* (地主 [terrateniente]) が政治経済を牛耳ると同時に、スペインによる征服以前からの先住民共同体 (*comunidad indígena*、農地改革

によって *comunidad campesina* と改称) も数多く残っていた地域でもある。多様性もこのアシエンダと先住民共同体を中核とする政治経済体制の中で成立するものである。この多様性と制度的制約に伴う共通性を同時に示す典型的な空間として、上記の地域を対象として設定する。

扱う時代は、農地改革 (Reforma Agraria) 前後の時代である。ペルーにおいては 20 世紀中盤以降、農業と政治体制の近代化が重要な政治課題となり、何度も農地改革が行われたが、1968 年に政権についたフアン・ベラスコ・アルバラド将軍 (General Juan Velasco Alvarado) を首班とする左翼軍事政権によって行われた農地改革が、その急進性・遡及性において際立っており、ペルーの政治・経済・社会・文化のすべての面に決定的な影響を及ぼした [Bertram 1991; Bulmer-Thomas 1994; Caballero y Álvarez 1980; Cotler 1991, 2005; Klarén 2000; Matos y Mejía 1980; 大串 1993; Thorp and Bertram 1978]。

この時代は、チリとの太平洋戦争に敗れて以来、輸出経済に支えられた経済運営を行ったペルーが、世界規模の経済体制の中に組み込まれながら、政治経済の近代化を急いだ時代であったが、その政治運営が山地部を中心に残存していた旧体制と妥協したものであったために、ベラスコ農地改革が実施される以前の政下では、近代化は不徹底なものであった。高地部における先住民の農奴制などのいわゆる「封建遺制」は温存され、山地部では大土地所有者たちが政治的権力をふるい続けたたのである。この時代は一方で、近代化政策が新しく生まれた労働者階級に対して抑圧的に働いたため、さまざまな軋轢が生ずるなど、階級的・人種的不平等に対する抵抗が激化し時代でもあった。そのような状況の中で、社会の近代化と同時に安定を志向する軍部が政治に関与する度合いが高まったのである。

この変化に富んだ時代を選んだ一つの理由は、同地域において 1987 年から続けてきたフィールドワークにおいて、対象社会に潜む矛盾を感じながら、短い調査期間ではその時に起こっている変化の実際を掴みきれなかったことである。変化のない時には、社会が抱える問題を暴き出すことは難しい。事件が起こって初めて、当該社会が抱える問題に気がつくのだ。筆者について言えば、調査地で遭遇した殺人事件・傷害事件・盗難事件・村人の逃亡事件・離婚、われわれ調査団と村人との間の軋轢などが、理解を深める契機となった。そのような経験を振り返った時に、当該社会にとって近年の最も重大な事件の一つであった「農地改革」をとりあげることによって対象社会についての理解がより深まるのではないかと考えたのである。

また、ある特定の村で起こった事件について掘り下げ、その村の局所的な状況や矛盾を描いても、それがアンデス高地の農民社会に通暁する現象であるかどうか、判然としない。そして、現地における見聞を積み重ねても、人々の言葉の陰にある事情を明らかにすることは難しい⁽¹⁾。事件が起こったときに、それを取り巻く全体的な状況を理解するために、文書による裏付けが必要であり、事件とその影響について考えるためには、時間を少し遡ったところから考察を始めなければならないと考えた。この条件を満たすために、「農地改革」に関わった私有地や先住民共同体一つ一つに関して作成された文書を探索した。探索は困難を極め、必要だと考える文書をすべて見つけ出すことができたわけではないが、論文を構成するに足る資料を得ることができた。

この論文において、局所的な状況に関する実地の見聞と、文書の解析をとおして発見した事実を組み合わせ、村落レベルを超えた一つの地域について論ずることを試みたい。一つの地域全体に影響を及ぼした大きな事件を取り上げ、それをさまざまなレベルで、そしてさまざまな種類のデータを用いて解析する研究、それがすなわち、本稿のめざすペルー農地改革の事例研究である。

I-2 地域・時代の特徴

研究対象地域の空間的・時代的特徴を、さらに詳しくのべておこう。その特徴についての基本的記述が、本稿における議論の進展にとってまず必要だからである。この地域では、アレキパ県に源流を持つアプリマク (Aprímac) 水系とビルカノタ川・ヤナティレ川・ヤベロ川が合するウルバンバ水系 (ともに北西方向へと流れる) が下流部で合流したウカヤリ (Ucayali) 水系と、北東方向に流れるマドレ・デ・ディオス水系 (ブラジルのマナウス [Manaus] 市の下流でアマゾン本流に合するマデイラ川 Rio Madeira の

支流水系)に大きく分かれる。この二つの水系の生態環境は大きく異なる。またそれぞれの水系でも、支流ごとに生態条件は大きく異なる。ウルバンバ水系で言えば、支流ビルカノタ川流域のカルカ郡南部とウルバンバ郡、その下流にあたり上ウルバンバ川 (Río Alto Urubamba) と呼ばれる河川流域のラ・コンベンション郡、ヤナティレ川流域カルカ郡中・北部、ヤベロ川流域のパウカルタンボ郡とカルカ郡北東部で自然環境は大きく異なる。マドレ・デ・ディオス川水系でも支流によって生態条件は全く違う。

調査地域は、標高 6,000m を超える雪山サルカントイ山 (Nevado Sarcantay) をはじめとする高峰を擁する山脈部から、標高 1,000m を下回る亜熱帯部までを含んでいる。高地部の亜寒帯気候から低地部の亜熱帯気候まで、標高によって生態条件は大きく異なり、その違いによって農牧畜業のあり方も異なる。最高地部の作物栽培限界を超えた地帯におけるラクダ科動物飼育、斜面上部のジャガイモをはじめとする根茎作物栽培、斜面中下部のトウモロコシをはじめとする穀物栽培、斜面最下部の亜熱帯気候地帯におけるココヤコーヒーといった商品作物栽培、それぞれが気候条件に適合した形で行われるのである。標高・気温・降雨量を基本条件に、小環境へ細かく適応した生業形態の遷移が、調査地域の特徴である。

| | 農業経営体 | | 面積 | | |
|-----------------|---------|-------|---------------|-------|-----------|
| | 数 | % | 総面積(1000Has.) | % | 平均 (Has.) |
| アシエンダ | 10,462 | 1.2 | 13,995 | 52.3 | 1,338.1 |
| 資本主義的民営地・小アシエンダ | 23,250 | 2.7 | 1,006 | 3.7 | 43.3 |
| 家族経営単位 自給農地 | 98,370 | 11.5 | 876 | 3.3 | 8.9 |
| 小民営地 | 719,110 | 84.3 | 1,124 | 4.2 | 1.6 |
| 共有経営エリア | 2,338 | 0.3 | 9,770 | 36.5 | 4,179.1 |
| 計 | 853,530 | 100.0 | 26,771 | 100.0 | 31.0 |

表1 農地改革前のペルー農村体制 (出所: Matos y Mejía 1980: 29 Cuadro 1.)

次に、調査対象時代の歴史的背景を示しておこう。そのためにまず、ペルー農地改革前の農村体制はいかなるものであったのかについて理解しなければならない。ホセ・マトス・マル (José Matos Mar) とホセ・マルエル・メヒア (José Manuel Mejía) は、それを上のようにまとめている。

表1では、ペルー農村部の生産単位を4つの種類 1) アシエンダ (Haciendas)、2) 資本主義的民営地ならびに小アシエンダ (Fundos Capitalistas y Pequeñas Haciendas Terratenientes)、3) 家族経営単位 (Unidades de Explotación Familiar)、4) 共有経営エリア (Áreas de Explotación Comunal) に分類している⁽²⁾ [Matos y Mejía 1980: 23-27]。

表1にしたがえば、経営体の数では家族経営単位が95.8%を占め、そのうち小民営地が84.3%と圧倒的な数を誇っている。その他の経営体はアシエンダが1.2%、資本主義的民営地・小アシエンダは2.7%しかなく、共有経営エリア(先住民共同体)に至っては0.3%を占めるだけであることがわかる。しかし一方、面積はアシエンダが52.3%、共有経営エリアが36.5%を占めている。経営体の数では合計1.5%しかないこの2つで、ペルーの農地の88.8%を占めている。また、平均面積で言うと、共有経営エリアが4,179.1ヘクタール、アシエンダが1,338.1ヘクタールなのに対して、資本主義的民営地・小アシエンダが43.3ヘクタール、家族経営単位 自給農地が8.9ヘクタール、小民営地は1.6ヘクタールである。土地所有のこの全般的不均衡が、ペルー農村の後進性と寡占支配の原因とされ、その改善がペルーにおける大きな政治・経済課題とされたのである。

この課題に応えるべく何度も農地改革が試みられた。本稿が対象とするベラスコ農地改革以前にも3つの政権によって農地改革が企図された。第一のものは、第二次マルエル・プラド (Manuel Prado) 政権期 (1956-1962年) の大統領令第1号 (Decreto Supremo No.1 [1956年8月10日])、第二のものは、短期の軍事政権期 (1962-1963年) の法令14328号 (Decreto Ley 14328 [農地改革基本法 Ley de Bases de Reforma Agraria, 1962年11月])、法令1444号 (Decreto Ley 14444 [1963年3月])、そして第三のものは第一次⁽³⁾

フェルナンド・ベラウンデ・テリー (Fernando Belaúnde Terry) 政権期 (1964-1968 年) の法 15037 号 Ley 15037 (農地改革法[Ley de Reforma Agraria, 1964 年 5 月 21 日]) である [Matos y Mejía 1980: 84-103]。

これらの改革は、ペルーの後進性を解消するとともに、ペルーにおける階級的不平等や土地分配の不均衡に対する反対運動、例えば北海岸や大都市部における、ビクトル・ラウル・アヤ・デ・ラ・トーレ (Victor Raúl Haya de la Torre) 率いるアメリカ人民革命同盟 (Alianza Popular Revolucionaria Americana, APRA) のストライキや暴動、ラ・コンベンション郡における、ウゴ・ブランコ (Hugo Blanco) に率いられた農民反乱 [Blanco 1972; Neira 1968, 1974; Tamayo Herrera 1981]、ビルカノタ河谷などの地域におけるアシエンダに対する個々の先住民共同体の対抗運動や、農民たちの広範な動員をめざした農民組合運動、などに対する対応であった。しかし計画が実際に実施されなかったり、抜け道が多かったり、範囲が限定的であったりして、これらの改革は大きな効果をあげることができなかった。

そして最終的に実行されたのが、1968 年 10 月 3 日にベラウンデ大統領を追放して成立した軍事政権が発布した法令 17716 号 (Decreto Ley 17716 [農地改革法 Ley de Reforma Agraria, 1969 年 6 月 24 日]) である [Matos y Mejía 1980: 107-108; Thorp and Beltrán 1978]。この農地改革は、伝統的な権力ブロックの排除だけに止まらず、ペルー全体の階級構造と従属関係を作り変えることをめざしたものであった [Matos y Mejía 1980: 108]。

農地改革の対象となる範囲は、以前のものより広範なものであった⁽⁴⁾。そして農地改革の実施機関として、農業省 (Ministerio de Agricultura) のもとで国全体の農地改革をリードする行政部門「国家農地改革局 (Dirección Nacional de Reforma Agraria, DNRA)」が創設され、その下に地方局が置かれた。司法部門としては土地裁判所 (Juzgado de Tierras) と農事裁判所 (Tribunal Agrario) が設けられた。これらの組織のもとで、農地改革はいくつもの複雑で時間がかかるステップを踏んで行われたのである⁽⁵⁾ [Matos y Mejía 1980: 118-119]。さらに、農民たちの組合活動や経営を支援するために「社会動員援助国家システム (Sistema Nacional de Apoyo a la Movilización Social, SINAMOS)」が作られた⁽⁶⁾ [Matos y Mejía 1980: 124-130]。

接收されたアシエンダは、生産農業協同組合 (Cooperativas Agrarias de Producción, CAP) と社会利益農業結社 (Sociedades Agrícolas de Interés Social, SAIS) に作り変えられた。そして、各地域に協同組合センター (Central de Cooperativas) を作って、全体を統括しようとした。さらに、アシエンダの解放は旧所有者から新たな農民地主への土地売却という形をとったため、土地・家畜・家屋や機械は価格が査定され売却された。そして、接收された土地の対価として、利子付きの償還期限 20 年から 30 年の債権 (Deuda Agraria) が渡された [Matos y Mejía 1980: 121-122] のである。しかし、一部換金が許されたとはいえ、償還に長い時間を要する債権は、その後のインフレーションで紙くずと化し、後進的な農村部から近代部門へ資金を移転しようとした軍事政権の計画は実現しなかった。さらに、債権が回収できなかったことで、土地を接收された旧アセンダド層の没落が決定的となり、農村部の政治経済体制は一変することになった。

I-3 多様性・生態環境・経済体制

本稿は、農村社会を構成する農業経営体の多様性と、多様の中での統一性・持続性を作り出すさまざまな制度の働きを、明らかにすることを目標としている。筆者は調査の過程で、先住民共同体やアシエンダが農地改革前からきわめて多様であり、また改革の過程における動きもまたさまざまであったことを見てきた。では、その多様性が作り出されたのはなぜだろう。

農業経営体の多様性を作り出した原因が、前述した自然環境の多様性にあることは間違いない。自然環境はそこに住む人々の経済活動の大枠を決めるものであり、先住民共同体のメンバーであろうと、アセンダドであろうと、自然環境に適合する形で経済を営んできたことに違いはない。先スペイン期アンデス国家の基本原則であるとジョン・ムラ (John Murra) が指摘した「垂直利用 vertical control」は、20 世紀の先住民社会や混血農民社会においても行われてきた [Webster 1971, 1972; Murra 1972, 1975; Brush

1976, 1977]。インカ時代における環境への適応戦略は、その後も合理性を失っていなかったのである、調査対象地においても、先住民共同体やアセンダドは、生態条件に合わせて歴史的・地域的合理性をもつ経済活動を行っていた。

気候や植生の多様性も大きく、それに適応して営まれる生業活動もまた多様である。この多様性に基づいた、経営体による差異や、同種の経営体内部の多様性については、本稿の中で論じて行く。しかし、この自然環境の多様性が、農業経営体の多様性を、すべて説明できるわけではない。似たような生態環境にある農業経営体がみな同じ姿をとっているわけではなく、逆に異なる条件にある経営体が似通った形態をとる場合もあるから、生態条件のみで農業経営体や社会の多様性を説明できるわけではない。

では、調査地域の経済体制の違いに原因を求めるのはどうだろう。確かに、「土地を私有」するアシエンダや民営地といった貨幣経済を経営原理とする農業経営体と、「土地を共有」する先住民共同体という生存経済に基づく経済運営を行っている社会単位が、明確に区別されていたことが、農地改革時の調査対象地域における基本的な制度的条件である。しかし、「アシエンダ」ならびに「先住民共同体」は、それぞれ一様ではなかった。アシエンダと先住民共同体もそれぞれ多様であり⁽⁷⁾、二つのカテゴリーだけでは農地改革時の地域の複雑な実情を理解するには不十分である。アシエンダ所有者や先住民共同体構成員ひとりひとりの意思および行為や政策の実施状況の分析も必要となる。

そしてまた、社会や文化のあり方に原因を求めても、結果は同じである。先住民社会は非常に多様であり、また誰を先住民と呼ぶべきであるかという点も、決して自明ではない。アシエンダの農奴（コロノ[colono]またはフェウダタリオ[feudatario]、本稿ではコロノに統一する）にもさまざまな種類があり、彼らを一括して扱っていいものか、また逆に「先住民共同体」のメンバーとアシエンダのコロノを、別々の種類と数えていいものか、これまできちんと論じられてこなかった。さらに「先住民の文化」といわゆる「混血の人々の文化」の境界も明らかではない。

本稿が対象とする地域における調査において、多くの農業経営体を網羅した調査を行うことはできなかったため⁽⁸⁾、経営体についての量的な資料を提示することはできない。先住民共同体の分布やタイプ分けはある程度できたが、アシエンダについてはその数や分布についての量的調査は不可能であり、そのほかの二つのタイプについてはほとんど調査が及んでいない。しかし、現地調査において地域を広く歩いた時に、いろいろな経営体を実際に見た。詳細な結果を提示できないとはいえ、様々な経営体が並存していたことは確かである。

注7、8で言及したボリビア・ラレカハ郡の調査においては、数多くの農業経営体の姿を農地改革資料の広範な渉猟と現地調査を組み合わせで明らかにしたのだが、本稿において調査地域で対象とした農業経営体の数ははるかに少ない。また、数多くのアシエンダ内部のコロノに与えられた自留地の面積・位置・収穫物にまで立ち入った統計分析ができるわけではない。本稿のもとになった調査では、ひとつひとつのアシエンダや先住民共同体に関して、実地調査とインタビューを組み合わせ、多様性をもたらした条件に迫る調査を実施した。その成果はこれまでも発表してきたが[木村 1991, 1992, 2000, 2005, 2006, 2008]、ここでそれらを総括し、調査地域の農地改革期の実情を、大きな視野から明らかにしたいと考える。

II 理論的立場

II-1 個人

ここから、筆者の理論的立場を明らかにしていこう。筆者は、多様性を生み出す基本的な原因を個人の多様性に求める立場に立つ。社会を構成する個人に関して言えば、調査地域に住む個人のありようをすべて調べたわけでは勿論なく、その偏移の幅を示すことができるわけではないとはいえ、先住民であろうと、大土地所有者であろうと、その中間に位置する小作人・農業労働者であろうと、その志向や行動は一つの形に収まるものではなく、予測不能なものである。

「予測不能の行為をする個人」という立場は、生物の進化におけるダーウィニズムと似た立場である。ダーウィニズムは、「変異は無方向でなければならない。あるいは、少なくとも、あらかじめ適応への傾斜をもつものであってはならない」[Gould 1980: 12] のであり、「多少変異を示しながら複製するユニットがあり、増殖の結果その数が増え、競合しあう—このような『変異』『複製』『淘汰』をもつシステムには普遍的に成立する論理である。その意味では、ダーウィンの考え方は、生命の普遍的な構造を理解するための重要な一歩を与えた」[金子 2003: 4] からである⁹⁾。

そして、今ある変異や多様性をすべて調べ上げても、わからないことは多く、何らかの理論的想定を欠かすことはできない。農地改革の過程やその中で生じたことを、外部からの圧力や規制（すなわち淘汰）によってすべて説明することはできず¹⁰⁾、外部要因や起こった事態に関するすべてのデータを入手することなどできない。しかし、実証的な証拠が十分でなくても、一つの理論的立場を想定しなければならない¹¹⁾。そうして理論的に仮想されているのが、「その志向や行動が一つの形に収まるものではなく、予測不能な個人」である。

その立場からは、新古典派経済学による「効用を最大化しようとする合理的個人」という想定を受け入れることはできない。新古典派の理論は、「方法論的個人主義」と呼ばれながらも、個人の差異を無化し、また結果に個人の志向の差異が影響を与えないと考えることによって、個人を経済理論に従属させているからである。

新古典派経済学の個人観に対する批判は、様々な立場から、すでに数多く行われている [Simon 1955, 1983; Gudeman 2001; Sen 2002; 青木 2008; Thaler 2015; 宇沢 2016; Bowles 2016 など]。制度主義経済学者を自認する宇沢弘文は、人間が「将来に対する予測不可能性」を持っていると言い、「合理的期待形成」の仮説を否定する [宇沢 2016:145]。人間の行為それ自体が予測不可能であるのに加えて、将来について予測することはできず、ここには合理的な期待形成など不可能だというのである。

また、行動経済学者のリチャード・セイラー (Richard Thaler) は、「経済理論の核になる前提とは、人は自分に取って最適な行動を選択する、というものだ」と言い、この『最適化』が『価格が自由に変動する競争市場では、供給と需要が一致するように価格が調整される』という『均衡』に結びついて経済理論の核を作っているが、「ふつうの人が直面する最適化問題はたいへい非常に難しいもので、解決することはおろか、解決に近づくことすらできない」と言う [Thaler 2015: 5-6]。

宇沢はさらに、新古典派の理論が「厳密に純粋な意味における分権的市場経済制度にのみ適用され、そこでは生産手段の私有制が基本的な前提条件となっている」[宇沢 2016:74] とする。分権的市場経済制度とは、国家によって経済の動きがコントロールされることなく各経済アクターの自由な動きによって成立する市場が最適な経済効果を生むというものである。しかし、農地改革期の調査地域においては、そのような市場原理は働いていない。そして、市場を支えるアクターの自立性を担保するために生産手段の私有が必須であるとする新古典派の考えかたに反して、先住民共同体などで土地が私有されていなかったことが、集団に不利益をもたらしていたわけではない。土地の問題は私有権に関わる問題としてのみにあるのではなく、集団の社会的資源に関わる問題と考えることが重要である。また、農地改革前のペルー高地部においては、土地を小作地として利用することに合理性があった¹²⁾。土地を私有することだけが合理的というわけではないのである。

そして、新古典派経済理論では「人間をたんに労働を提供する生産要素としてとらえるという面が強調され、社会的・文化的・歴史的な存在であるという面が捨象されている」[宇沢 2016: 74] と宇沢は言うが、農牧畜業に従事する人々を、単なる労働力として捉えてはならず、社会的不平等や経済的収奪の問題を忘れてはならない。

一方、セイラーらの行動経済学者の個人に対する見方の基礎となっているのが、ダニエル・カーネマン (Daniel Kahneman) らの心理学である。カーネマンは、「心理学者にとって、人間が完全に合理的でもなければ完全に利己的でもなく、その好みは何であれべつ変わることは自明である」から、「経済理論においては、経済主体は合理的かつ利己的で、その選好は変わらないものと定義されている」という経

済学者の一文に驚愕したと述べている [Kahneman 2012: 269] ⁽¹³⁾。

行動経済学に決定的な影響を与えたのが、エイモス・トゥヴェルスキ (Amos Tversky) とカーネマンによる論文 "Judgement under Uncertainty: Heuristics and Biases" [Tversky and Kahneman 1974] である。そして、人間が抱えるバイアスにたいしてヒュリスティック・バイアス (*heuristic bias*) という名を与えている。カーネマンは、「ヒュリスティックの専門的な定義は、『困難な質問に対して、適切ではあるが往々にして不完全な答えを見つけるための単純な手続き』である ⁽¹⁴⁾」 [Kahneman 2012: 98] と言う。人間はすべからずバイアスを抱えており、それが人の選択に大きな影響を与えているのである。

行動経済学が「貧困状態にある人々と豊かな人々の間に個人としての違いはない」というのは正しい。アブジト・バナジー (Abhijit Banerjee) とエステル・デュフロ (Esther Duflo) は、「驚くのは、これほど貧乏な人たちでも、ほとんどあらゆる点でわたしたちと何もかわらないということです。同じ弱みを持っているのです。貧乏人は、他のみんなと比べて合理性に劣るわけでもありません—その正反対。まさに持ち物があまりに少ないからこそ、彼らは選択をきわめて慎重に考えることが多いのです。」 [Banerjee and Duflo 2011: ix] と述べる。

そして、行動経済学は数々の著作をとおして [Thaler and Sunstein 2008; Collins, Morduch, Rutherford, and Ruthven 2009; Banerjee and Duflo 2011; Karlan and Appel 2011]、いまでは開発経済学の主流を形成している観もあり、世界銀行グループ (World Bank Group) も 2015 年の『世界開発報告 (World Development Report)』にこのテーマを選び、*Mind, Society, and Behavior* という表題をつけている [World Bank Group 2015]。しかし、行動経済学が開発プロジェクトに適用され、貧困の解消に応用されることによって問題が生じる。

新古典派経済学の「合理的個人」公理を排し、現場に密着するといいいながら、行動経済学に基づいた開発経済学は人間一人一人の多様性を十分に咀嚼できない。行動経済学では「ランダム化対照試行 (randomized controlled trials RCTs)」という手法を使って実験を行う。それは、「RCTs では、蚊帳の調査のように、個人やコミュニティがちがった『処置』に無作為に割り当てられます。この場合の処置とは、ちがったプログラムや、同じプログラムの一部をいろいろ変えたものを指します。各種の処置に割り当てられた個人は、完全に似たような存在なので (なぜなら無作為に選ばれているからです)、結果に差が出たら、それはすべて処置の影響ということになります」 [Banerjee and Duflo 2011: 14] ということになる。

しかし、実験の結果明らかになる人々の志向や判断には、当然のことながらバラツキが生じる。そして、行動経済学やこれに基礎づけられるタイプの開発経済学において、少数意見が重視されることはない。「実験」の結果ヒュリスティック・バイアスが「発見」されたにしても、それが全ての被験者に見られるわけではない。「実験」は、少数意見を捨象し、すべての人に差がないかのように扱うことによって成立し、普遍的な原理として取り出されるのである ⁽¹⁵⁾。これは、筆者がとる立場ではない。なぜなら、「経済学や工学では、社会実験が行われることもあるが、人々の生活の内面に踏み込む人類学や社会学的な研究では費用や倫理面の制約から汎用的な方法になっていない。だからこそ、文化人類学や農村社会学では、少数事例を掘り下げることこそが主たる方法になってきた」 [佐藤 2016: 77] からである。

数としてはとるに足りない少数意見が大きな影響力を持つことはいくらかでも例があるし、予測不能の「創発」なしに個人や組織は大きな変革を成し遂げることができない。農地改革前後のペルー高地部における状況やさまざまな事件を、個人の心理に還元するのではなく、事例研究として成り立たせなければならない。それは、「事例研究の強みは、様々な角度から包括的に出来事の展開過程を捉えることにあり、」 [佐藤 2016: 90] であり、「複数の角度から検証して同じプロセスが確認できるのであれば、事例の数が一つであっても、重層的な観察を通じて導かれる類型の妥当性は強化され、問いの設定によっては学術的にも有用な成果が生まれる」 [佐藤 2016: 90] からである。

II-2 社会

開発プログラムは、個人の心理以外に社会、特にコミュニティを重視してきた。たとえば、世界銀行

も前出の『世界開発報告 2015』において、「自動的に考えること (Thinking Automatically)」、「社会的に考えること (Thinking Socially)」、「メンタルモデルをもって考えること (Thinking with Mental Models)」の三つをとりあげている [World Bank Group 2015]。人間が無意識に行なっている自動的な思考と、物事を心に備わっているモデルをとおして考えるという、心理的なメカニズムだけでなく、社会の影響力を重視していることがわかる。

世界銀行は「コミュニティが推進する開発プログラム (community-driven development CDD program)」について、「コミュニティによる関与が大きいほど、資源の持続可能性、インフラの質、健康・教育の提供を少々改善」とするが、同時に「CDD プログラムが効果をあげるためには、市民が互いに実際に関与することを助ける方策ならびに、プロジェクトのインセンティブが消えた後でその相互行為が持続することを助ける方策を見出す必要がある [World Bank Group 2015: 50-51]」とし、コミュニティの関与とその持続性を担保する必要性を強調する。

開発協力 (development assistance) においては、特定の個人にだけ利益を供与することは原理的に排除されており、協力の対象たるコミュニティは、一体性のある方が開発計画のスキームに合致しやすく、成果も上がりやすい。国家の安全でなく人間一人ひとりの安全を保障するという「人間の安全保障」においても、コミュニティや集団が重視されている [Commission on Human Security 2003]。

人類学においてもコミュニティは重視される。経済人類学者のスティーヴン・グドゥマン (Stephen Gudeman) は、「経済 (economy)」が「コミュニティ」と「市場 (market)」という二つの領域に分けられているとした上で、コミュニティを「実在する現場レベルのアソシエーション (association)」であり、人々が経験する想像された連帯 [Gudeman 2001: 5] であるとする。経済人類学やジェームズ・スコット (James Scott) などのモラル・エコノミー (moral economy) [Scott 1976] では、コミュニティと市場の対比は、それぞれ「生存経済」と「市場経済」の対比として現れる。人類学や農業社会学が伝統的に研究対象として来た、「市場経済」に完全に組み込まれない人々を理解するために「生存経済」という概念を置き、これを人間の基本的原理として、「市場経済」下にある人々の生活運営のありかたをも考えようとしてきたのである。

世界を席卷しつつある「市場経済」への対立軸として「生存経済」を置くことに異論はない。しかし、問題は残っている。その最大のもは、「コミュニティ」を実態に即して定義することができないことである。グドゥマンも現場で見出されるものは「アソシエーション」であり、それを「コミュニティ」に組み上げているのが、「想像された連帯」であると言っているように見える⁽¹⁶⁾。「結社」とも訳される「アソシエーション」は特定の目的を持った社会単位であるが、「コミュニティ」はそれと対比され「特定の目的をもたない社会単位で、それに対して特別の帰属意識を持つもの」ということになる。

グドゥマンは「コミュニティ」と「市場」を対比する他に、4つの「価値領域 (value domain)」を区別する。それをグドゥマンは、「ベース (base)」、「社会関係 (social relationship)」、「交易 (trade)」、「蓄積 (accumulation)」と呼ぶ [Gudeman 2001:5]。「ベース」または「基礎 (foundation)」と彼が呼ぶものは、「共有された利益 (shared interests)、すなわち土地や水のような永続する資源、生産物、知識・技術・法・活動・技能・習慣のような理念的な構築物により成り、また同時にすべての領域に構造を提供する文化的同意や信念によって構成されている」 [Gudeman 2001: 7]。

ここで「すべての領域に構造を提供する文化的同意や信念」と言われているが、私が暮らした先住民共同体においては、共有された「文化的同意」や「信念」を見出すことは簡単ではなかった。たとえば、「土地は共有地である」と先住民共同体の人々は口を揃えるが、土地の利用権はそれぞれの個人に与えられている。「土地が共有である」とは「外部の者に土地は売らない」という意味であり、「排他的な土地利用権・保有権」を排除するものではない。「外部に売らない」という「同意」はあるが、「土地を内部で共同して用いる」という「共同性」が成り立っているとは限らない。共同体は「外部に対する防衛の枠組み」としてあり、「内部の協同行為の基盤になる」とは必ずしも言えないものである。

また、家畜儀礼などの儀礼的行為の手続きに関する「同意」や、その中に現れるアプ (apu) などと呼

ばれる「山霊」に関する「解釈」、先住民言語を用いる「慣用性」、自らが先住民であるという「自己意識」はあるが、これも個々の住民にとって「外部との差異」であり、「内部の共同性」を作り出す保証はない。外部者に対して「自分」が「先住民」であるという意識があるからといって、それが「われわれ先住民」という広い連帯につながる必然性はないということである。さらに、それらの「文化的」同意が、集団の「社会的凝集性」や「経済的共同性」に繋がっているかについても、簡単に答えはでない。

ここで参考になるのが、フランスのマルクス主義哲学者ルイ・アルチュセール (Louis Althusser) が提示した「重層的決定 (surtermination)」と「分節接合 (articulation)」という概念である。アルチュセールは、社会が複数のレベルまたは審級によって作り上げられていて、歴史的変化を導く矛盾は、それら複数の審級によって重層的に決定されるという [Althusser 1965: 99-100]。社会には、マルクスが土台・最終審級と呼ぶ経済と、上部構造である文化⁽¹⁷⁾ などさまざまな部分があり、それらが事態を「重層的」に決定するというのである。ここには「経済的生産様式による決定」と「上部構造の相対的自律性とその独自の有効性」を認めるという考え方が示されている。

この「重層的決定」は、経済がすべてを決めるという俗流マルクス主義の主張を退け、文化の自律性を認める点で意義深い。しかし、これは同時に、「文化」が「コミュニティの性質」を決めるとか、両者が直接につながるとかという考え方も、すぐには認めないということでもある。各審級は分節しながら接合し、全体的な構造を形づくっているとアルチュセールは言うが [Althusser 1996a, 1996b]、審級の接合状態は場合によって様々で、一意的に決めることができるわけではない⁽¹⁸⁾。コミュニティという社会単位のあり方という社会的な審級や、その経済運営のやり方という経済的審級と、「文化」・「価値観」という審級のつながり方はどこでも同じであるというわけではないのである。先住民の「社会」や「経済」を語るときに、「文化」を基礎において語る手続きが、普遍的に有効であるという根拠はない。

筆者の立場を明らかにしておこう。筆者は「コミュニティ」を簡潔に定義できるとは思わない。「コミュニティ」とは人間にとって「生きるための場所」とでも言い換えることしかできないものである。人間は特定の目的をもって生まれてきたわけではない。「コミュニティ」も、それ自体は特定の目的を持たない。このような「コミュニティとは何か」と問うことは、「人間とは」また「生きるとは」「何か」と問うことと、ほとんど同義である。

そこで、筆者は次のように考える。元来目的を持たないコミュニティの中には、何らかの目的を達成するための「アソシエーション (結社)」が存在する。そして、各々の個人は複数の目的を持っているから、一人の個人が別々の目的をもつ複数のアソシエーションに所属することは、十分想定可能であり、われわれはそのように生きている。このようなアソシエーションが、他のメンバーの積極的ないし消極的支持、積極的ないし消極的反対、無関心といった、多様な反応にさらされながら、錯綜した形で並存するのが、機能するコミュニティの形である。さらにアソシエーション自体が「生きる場」となり、「コミュニティ」に化けることもしばしば見られることである。生活の場たる家庭や地域社会が人にとって「生きる場」としての意味を失ったとき、「職場」や「宗教集団」が「生きる場」すなわち「コミュニティ」になることは、どこでも見られることである。「コミュニティ」と「アソシエーション」の区別も、現実の場では簡単ではない。

コミュニティを語ることは極めて難しい。そして、開発に関わる分野で語られている「コミュニティ」は、それが結局何かはつきりしないまま、外部者が想像した理想的「コミュニティ」になっている。前出のベネディクト・アンダーソンが「ネイション」を「想像の共同体」だとするなら [Anderson 1983]、開発業界において語られる「コミュニティ」も「想像の共同体」である。前者が「内部者によって想像された」共同体であるのに対し、後者は「外部者によって想像された」共同体であるという違いはあるが、ともに「想像された共同体」であることに変わりはない。

個人にとっての「コミュニティ」は一つではなく、立ち向かう問題によって変動するものである。一人の人間にとっての「コミュニティ」には、「家族」から「親族」、「部落」から「村落」、「小規模な結社」から「国家」に至るまで、複数の層が存在する。そして、筆者が対象とする地域・時代において、この

ような「層」を切り分け、その間の「分節・接合」がどのような形をとっているか、そしてその「重層的決定」が他の地域、他の時代とどのように異なるか、という形で問題を設定することは可能である。

しかし、本稿において、農民たちにとっての「コミュニティ」とは何か、先住民たちが「生きる」とはどういうことかという問題に踏み込むことはない。筆者が言及する「共同体」「コミュニティ」とはあくまで「制度としての共同体」であり、「共同体」という用語はペルーにおいて公式に使われる「先住民共同体」に限定する。本稿は、中央アンデス高地部において、自然環境による制約を受け、歴史的に形成された政治経済体によって規制された、「先住民共同体」「アシエンダ」という政治的・社会的制度の内部に、そしてその相互関係の中に、いかなる多様性が見られるか、そしてその多様性がどのような変化につながったかを追究しようとするものである。

II-3 制度

これまで、人間は多様であり、行動の予想がつかない存在であると述べてきた。しかし、そのような個人によって構成されているからといって、通常の下では、集団・社会は無秩序状態であるわけではない。無秩序になることや、闘争状態になることがあるとはいえ、大概は少なくとも表面上は、だいたい平穏で持続的に維持されている。これについて、前に引用したカオス・複雑系の研究者である金子邦彦は、「たしかに個々のレベルではその差異が重要なのに、集団レベルではそれがならされた統計的予測ができるということはしばしばある。実際、カオスと呼ばれるような運動をする場合、ある一つの運動自体の予測可能性は失われていくけれども平均した集団の振る舞いは予測できることが多い」[金子 2010:18] と言う。

人間集団に対して、このような平均的な動きや安定性を与えているものが「制度」である。制度主義経済学者の青木昌彦は「制度」について、「それは、制定法、インフォーマルな規範、確立した組織体、契約、人々の思考態度、またはこれらの全てないし一部の組み合わせ、とみなすことができるのだろうか」[青木 2003: 4] と言う。また、エリノア・オストロム (Elinor Ostrom) は、「広く定義すると、制度は反復的で構造化された相互行為のすべての形態を組織するために人間が用いる規定である。その相互行為には、すべての規模のもの、すなわち家族・近隣・市場・企業・スポーツリーグ・教会・民間アソシエーション・政府との相互行為を含む。ルールによって構造化された状況の中で相互行為を行う個人は、彼らが行う行動や戦略に関する、そして彼ら自身や他者にとっての結果につながる選択に直面する」[Ostrom 2005: 3] と言う。

「制度」は個人の選択・行動を規制するすべてのものを含んでいる。そしてこの「制度」は、個人がその作成・成立に自ら関与しているものも、個人の意思に関わりなく外部から与えられたものもある。オストロムが挙げる例をみるだけで、それはよくわかるだろう。そして、制度に対する個人の関与の分析が、制度主義にとっては大きな課題となる。この際に大きな焦点となるのが「ルール」である。青木は制度を「ゲームのルール」として概念化したのが、ダグラス・ノース (Douglas North) であるという [青木 2003: 4]。

ノースは、「制度は人々が自分たちの相互作用を形づくるために考案したどのような形態の制約をも含む。制度はフォーマルであろうか、インフォーマルであろうか。それはいずれでもありえる。そして私は、フォーマルな制約—たとえば人が考案するルール—とインフォーマルな制約—たとえば慣習や行為コード—の双方に興味がある」と言い、「制度的制約は、個人が行うことを禁じられているものと、ときおり、個人がある活動を試みることを許されている条件を含む。ここで定義されているように、制度的制約は人々の相互作用が行われる枠組みである。それはチーム競技のゲームのルールに完全に対応している。すなわち、制度的制約はフォーマルな成分ルールと典型的には不文の行為コードからなる。後者はフォーマルなルールの基礎になりそれを補完する」[North 1990: 4] とする。

青木とオストロムの定義がノースの考えの延長上にあることは、すぐに見てとれるであろう。ただ、ノースにとって「制度」の問題は、ルールの問題であることを忘れてはならない。だから、ノースは「制

度」と「組織」を峻別する。彼は、「制度と同じように、組織は人々の相互作用に構造を与える」としながらも、「制度と組織の間に決定的な区別がある」とし、「概念上、はっきりと区別されなければならないのは、ルールとプレーヤーである」と述べている [North 1990:4]。さらにノースは「組織には、政治団体（政党、上院、市議会、規制機関）、経済団体（企業、労働組合、家族農場、共同組合）、社会団体（教会、クラブ、運動協会）、および教育団体（学校、大学、職業訓練センター）が含まれる。それらは、いろいろな目標を達成するという共通の目的によって結びつけられた個々人の集合である」 [North 1990:5] と言っている。

「制度」の問題が「ルール」の問題として捉えられると、この問題は「ゲーム」の問題として扱われることになる。青木は「ゲームの理論的分析がそれ自体で、制度の体系的な研究として完全なものになりえない」 [青木 2003: 6] という留保をつけながら、「単に豊富な制度のカタログを編集したり、あるいは制度にかんするアドホックな分類を示すのではなく、むしろ統一的なゲーム理論的枠組みを用いて制度的多様性の源泉や含意にかんする分析を試みる」 [青木 2003: 5] と言う。

オストロムも議論の中でしばしばゲーム理論を用いるが、ここでも留保をつけている。「私は、形式的なゲームとして十分に単純に分析できる状況に、分析を限定するつもりはない。活動状況の核になる概念は、多くのそして重要な状況を表現するために、一つの数学的ゲームとして定式化することが可能である。その他の重要な状況は、特にルールが選択の対象になるところでは、単純なゲームとしてモデル化するには複雑すぎる」 [Ostrom 2005: 7] と言うのである。

このようにゲーム理論は万能薬ではないのだが、個人の選択に関わる問題を扱う場合には、もはや欠かすことのできないツールとなっている。オストロムも、著書 *Governing the Commons* [Ostrom 1990] およびその趣旨を短くまとめた論文 "Institutional Arrangements for Resolving the Commons Dilemma: Some Contending Approaches" [Ostrom 1987] の中でゲーム理論を使っている。*Governing the Commons* は、「共有地の悲劇 (the tragedy of the commons)」、「囚人のジレンマ (the prisoner's dilemma)」、「共同行動の論理 (the logic of collective action)」についての通説を覆すことから始まる。オストロムの結論を敷衍すると、「共有地を私有地化したり国家のような上部機関の管理下に置いたりしなくても共有地を守る方法はある」、「隔離された囚人たちが自己の利益を追求したとしても、必ずしも相手を裏切るとは言えず、互いに信頼する解もありえる」、「合理的で個人の利益を追求する個人は共同の、または集団の利益を成し遂げるよう行動しない、とは必ずしも言えない」というものである。

そして、共有地のような共同蓄積資源 (common-pool resource, CPR) ⁽¹⁹⁾ を持続させるための問題として、1) 制度の新たなセットの提供、2) 信頼できる関与、3) 相互モニタリング、を挙げている [Ostrom 1990: 42-45]。CPR の共同管理を持続的に成功させるためには、新たに利用規定やメンバーを定めたり、メンバーが責任をもって活動に積極的に参加したり、タダ乗り (*free-riding*) を防ぐために相互に監視したりすることが必要なのである ⁽²⁰⁾。

CPR の持続的な共同管理のためには、さまざまな条件がある。コモンズを私有地化もせず、政府の管理に委ねない共同管理が可能であるといっても、どこでもコモンズがこのように管理されているわけではない。*Governing the Commons* の中で、持続的共同管理の実例をオストロムは示しているが、それは可能性を示すためのものであり、現代社会においてそのような管理が困難であることに変わりがない。

個人は事前に想定できない多様な志向をもち、予測不能な行動をする。しかしだからといって、「共有地の悲劇」のような無秩序な資源の荒廃が必ず生じるわけではない。そして無秩序を防ぐために国家による管理や私有財産化が必ず必要なわけでもない。人々の自由意志に基づく自発的で変更可能な柔軟な制度が社会的共有を守ることにつながる可能性があるのである。そして、このような制度がなければ社会はうまく持続することはできないが、個人の志向・行為は制度によって一意的に縛られてはいない。

II-4 まとめ：筆者の立場

ここで再び、対象地域の個人をどう捉えるかという問題に戻ろう。筆者は個人を、その行動や選択が基本的に予測不能な存在であると捉える。だからそれを、新古典派経済学のような「合理的経済人」とも、行動経済学のような「経験知によるバイアスを抱え、そのバイアスは実験によって検証できる個人」とも捉えない。個人はあくまで予測不可能な存在であり、「人間とはこういうものだ」という規定を置かないところから、筆者は出発している。

そして筆者は、ハーバート・サイモン (Herbert Simon) の「限定合理性 (bounded rationality)」という考え方を採用する。行動経済学者も、制度主義経済学者も、合理性についての自らの議論が、サイモンの考え方 [Simon 1955, 1983, 1997, 1996] を出発点にしていることを認めている [Thaler 2015: 23; 青木 2008:32]。セイラーは、サイモンの功績は、トゥヴェルススキヤカーネマンに先駆けて「人々が意思決定に費やせる時間や思考力には限界があるため、手っ取り早い方法を使い経験則に従う」と説き、「複雑な問題を解決する人間の認知能力には限界があるということの意味する」限定合理性 (bounded rationality) という概念を提唱したことだとする [Thaler 2015: 23]。

セイラーの言うような、人間の認知能力の限界をサイモンも認めている。「客観的合理性」とは「行動する主体が (a) 決定の前に、行動の代替的選択肢をパノラマのように概観し、(b) 個々の選択に続いて起こる諸結果の複合体全体を考慮し、(c) 全ての代替的選択肢から一つを選び出す基準としての価値システムを用いる、ことによって、みずからの全ての行動を統合されたパターンへと形づくること」[Simon 1997: 93] を意味し、「実際の行動」は「それが『合理的』過程と通常考えられている場合でさえ、こうした理想的な姿にはない、多くのつじつまの合わない要素を含んでいる」とサイモンは言うからである。

しかし、「限定合理性」はそのような「合理性の限界」と同じではない。サイモンの言葉を見よう。

もし行動がある期間にわたって観察されるならば、その行動はモザイク状の性格を示す。その行動パターンの各部分は、共通の目的への志向によって他の部分と統合される。しかし、これらの行動は、知識と注意の変化とともに時々刻々と変化し、選択の総合的基準のどんな概念によってもごくわずかしか結合されない。行動は合理性の「部分」を示す一すなわち、行動は各部分のなかでは合理的な構成を示すが、部分は違いの間に強い相互連結をもっていない [Simon 1997:93]。

このうちで私が注目するのは、「行動は各部分のなかでは合理的な構成を示すが、部分は互いの間に強い相互連結をもっていない」という部分である。サイモンは「人間の合理性には限界がある」とただ言っているのではなく、部分部分には合理性があるが、それが連結・統合されないと言っているのである。サイモンの「限定合理性」の要点は、人間の実際の行動における合理性には「限界がある」ということより、合理性は「限定されている」ということである。これをもっとも明瞭に示すサイモンの言葉がある。

おそらくこれらの複雑性を避け明瞭にする唯一の方法は、適切な副詞と連動して「合理的」という言葉を用いることである。もし、実際に、所与の状況のもとにおいて所与の価値を最大にするための正しい行動であるならば、その決定は「客観的に」合理的であるといえるだろう。もし、本人が実際にもっている知識に応じて成果を最大化するものであるならば、その決定は「主観的に」合理的である。手段の目的への適合が意識的な過程である程度に応じて、それは「意識的に」合理的である。手段の目的への適合が（個人によって、または組織によって）意図的に行われた程度に応じて、「意図的」に合理的である。もし、ある決定が組織の目標に向けてなされたならば、その決定は「組織にとって」合理的である。同様に、それが個人も目標に向けてなされるならば、それは「個人にとって」合理的である。これらの議論においては「合理的」という言葉は、その意味が文脈から明白でなければ、これらの副詞のうちどれか一つをつけて限定されるだろう

[Simon 1997:85]。

大事なことは、人間がバイアスに囚われて合理性に限界があるということではなく、部分部分ではわれわれの行動には合理性があるのだが、それは「ある面から見たら合理的だ」ということであって、「どこから見ても合理的」だとか「いつでも合理的だ」ということではないのだということである。そしてこれを裏返して見れば、一つの行動が「ひとつの面から見れば不合理」であっても、「別の面から見れば合理的」だと言うことができる可能性があるということである。

われわれが目撃する行動が一見いかにも「不合理」に見えようとも、それを「不合理」だとして切り捨ててはならない。われわれの志向や行動の目的が局所局所で変わるのなら、われわれは通時的に多様であり、ひとりひとりの志向や行動の目的がそれぞれに異なっているなら、われわれは共時的に多様である。つまりわれわれはいつでもどこでも多様である。そして、その時々でわれわれの行動は、局時的にも局所的にも合理的である可能性があるのだ。「野生の思考」を不合理だとして切り捨てることに異議を唱えそこに「合理」を見出してきた人類学は、サイモンのいう「限定合理性」をずっと大事にしてきたのである。

調査地の人々の行為に対して、その行為の意味を「バイアスがかかっている」という形で個人の心理の問題に回収してしまうと、その社会的・文化的意味に対する検討をやめてしまう。本稿が「事例研究」を標榜するのだとすれば、一つの行為に対するさまざまな観点からの多角的な検討を欠かすことはできない。その出発点が、「あらゆる行為は少なくとも限定的に合理的である」という立場である。

しかし、「合理的」であるということは、それが「よい結果を生む」とか「倫理的に正しい」とかいうことを、直接には意味しない [Sen 1977]。「合理性」があるというのは、「主観的に整合している（主観的合理性）」「手続きとしては正しい（手続き的合理性）」「社会の統合の役にたっている（機能的合理性）」というものであって、「志向や行動には理由がある」というものに近いものである。農地改革前後の調査対象地に生きた人々は、さまざまな「限定合理性」を持っているのである。

この限定合理性は多様なものであり、互いに相容れない場合も多い。そのような状況において全体としてのある安定性・持続性をもたらすのが「制度」であると既に述べた。社会的交換のところで述べたように、「制度」は個人にとって所与のものとしてある。コミュニティやアセンダは所与の制度である。しかしそれは個人の行為を動かしがたい形で制約していない。個人がそれぞれの目的にしたがって自主的に形成するアソシエーションがコミュニティに内実を与える。個々のアセンダドが個々の目的にしたがって行う経営がアセンダの姿を決める。

本稿で扱う農地改革において政策立案者は自らの理念において行動し、政策の実行者もまた個々の状況や判断にもとづいて行動する。これが農地改革における現地の人々の行動に一定の枠を作り出す。しかし、アセンダドや先住民も、個々の「限定合理性」に基づいて行動し、それが政策の実施に影響を与え、農地改革の結果を大きく左右する。このような制度と個人の相互交渉が、全体として農地改革期クスコ地方の地域的・時代的な特徴を作り出すのである。

Ⅲ 先住民共同体の多様性

Ⅲ-1 共同体の形式的分類

筆者はこれまで、カルカ郡および周囲の郡の先住民共同体について報告してきたが、それはほとんど古くから認定されてきた共同体（パンパリャクタ・アルタ、ワルキ [Huarqui]など）であった。それらは、比較的規模の大きな共同体であり、法的に認められた社会単位でなかったとはいえ、植民地期以来独立した単位として実質的に認知されたものであった⁽²¹⁾。そして、後で言及するレギア政権下の法的認知は、慣習的に認知されてきた共同体を法的に認知するという作業であったのである。しかし、現在先住民共同体として認知されているものは、歴史が古く大きな面積をもったものだけではない。

調査地域における先住民共同体について、「農村部土地登録特別プロジェクト (Proyecto Especial de Titulación de Tierras y Catastro Rural PETT) ⁽²²⁾ が作成した「土地権利所有先住民共同体簿 (Directorio de Comunidades Campesinas Tituladas)」の 2003 年版および 2004 年版をもとにして、その種類や分布を示していこう (表 2)。これらの資料では、カルカ郡に存在する先住民共同体を、1) 1920 年代に認知された古くからの共同体、2) 1960 年代に認知された比較的最近成立した共同体、3) 農地改革後の 1980 年代以降に認知された共同体、の 3 種類に分類し、地区別にその数を集計している。

「1920 年代に認知された古くからの共同体」は、アウグスト・レギア大統領 (Presidente Augusto Leguía) の「公式インディヘニスモ ⁽²³⁾」政策によって、1920 年の憲法に基づいて認定されたものであり ⁽²⁴⁾、植民地時代以来「事実上」認められてきた「先住民共同体」が、ペルーの歴史上初めてその存在を公式に認知され、法的な後ろ盾を持つようになった [Klarén 2000: 247] ものである。

「1960 年代に認知された比較的最近成立した共同体」は、認定の経緯に関する資料を見つけることはできていないものの、農村部の改革機運のもとで先住民共同体として認められたものであると考えられる。1920 年代と並んで 1950 年代以降の時代は、先住民の社会や文化の価値を称揚する「インディヘニスモ」が盛んであった時代で、ベラスコ軍事政権の農地改革につながる時代であった。

そして、「農地改革後の 1980 年代以降に認知された共同体」は、農地改革までのアシエンダが全面的または部分的な接収を受けたり、分割されたりした結果新たに成立した先住民による農業経営体が、「先住民共同体」として自立・認定されたものである。これは、アシエンダのコロノたちが社会的にも文化的にも「先住民」であったことを証明するものであるが、どのような経緯で先住民共同体として認められることになったのか、またもとのアシエンダのどの領域が一つの先住民共同体となったのかは、実にさまざまである。

カルカ郡の 8 地区は、3 つの種類に分けることができる。それは第一に、3) に分類される農地改革後に認知された共同体が卓越しているラレス (Lares)、ヤナティレ (Yanatile) の 2 地区 (ビルカノタ川とヤナティレ川の分水嶺の北側) およびサン・サルバドル (San Salvador) 地区 (ビルカノタ河谷の中心部の上流部)、第二に、1) と 2) を足したものが 3) より多い、ラマイ (Lamay)、コヤ (Coya)、ピサク (Pisac) の 3 地区 (河谷中心部東側) および河谷対岸のタライ (Taray) 地区、そして第三に、1) が何よりも卓越しているカルカ地区である。

カルカ郡の特別な性格は、隣接するウルバンバ郡と比べても際立っている。ビルカノタ川の肥沃な溪谷部位置しながらも、カルカ郡では先住民共同体が、総数 89 のうち、1) が 16 (17.98%)、2) が 33 (37.08%)、3) が 40 (44.94%) であるのに対し、ウルバンバ郡では、共同体総数 43、1) が 4 (9.30%)、2) が 11 (25.58%)、3) が 28 (65.12%) である。ウルバンバ郡には古く認知された共同体の割合が少ない。

古く認知された共同体について見てみると、ウルバンバ郡にはチンチェロ地区 (Distrito Chinchero) に 2 つ、マラス地区 (Distrito Maras) に 1 つ、オリヤンタイタンボ地区 (Distrito Ollantaytambo) に 1 つの計 4 共同体がある。そのうち、チンチェロ地区とマラス地区はビルカノタ河谷南側の高地部にあり、ビルカノタ川北側斜面にある共同体はオリヤンタイタンボ地区のオリヤンタ共同体 (Comunidad Campesina Ollanta) しかない。しかもこの共同体が認知されたのは 1943 年 10 月 30 日である ⁽²⁵⁾。

それではカルカ地区の先住民共同体の性格について考えてみよう。カルカ郡において 1920 年代に認知

| Distrito | 1) | 2) | 3) | Total |
|--------------|----|----|----|-------|
| Calca | 8 | 2 | 6 | 16 |
| Lamay | 3 | 6 | 1 | 10 |
| Coya | 2 | 6 | 0 | 8 |
| Lares | 1 | 4 | 10 | 15 |
| Pisac | 0 | 8 | 4 | 12 |
| San Salvador | 0 | 3 | 7 | 10 |
| Taray | 2 | 4 | 5 | 11 |
| Yanatile | 0 | 0 | 7 | 7 |
| Total | 16 | 33 | 40 | 89 |

表 2 カルカ郡の先住民共同体
(出所: Directorio de Comunidades Campesinas Tituladas 2004. 6, PETT)

された16の先住民共同体のうち8つがカルカ地区に集中している。そしてこの8つの共同体にラマイ地区の3つの共同体を加えた計11の共同体を考察の対象とする⁽²⁶⁾。

11の共同体は3つのタイプに分類することができる。第一のタイプの共同体は、ラマイ地区のワルキ、ポケス (Poques)、チュンピまたはチュンペ (Chumpi, Chumpe) と、カルカ地区のパンパリヤクタ・アルタ、アクチャ・アルタ (Accha Alta) の5つの共同体で、ビルカノタ川の支流上部の高標高地に位置する。第二のタイプの共同体は、カルカ地区のアクチャ・バハ (Accha Baja)、パンパリヤクタ・バハ (Pampallacta Baja)、ラヤンパタ (Rayampata) の3つの共同体で、ビルカノタ川の支流中流部にある。第三のタイプの共同体はアリン (Harín または Arín)、サクリヨ (Saclo または サリャオ Sallao) の2つの共同体で、ビルカノタ川の河岸から上部に向かって広がっている⁽²⁷⁾。

第一のタイプはみな面積1,000ヘクタールを超える共同体だが、そのうちパンパリヤクタ・アルタとアクチャ・アルタが、ヤナティリ川流域またはヤベロ＝マポチョ川流域との分水嶺まで広がる規模の大きな共同体である一方、他の3つの共同体の標高はそこまで達せず、広い牧草地を持っていなかった。第二のタイプは面積が1,000ヘクタールに達せず、領域が高標高地にまで達していない。そして最後の第三のタイプのアリンは面積が1,000ヘクタールを超えるものの、サクリヨは100ヘクタールにならない小規模な共同体である。

ここまでのところで、共同体がどの地区にあるか、いつ共同体として認知されたか、いかなる標高地にあるかといった条件によって、先住民共同体には大きな多様性があることがわかった。しかし、これまでの分類で同じタイプであったとしても、共同体によってその性格はさまざまであり、また逆に別々のタイプに分類できたとしても、短時間の観察ではその違いを見て取れないものもある。次節では、現地調査において得られた観察データと農地改革資料に含まれるデータに基づいて、いくつかの先住民共同体の多様性と類似性について論じる。

III-2 共同体の類似性と多様性

カルカ郡や周辺の郡において、法的に認知された時期の違いや、位置する環境の違い、さらに面積の違いによって、共同体をさまざまなタイプに分類することができた。次に共同体を実質的に成り立たせているものについて考察しなければならない。まず、共同体内の家屋の配置についてみてみよう。

アクチャ・アルタやパンパリヤクタ・アルタのような高標高部が領域の大部分を占めている共同体では、広い範囲に家屋が散在する。しかし、チュンピ、ポケス、ワマ (Huama)⁽²⁸⁾ では、標高3,500mを下回る低い部分に家屋が比較的まとまっている。共同体全体でジャガイモ耕地の休耕ローテーションを実施していないこの地域では、家族ないし親族集団ごとに構成された家屋群が周囲のジャガイモ耕地を自主的にコントロールする形が合理的なのであろう。そして、耕地のローテーションを行わないトウモロコシ耕地を持つ共同体の場合には、標高の低いトウモロコシ耕地近くに家屋を固めるのが合理的であろう。しかし、家屋の配置に関する経緯がわかっているわけではないので、これらの考察は推測の域を出ない。

ワルキは、共同体がケリョコチャ (Quellococha)、チャウピマヨ (Chaupimayo)、サシカンチャ (Sasicancha) という、3つのほとんど独立した集落に分けられており、学校もそれぞれにある。教会堂は先スペイン期の遺跡があるチャウピマヨにしかなかったが、筆者の調査中にケリョコチャに新たな教会堂が創立された。ワルキは一つの共同体の中に規模の小さな共同体が並存している形をとっており、実質的には3つの小さな集落が共同体の役割を果たしている。このように共同体が重層的に出来ているのは、日本の村落共同体である「惣村」においても見られるものであり [内山 2010]、後に述べるように、私有農園であるアシエンダに囲い込まれたコロノたちの居住地も共同体的な性格を示すことがある。

一つの社会単位が共同体であるためには、内部の共同性のあり方が問題となる。その一つの重要な要素は「土地の共有」である。理論的前提の「コミュニティ」の項でも述べたように、カルカ郡の先住民共同体でも、人々は「われわれの土地は共有である」と口を揃えるが、アンデスにおける先住民研究において周知のとおり、この「共有」とは「土地を外部に売却してはならない」ことを意味するのであり、

土地（耕地）区画に対して、各個人に排他的な土地利用権（保有権）が設定されている。耕作不能の高標高地はアルパカなどのラクダ科動物の牧草地となっており、これも「共有地」であるが、多くのところで家族・親族単位でおおまかな使用権が設定されている⁽²⁹⁾。

本稿が対象とする先住民共同体においても、耕地に排他的な使用権が設定されている。牧草地については、家屋が分散しているパンパリヤクタ・アルタやアクチャ・アルタでは、しばしば親族集団によって形成される家屋群に近い牧草地が、その家屋群が使用する牧草地となるが、家屋低地部に比較的集中しているワマにおいては、各々の家族・親族集団が、高標高地部のポンゴパタ（Pongopata）と呼ばれる区画に、それぞれ家畜小屋と家畜囲いを設置して牧草地を利用する。

共同体の栽培作物の中心であるジャガイモは、連続耕作ができず数年間の休耕を必要とする。アンデス高地の多くの地域では、ジャガイモ栽培領域を複数のセクターに分けて休耕を行う「セクター単位の休耕（sectorial fallowing）システム」が採用されている〔Webster 1971, 1972; Fonseca 1972, 1973; Mayer 1974, 1979, 1985; Fonseca y Mayer 1978; 藤井・友枝 1981; Camino 1982; Camino et.al.1981; 山本 1980, 1981, 1982; McCorkle 1983, 1987; 稲村 1986; Orlove and Godoy 1986〕。

しかし前述したように、現地調査を実施したパンパリヤクタ・アルタ、ワマ、ワルキのいずれにおいても、共同体全体をカバーする休耕システムは確認できていない。パンパリヤクタでは筆者の聞き取りでは5年、若林によれば6年単位の休耕〔若林 2010:122〕が行われているが、これは共同体全体の「セクター単位の休耕」ではない⁽³⁰⁾。また、ワルキの3つの集落でも、セクター単位の休耕が行われているわけではない。パンパリヤクタ・アルタでもワルキでも、ほとんど家族ないし親族集団を単位として休耕が行われており、共同体ないし部落のコントロールは行われていないのである。

休耕を実施するためには、各個人・家族が十分な数の土地区画を保有しなければ、ジャガイモを栽培することができない年が生じてしまい、家畜の数に見合う面積の放牧地の利用権がなければ、牧畜は成り立たない。また逆に、十分な面積の土地があっても家族・親族内に十分な労働力が用意されていなければ、十分な耕作を行うことはできない。そして、そのような条件、すなわち土地保有と労働力所持における、世帯間（共時的）ならびに世代間（通時的）の平等は成立していない⁽³¹⁾〔木村 2003〕。家族ごとに耕地の保有地面積に差があるのは明らかであり、世帯の構成員数や年齢構成にも違いがあるからである。そして、ラ・コンベンション郡や都市部への移住・出稼ぎ〔木村 1992〕も世帯メンバーの構成に影響を与えている。そして、不均衡の大きさにしたがって共同体内の労働交換のあり方は変更・調整されなければならない、共同体内部の格差をならして矛盾を溜め込まないようにしないと、生業活動を円滑に実施して共同体を持続させることはできない。

共同体内で必要とされるのは土地と農業労働力だけではない。共同体内には多種類に社会的支援を必要とする状況が存在する。それは家屋の修繕であったり、共同労働における代理の労務提供であったり、祭りへの貢献であったり、さまざまである。だから、共同体内の社会的交換が、同種の労働同士の交換であるとは限らない。

筆者がこの社会的交換を観察したボリビアのアマレテ共同体では、労働同士を交換するものをアイニ（*ayni*）、労働と土地利用権を交換するものをワキ（*waki*）、不要地の利用権付与をチキ（*chiki*）またはチュキニャ（*chikiña*）、労働と収穫物を交換するものをミンカ（*mink'a*）⁽³²⁾と呼んでいた。さらに、年老いた寡婦など自ら働くことの出来ない人に対する無償の労働提供もあり、ヤナパ *yanapa* と呼ばれていた〔木村 1985, 1988〕。さまざまな方式（ユイ、モヤイ、テツダイなどと呼ばれる）を組み合わせた互助制度は、日本にも存在する〔恩田 2006〕。筆者が観察したその他の共同体においても、さまざまな種類の交換が組み合わせられている。

共同体を成立させるための一つの要件である「社会的交換」は、短期間で均衡する類のものではなく、長いタイムスパンを前提とした、所与の「制度」である。これは、「土地不足や労働力不足を世帯内で処理できない時に初めて採用するもの」〔Guillet 1976〕ではない。労働交換システムが最初から「制度」として用意されていなければ、共同体の生業活動は機能しないからである。

また、労働交換などに関しては、何らかの恩恵の提供に対する「返礼」が交換を成り立たせるという考え方があるが、中央アンデスにおける社会的交換において、「返礼」という文化的な意味が必須であるという根拠はない。筆者が観察した限り、アンデスの先住民社会において労働の提供を求める場合に、たとえ自分のほうに「貸し」があったとしても、「返せ」と言うことはない。アンデス地域の先住民社会では、必要とする者が必要とされる者へただ「依頼」するのである。そしてその依頼を受けるかどうか、またどの形で受けるかは、社会的交換システム全体の中での受託者のバランス感覚によっている。パンパリヤクタ・アルタなどで目撃した社会的交換は、一対一の個人的関係の中で完結する関係ではなく、さまざまな方式が組み合わさった複雑なシステムなのである。その場その場での貸借清算で済まされる関係ではなく、長い時間と広い人間関係の中に存立するシステムである。

労働を提供して欲しいと依頼されたとき、受託者はその依頼が限界を超えていないかどうかを判断する。限界を超えていなければ受託するし、超えていれば拒絶することになるのだが、その限界を見極めるのは外部の観察者のみならず当事者にとっても簡単なことではない。その限界はひとりひとり異なり、またひとりひとりにとっても時間の中で変動する。

しかし、このように限界が揺れ動くとしても、バランスの計算が行われていないはずはない。ペルーのクスコ県で現在でも面積の単位として用いられているトポ (*topo* またはトゥプ [*tupu*]) は、0.4 ไร่にあたるが、トポの面積が官僚的に決められたはずはない [Murra 1980:30] とジョン・ムラが考えているとおり⁽³³⁾、先住民の間では土地の位置する条件によって、トポの面積数値は変動する。例えば、ワルキにおいて住民が1トポであるとした畑の面積を簡易測量した結果は約0.75 ไร่であった。

パンパリヤクタ・アルタでは、2人のチャキタケロ (*chaquitaquero* [踏み鋤チャキタクリヤ *chaquitaclla* を用いて土を起耕する人]) に1人のラパドル (*rapador* [起耕された土を裏返し、畝を作る人]) がついた3人からなる労働単位をマサ (*masa*) と呼ぶが、1マサが1日に耕す面積をもまたマサと呼ぶ。そして、3マサが1トポとなるのである。また、ボリビアのラレカハ渓谷では、トポは距離単位レグアの代わりとして用いられると同時に、容積の単位としても用いられる。1チア (*chia* [広げた手の親指から小指までの長さ]) +1 ウィコ (*wiko* [広げた親指から人差指までの長さ]) の幅を持つ袋に、2チアの高さまで詰めた穀物の量を1トポという。

このトポのようなさまざまなものに適用できる単位を用いれば、面積・労働量・収穫量などを換算して交換の出入りを計算することができる。しかし、前に述べたように社会的交換は短期間の均衡を計算して行うわけではない。個人個人が置かれた条件は同じでなく、求めるものも違う。タダ乗り (*free-riding*) の問題は常につきまとう。だから、どのようなやりとりであれば公平であるのか、短期間の調査で判定できるわけではない。社会的交換が継続的に行われ、社会的交換なしでは成り立たない共同体が維持されていくためには、この交換がどのような原理で行われているのか理解することが必要である。筆者の仮説は以下の通りである。

交換は、その場その場では常に不均衡である。そしてその不均衡は短期間では解消されない。そしてその不均衡をどの程度まで許容できるかは、人によってさまざまである。つまり不均衡を許容できるリミットは人によって異なるのである。このリミットを日常生活の中で外部から窺い知るのは、きわめて難しい。共同体が紛争に陥らずに安定的に維持されるためには、今自分は与えるものも多くても、人生の中で与えられる割合が多くなることもあり、年齢があがれば確実に与えられる側に立つのだ、という認識が必要である。

調査対象の先住民共同体における社会的交換は、現在でも「制度として」の存立を観察できるが、それが正常な形で機能し続けているか否かについて判定することは難しい。複雑な社会交換を機能させるためには、多様な交換の種類を維持し、交換が常に発動し続けなければならない、長期的な均衡を成し遂げなければならないが、そのような長期間の調査は難しく、筆者も実施していないからである。また、住民の自由意志に基づく共同行為や制度は相互の信頼に基づいていると言われる [Putnam 2000; Ostrom 1987, 1990] が、それを判定するための手段、例えば行動経済学者が行う実験などの手段、を筆者は持

たない。

ただ、筆者は調査対象の先住民共同体における社会的交換は難しい段階にあると考える。一つの理由は、通常の生活の中では何とか許容できる行為が、酒に酔ったりすると限界を超えていると感じられ暴力行為に及んだ事件を、筆者が滞在した1987年からの時代において、パンパリヤクタ・アルタやワルキでいくつも目撃したことである。少なくとも当時は、人間関係に不平等感・緊張感が蔓延していたのは間違いない。もう一つの理由は、社会的交換が円滑に機能するためには、さまざまな世代・性別の住民が一定数いなければならないのだが、村落部からの人口流出は激しく、労働力不足は先住民共同体のみならず私的な農業経営体においても深刻であるからである。制度があっても、それは人がいなければ機能しないのだ。

IV アシエンダの多様性

IV-1 アシエンダの分類

前述のマトスとメヒアによる農業経営体の4つのタイプのうち、アシエンダの名前が使われているのは「アシエンダ」と「資本主義民営地・小アシエンダ」の二つである。この二つはマトスとメヒアによれば以下のようなものである [Matos y Mejía 1980: 23-27]。4タイプすべてについてのマトスとメヒアによる詳細な定義は注2に掲げてある。ここには、「アシエンダ」と「資本主義民営地・小アシエンダ」についての定義を再掲した。

まず、「アシエンダ」は「従属労働と支配関係のシステムに基礎を置く、大規模な土地経営のために組織された社会経済機構」であり、資本・技術と労働関係によって、a. 資本主義的 (capitalista) 「資本主義的な企業であり、高い技術を持ち、雇用は賃金によって行われる」、b. 半資本主義的 (semi-capitalista) 「経営形態は企業であり高い技術を持つが、雇用は伝統的な労働関係によって行われる」、c. 伝統的 (tradicional) 「経営を小作にまかせ、土地の提供の見返りとして、小作人は雇用主に労働サービスを提供する」の3タイプに分けられる。

次に、「資本主義的民営地ならびに小アシエンダ」は「中小規模の民営地をまとめたもの」で、a. 資本主義的民営地「より近代的な経営単位であり、経営は所有者または小作人によって直接行われ、その基準は、高度な資本化、高い技術、管理の単純化、常勤労働者数の削減、臨時労働者の利用である」と、b. 小アシエンダ「伝統的な労働関係にもとづくものであるものの、所有者や小作人が、大アシエンダより積極的に経営に参加し、小作人に対する要求も少ない」の2つに分けられる。

これはアシエンダに関する一つの分類基準であるが、調査対象地域におけるアシエンダを別の基準で分けてみよう。するとそれは次の6つのタイプに分けることができる。1) ビルカノタ川の川岸から分水嶺までを占める広大な領域を持つアシエンダ、2) カルカ地区、ラマイ地区、ピサク地区の分水嶺上部に広がる牧畜を主とするアシエンダ、3) ビルカノタ川北側斜面の中部に展開する比較的小規模なアシエンダ、4) マポチョ川の川岸から分水嶺までを占めるアシエンダ、5) ラ・コンベンション郡の商業生産アシエンダ、6) クスコ郡内の近代経営志向のアシエンダ。

この2種類の分類を組み合わせてみよう。調査対象地域におけるアシエンダのタイプ1は、カルカ郡の西端からウルバンバ郡にかけて存在したアシエンダで、近くの河岸平坦地に直轄地を構えて経営の中心を置き、商業生産に不適な領域上部にコロノたちの自給用保有地(自留地)を与えていた。これらのアシエンダは分水嶺までを領域とし、上部に先住民共同体は存在しない。カルカ郡のアシエンダ・ウルコ(Urco)、その西隣りのアシエンダ・ワラン(Huarán)、さらに西隣りのアシエンダ・ワヨカリ(Huayocali) [Molinié Fioravanti 1982a, 1982b]、ウルバンバとオリヤンタイタンボの間にあるアシエンダ・ヤナワラ(Yanahuara) などである。

これらのアシエンダは、マトスとメヒアの分類に従えば、資本主義的ないし半資本主義的アシエンダということになるが、実態は双方を組み合わせたものと言ってよい。なぜなら、商業生産を行う直轄地

では常勤労働者（これもしばしばコロノまたはフェウダタリオの名で、高地部に住む農奴と一括して扱われる）に賃金を支払って雇用し、コロノに対しては契約に定められた労働日を課して賃金は支払わないという、労働力雇用の混合体制を敷いていたからである。ウルコだけは農地改革が切迫していた1962年に上部を放棄し、直轄地だけに経営を集中させた。

タイプ2のアシエンダは、ビルカノタ川北側斜面最上部の分水嶺を越えた斜面上部に広がる規模の大きなアシエンダであり、アルパカなどのラクダ科動物やヒツジの牧畜を経営の中心においていた。本稿が対象とする高地部の牧畜アシエンダの歴史に関する資料はないが、以下に述べる獣毛生産の隆盛の歴史が、牧草地の利用を中心とするアシエンダ経営をもたらしたのは間違いない。

獣毛生産・販売の拡大に寄与したものとして、チチカカ湖岸のプノ（Puno）から、南部ペルーの中標高部に位置するアレキパ（Arequipa）を通して、海岸部のモリエンド（Mollendo）へと1870年から1874年にかけて鉄道が開設され1908年に鉄道はクスコに到達した〔Tamayo Herrera 1981:96-98〕ことを挙げることができる。さらに、ペルーとヨーロッパ間の貿易を担うギブソン（Gibson）、リケッツ（Ricketts）、スタフォード（Stafford）などのイギリス系商館がペルー高地に複数設立され、信用貸しによる資金提供を行った〔Contreras y Cueto 2007: 220〕ことも影響が大きかった。クスコ地方でイギリス系商会は、大アセンダドであるバルガス家のマリアノ・バルガス（Mariano Vargas）など南部高地の有力者を代理人とする〔Burga y Reategui 1981:25〕など、イギリス資本を通じて世界経済とつながっていた。

そして、鉱物や獣毛の輸出が急速に拡大すると、鉱山に食料を提供するための農業用地およびアルパカやヒツジを放牧するための牧草地が必要になる。そのために鉱山の中心地である中部においても、また獣毛生産の中心地である南部においても、より大きな利益を追求するアセンダドたちは、先住民共同体の土地に周囲から侵入したり、新たなアシエンダを設立したりした〔Klarén 2000: 208〕のである。

タイプ2のアシエンダは、少なくとも農地改革時期においては、マトスとメヒアの分類によれば「伝統的アシエンダ」になる。このタイプのアシエンダとしてアシエンダ・チャワイティレ（Chahuaytire）、ティオ（Ttio）、アクチャワタ（Acchahuata）をあげることができるが、農地改革の際の技術報告書（Informe Técnico [1973年6月16日]）によって、79人のコロノを抱えたチャワイティレはコロノと管理人（マヨルドモ〔mayordomo〕）に任された間接経営であると認定されている。またティオは、コロノの他に隣接する共同体パンパリヤクタ・アルタのメンバーに一部の土地を任せていたと思われ、所有者の直接経営であったとは思われない。

タイプ3のアシエンダは、ヤナティレ川との分水嶺から南に流れ下りカルカ町付近でビルカノタ川に合するホチョク川（Río Jochoc）流域に、農地改革前に存在した中小規模のアシエンダである。フキ（Juqui）、オヤイ（Hoyay）、セルバ・アレグレ（Selva Alegre）などがこのタイプになる。これらのアシエンダは、マトスとメヒアの分類に従えば小アシエンダとなるのであろうが、経営形態についての文書が発見できていないので、詳細はよくわからない。これらのアシエンダのいくつかについては、農地改革の項で論ずる。

タイプ4のアシエンダは、パウカルタンボ郡のマポチョ川西側分水嶺から川岸まで広がるアシエンダである。このタイプに分類されるアシエンダ・パチャマチャイ、アシエンダ・チャクリャバンバでは、アシエンダの中心部は川岸にあり、上部はコロノたちの居住地となっていた。このタイプのアシエンダでは、直轄地は川に近い標高が最も低い部分にあるが、タイプ1のように資本主義化しておらず、「伝統的アシエンダ」に分類される。

タイプ5のアシエンダは、ラ・コンベンション郡の大規模なアシエンダである。農地改革前のコンベンション郡には、エチャラテ（Echarate [14,145 畝]）、ウイロ（Huiro [30,020 畝]）、ワドキニャ（Huadquiña [152,480 畝]）など、広い面積を持ちコーヒー・ココア・紅茶を生産する商業アシエンダが展開していた。この地方にはカトリック修道会が所有するアシエンダが展開していたが、それが新たな資本家を買収されたのである。これらのアシエンダの所有者であったロマンビル（Romanville）、アランザバル（Aranzábal）、マリン（Marín）、バルガス、ラ・トレ（La Torre）などの一族は、クスコ県において最も裕福であった〔Varcácel

1981; Anrup 1990; Fioravanti 1976]。

ラ・コンベンション郡のアシエンダは、コロノでなく小作人に大きく依存していた。労働者を域内で調達することができず、外部から導入しなければならなかったためである。その第一の理由は、この地域には高地部の先住民は住んでおらず、マツィゲンガ (Matsigenga) のような低地先住民が少数しか住んでいなかったことである。第二の理由は、1930年代にマラリアの大流行によってこの地域のアシエンダが放棄され、郡がほとんど無人の地になったためである。域内に労働力が存在しなかったのである [Fioravanti 1976]。

コロノのような身分分配に基づく労働者でなく、一定の面積の土地を与えられた小作人を迎え入れる形でないと労働者を確保することは難しかった。ラ・コンベンション郡のアシエンダでは、小作人はアレンディレス (*arrendires*) と呼ばれた。アレンディレスは小作地の使用権と引き換えに、毎週一定の時間働く契約を結んでいたが、自らの小作地を再小作に出し、この土地の利用権と引き換えに、アシエンダへの労働義務を肩代わりさせることがあった。このようなアレンディレスの小作人をアリエガドス (*allegados*) と呼ぶ。そしてアリエガドスがまた小作人サブ・アリエガドス (*sub-allegados*) をとることもあったのである。さらに、通常3ヶ月単位で雇用される季節労働者もありアビリタドス (*habilitados*) と呼ばれた [Fioravanti 1976, Hobsbawm 1969]。

大きな面積の小作地を与えられたアレンディレスは、アセンダドへの労働提供義務をアリエガドスやサブ・アリエガドスに肩代わりさせ、小さなアセンダドのような存在となった。小作面積が小さいうに労役を課されていたアリエガドスやサブ・アリエガドスそして農業労働者アビリタドスが、商品作物の生産・販売を通して利益を追求するアセンダドの支配を最も被る存在であったのである。そのため、アルゼンチンで左翼思想の洗礼を受けたトロツキー主義者ウゴ・ブランコに率いられた同地方における農民反乱の中心は、アリエガドスやサブ・アリエガドスであったのである [Blanco 1972; Neira 1968, 1974]。

タイプ5のアシエンダが小作に依存していたという意味では「伝統的」アシエンダに分類してよいものであるが、商品栽培を行うことで資本主義化しており、在地の労働力でなく外部の労働力を導入して経営を行うという近代性も備えていたから、同じく「伝統的」と形容しても、タイプ2やタイプ4のアシエンダとは性格が異なる。

タイプ6のアシエンダは、クスコ地区のアシエンダである。分析の対象とするアシエンダは、フィデル・カルデロン (Fidel Calderón) によって所有されていたタンボマチャイ (Tambomachay)、ケセル・グランデ (Queser Grande)、マンダラニ (Mandarani)、およびペラヨク (Perayoc) の4つである。最初の3アシエンダは、クスコからピサクへ至る幹線道路近くに位置するアシエンダであり、ペラヨクは現在ではクスコ大学 (Universidad Nacional San Antonio Abad del Cusco) の敷地となっている。これらのアシエンダの所有者は、全体を一つの経営体として捉えていて、それぞれのアシエンダがマトスとマヒアによる分類のどれに当てはまるか論ずることには意味がない。この所有者の経営戦略については、次節で論ずる。

IV-2 アシエンダ経営の多様性

ペルーにおける農地改革の時代背景、すなわち特定の政治経済的条件の中で、それぞれのアシエンダおよびアセンダドがどのような経営を行ったか、または行おうとしたかを見ていこう。まず、時代背景をまとめておく。

農地改革に向かうペルーの近代は、経済・社会・政治のすべての面で大きな変化を被った時代である。ジョフリー・ベルトラン (Geoffrey Bertram) は、1890年から1930年までのペルーを、1) 輸出主導経済、2) 「貴族的共和国」の名で知られる強力なオリガーキー支配の国家、3) 高地部におけるアシエンダと海岸部におけるプランテーションという農業制度に基盤をもつ階層的な社会秩序、という経済、政治、社会それぞれの特徴を挙げている。そして、1960年以降は、1) 軍部が果たす役割の増大をとまなう政治的ヘゲモニーの危機、2) 工業化と経済的自立を求める遅きに失した試み、3) アシエンダの崩壊と政治的

左翼の登場に明らかな社会統御の古いメカニズムの瓦解と折り合おうとする闘い、の時代に入るとする。そして、その間の1930年から1960年までは、移行の時代であるとしている [Bertram 1991: 385]。

グアノの枯渇とチリとの太平洋戦争の敗北に引き続く最初の時代の大きな輸出品はアマゾン地域の天然ゴムであったが [Pennano 1988]、ゴムブームの終結とともに輸出を主導したのは海岸部の砂糖・綿花と高地部の獣毛であった。高地部における獣毛生産がアシエンダを変容させたことについては既に述べたとおりである。

ベルトランのいうオリガーキー (*oligarquía*) は、発展中の輸出経済に繋がり、海岸部に基盤を有していた父権主義的なエリート社会集団であり、「40 家族」「200 家族」 [Contreras y Cueto 2007: 199] または「30~40 家族」 [Klarén 2000: 213] と呼ばれる互いに緊密に繋がった少数の人々によって構成されていた。オリガーキーによって支配されていた時代のペルーを、前述のとおり「貴族的共和国 (República Aristocrática)」と呼ぶ。オリガーキーを構成する海岸部の新興ブルジョアジーは、社会・経済の近代化を希求していたが、オリガーキーによる政権は、高地部の伝統的な大土地所有者たち、いわゆるガモナル (*gamonal*)³⁴ たちにも依存し、中央政府の支配が十分に及んでいなかった地方におけるガモナルの支配と連携していた。ガモナルたちはその経済的な力をもとに知事や議員に選ばれ、地方政治を牛耳り続けたのである [Klarén 2000: 206, 215]。

利害の異なるセクターが連携していたことが「貴族的共和国」の政治的安定を支えていたことは間違いない。しかし、この連携は矛盾に満ちたものであり、20世紀前半から中盤にかけてのペルーの経済発展の過程でこの矛盾がもたらした亀裂は拡大し、必然的に大きな変革へと繋がったのである。そのひとつの帰結が、南部高地農村社会に根本的な変化をもたらした、ベラスコ軍事政権による本格的な農地改革の実施である。

海岸部のオリガーキーと同じくクスコ地方のアセンダドたちも通婚し、緊密に結びついた社会集団を作っていた。ヨーロッパからやって来た男性と現地の旧家の女性が結婚することは植民地時代から見られた現象だが、海岸部のオリガーキーと同様に19世紀に台頭したラ・トレ家、バルガス家、センチノ (Centeno) 家、ロマンビル家は互いに通婚し [Tamayo Herrera 1981: 50-52]、クスコ県における支配層の中核を作った [Mörner 1991]。

さらに、アシエンダ・ワランのフェルナンデス (Fernández) 家、アシエンダ・ワヨカリのオリウエラ (Orihuella) 家、アシエンダ・エチャラテのアランサバル家などが台頭する [Tamayo Herrera 1981: 134-135]。ここまで言及してきた数々の家が、クスコ県における政治経済を農地改革まで支配してきたわけだが、特に、フランス出身でクスコにおける新参者であったロマンビル家は、バルガス家などとの通婚をおしてクスコ県における経済力を蓄え、農地改革前に一族で30ものアシエンダを所有するクスコ地方最大の経済力を誇るにいたったのである。

このようにさまざまな家系が混じり合っただけでなくクスコ地方の支配層を形成していたわけだが、彼らの財産がどのように作られ、相続されたかについて包括的な研究は行われていない。収集した農地改革資料の中からまず、財産とその相続に関して明らかになった例を見てみよう。部分的ではあるが、財産の相続について記録があるのは、タイプ2に分類した高地部の伝統的牧畜アシエンダであるチャワイティレとティオである。

チャワイティレに関わる農地改革の中で、アシエンダの所有関係に関する公正証書 (1969年8月27日) が作成され、その中にメルセデス・ロマンビル・バルガス・デ・アルビストゥル (Mecedes Romanville Vargas de Alvistur) の申し立てによって作成された遺言状 (1947年6月26日) を再録している。その中でメルセデスの財産として挙げられているのは、チャワイティレ全領域の他、ロマンビル家が所有するアシエンダ・ワドキニャ (Huadquiña [152,480 畝]) の1/5持分、クスコ市内の屋敷、ウルバンバの土地区画、クスコ市近郊サン・ヘロニモ (San Jerónimo) の土地区画である [Certificado Notarial Hacienda Chahuaytire]。

この財産は息子エルネスト (Ernesto) と二人の娘ロサ (Rosa) とカルメラ (Carmela) に均等に分割し

て相続され、チャワイティレはエルネストの所有に帰した。エルネストの死後、チャワイティレは未亡人エステル・ブラガニニ (Esther Braganini)、及び三人の娘ルトゥ・ビオレタ (Ruth Violeta)、サラ (Sara)、マリア・アントニエタ (María Antonieta)、ならびに非適出子イルマ (Irma) の間で分割相続された⁽³⁵⁾ [Sentencia Tribunal]。

注目されるのは、遺言状の中でメルセデスが、「結婚当時、夫には親族や第三者から受け継いだ財産はなく、メルセデスの相続財産の管理にあたり、第三者と商売に失敗して大きな負債を抱えたので、夫の会社と名誉を守るために、自分が母方から受け継いだ財産で負債を清算した」と言い、「子供たちに夫が残した財産もない」と申告していることである。メルセデスの夫の背景については不明であるがクスコの名家出身ではないと思われるし、ロサとカルメラの夫もそれぞれ技師と軍人であり資産家の子弟ではない。このような婿を選ぶことも当時あったのだと思われる。

もう一つの例は、チャワイティレに隣接するアシエンダ・ティオである。このアシエンダは、農地改革直前に、所有者であったルイス・エスペホ (Luis Espejo) の子供たちの間で分割された。まず全体はティオ1、2、3の3つに均等に分割され、ティオ1は息子エドゥアルド (Eduardo) に、3は息子セサル Cézár に与えられ、残りのティオ2が4人の娘の間で分割された。ティオ2Aはエルネスティナ (Ernestina) に、2Bはオルテンシア (Holtencia) に、2Cはカルロタ (Carlota) に、2Dはアリシア (Alicia) に与えられた。

このやり方は、娘は全員で息子一人と同じ相続分を持つという、ボリビアにおけるアイマラ系先住民における土地分割相続の比率 [Carter 1964:55] と同じなのが興味深い。どのような分割相続法がクスコ地方のアシエンダ分割で一般的であったかどうかについては定かでない。ただ、後述するティオに対する農地改革の適用過程において、この分割が大きな影響を与えたことだけを指摘しておこう。

アシエンダ層の財産と相続に関して言えることは、アシエンダが娘に相続されることも多く、アシエンダを相続した女性や夫が、アシエンダ経営に意欲を燃やさなかったり、能力がなかったりする可能性があるということである。チャワイティレのメルセデス・ロマンビルの夫がそうであったし、メルセデス自身もアシエンダ経営に積極的だったとは考えにくい。これは18世紀末のボリビアにおいて一代で商売の成功とアシエンダの獲得に辣腕をふるったタデオ・ディエス・デ・メディーナ (Tadeo Diez de Medina) が婿選びに気を配りながら結局成功しなかった [Klein 1993: 34-55] のと同じである。

このような伝統的なアシエンダは、所有者が破産した結果、競売に付されることもあった。まず、アシエンダ・ウルコは、ボニファシオ・アルバレス・メルカド (Banifacio Álvarez Mercado) という人物の所有地であったが、イギリス人ヘンリー・アラン・ジョブ (Henry Allen Job) が申し立てた競売の結果、プロテスタント伝道組織 (The Inca Schools Society) のアーサー・ステュアート・マクネルン (Arthur Stuart MacNairn) が落札した⁽³⁶⁾ [Ministerio de Agricultura Zona Agraria XI Cuzco Expediente 4-14-1, pp.13-16]。

アシエンダ・ワランは、アントニオ・ベラスケス・デ・ラ・クエバ (Antonio Velázquez de la Cueva) による1689年のカルカ教区に関する報告の中に名前が現れる [Villanueva Urteaga 1982: 289] ほど古くからの私有地であったが、1884年9月7日の競売後、ベニグノ・ラ・トレ (Benigno La Torre) の手を経て、最終的に1920年4月26日にオスカル・フェルナンデス・オブリタス (Oscar Fernández Oblitas) が買収した [Herrera Hidalgo 1994: 33-39]。

ウルコとワランという二つのアシエンダは、伝統的なアシエンダの所有者が破産して土地が競売に供された結果、伝統的なアシエンダから資本主義的なアシエンダへと転換したものである。その他、前に言及したアシエンダ・ワヨカリは、オリウェラ家の婿になったイタリア系のヘスシン・ランバリ (Jesusin Lanbarri) が経営にあたり、ヤナワラはこれも外来のクラサオ (Curasao) 家に経営が交代した。この二人の経営者も近代化志向のアシエンダであった。タイプ1のアシエンダは、商業生産に適していたビルカノタ河岸の平坦部に経営の中心を集中させて近代的な経営に移行したのである。

ウルコは1910年の購入時点では、総面積4,951.67^畝で、ビルカノタ川の右岸から高原部の牧草地帯までを包括する大きなアシエンダであった。その後領域中央部のカンカン (Ccanccan) と呼ばれた1,605.5^畝の土地は、隣接するフキの所有者ベルタ・パレハ (Bertha Pareja) に、1962年に売却され、上部の面積

3,156.555 ไร่の区画ワマンチョケ (Huamanchoque) は、アシエンダから切り離されてそのまま放置され、コロノたちの管理に任された⁽³⁷⁾。

この時点で、アシエンダ・ウルコの領域は、ビルカノタ川沿いの 189.2569 ไร่の土地に限定され、所有者はアシエンダ経営を最下部の生産性の高い区域に集中させた。そして、この領域のうち最も東側のヤナワヤ (Yanahuaya) と呼ばれる 6 区画からなる領域が、労働者たちに譲渡されて協同組合サン・ホセ (Cooperativa San José) と呼ばれるようになった。これは、農地改革を間近に控えてアシエンダの常勤労働者に土地を与え賃金を支払うことによって、接收を免れようとしたものである。

さらにアシエンダ中央部の 7 区画が、マヨルドモであったフリオ・サンロマン・ムヒカ (Julio San Román Mújica) に譲渡され、キンタ・レベカ (Quinta Rebeca)⁽³⁸⁾ と呼ばれるようになる。アシエンダ・ウルコに残された最終的な面積は、1969 年 9 月 27 日に提出された「所有者宣誓申告書 Declaración Jurada」によれば 103.90 ไร่で、3.90 ไร่の道路面積を差し引いたアシエンダの実質面積はちょうど 100 ไร่となる。ここでウルコは牛の改良品種の飼育と近代的搾乳・加工設備を備えた資本主義的アシエンダとなったのである。

西側に隣接するアシエンダ・ワランは、ウルコと同じくビルカノタ河岸から高地部までを包含するアシエンダであり、下部では、ウルコとの間に先住民共同体アリン (Comunidad Campesina Arín) が、さらに西のアシエンダ・ワヨカリとの間に先住民共同体シリヤカンチャ (Comunidad Campesina Sillacancha)⁽³⁹⁾ がはさまっていた。シリヤカンチャの人々は、灌漑用水ならびに牧草地の利用権と引き換えに、アシエンダにおいて労働に従事した。アリンの人々は、アシエンダ・ワランの資源を利用できず、領域内において商品作物であるトウモロコシの栽培に従事していたが、収入の不足をラ・コンベンシオン郡への出稼ぎで補っていた⁽⁴⁰⁾ [Herrera Hidalgo 1994: 56-58]。

アシエンダ総面積は 5,725 ไร่ [Plano General de Afectación 1969/12] で、コロノ用地は、中央部から東にかけてのワラン川 (Río Huarán) 流域に 10 箇所、西中央下に 6 箇所、アシエンダ直轄地の一部に 3 箇所の、計 19 箇所、総面積は 130.67 ไร่である。一方、領域の最低部にまとまっているアシエンダの直轄地は、アシエンダ耕地 (オオムギ 1 箇所 27.21 ไร่、トウモロコシ 4 箇所 23.12 ไร่、アルファルファ 1 箇所 20.91 ไร่、飼料用カラスムギ 3 箇所 7.50 ไร่、9 箇所総面積 78.74 ไร่) とユーカリ林 6 箇所 34.65 ไร่となる。

トウモロコシとオオムギという商品作物の生産、アルファルファとカラスムギという牧畜飼料の生産、製材業用のユーカリの生産の 3 つに、アシエンダ直轄領が使用されていることがわかる。経営は領域最下部の近代的な農牧畜業に集中しており、農地改革の時点では上部はコロノたちの利用地として放置されていたのであろう。所有者は、上部の住民たちはすでにコロノですらなかつたと申告している。

ウルコとワランが経営を領域の最下部に集中させ、近代的・資本主義的なアシエンダに生まれ変わろうとしていたことは変わりがない。しかし、ウルコが上部の領域をすべて手放し、最後のマヨルドモによればそれまで領域内のコロノを使って行っていた季節労働は別の共同体からの労働力に転換していたのに対し、ワランにおいてはコロノを手放さず、それまでの身分支配を近代的な雇用関係に切り替えようとした点が異なる。労働に参加したコロノに持たせた勤務表にパンチを入れることによって、労働を管理しようとしたのである。

最後に、最も近代的で合理的な経営を行ったと思われる例として、フィデル・カルデロン⁽⁴¹⁾の経営についてみてみよう。フィデル・カルデロンは、1930 年代にパウカルタンボ郡にあるアシエンダ・クシパタ (Hacienda Cusipata) を借りて農業経営を始める。クシパタの賃貸契約が切れると、ビルカノタ溪谷のサン・サルバドル近くのアシエンダ・ビルカバンバ (Hacienda Vilcabamba) に移動し、その後クスコ盆地とビルカノタ河谷の間の高地部に位置するタンボマチャイ、ケセル・グランデ、マンダラニヤ、当時はまだクスコ市の一部に組み込まれていなかった近郊のペラヨクを購入した。そして最後に、カルカ町近郊にあるグランハ・エミリア (Granja Emilia) とプラヤ・サンホセ (Playa San José) という連続する二つの土地区画 (現在では両方をあわせてアコスカ [Acosca] と呼ばれる) を 1940 年代に購入した。

土地を購入する他に、カルデロンはさまざまな場所の土地を賃借したり分益小作 (sharecropping) 契約

を結んだりした。それは、ピサク町近郊のアシエンダ・サニワシ (Hacienda Saniwasi)、マラス町近郊のパンパ・デ・マラス (Pampa de Maras [マラス平原]) の一部、ウルバンバのアシエンダ・ワイポ (Hacienda Huaypo)、カルカのアシエンダ・パウリュ・グランデ (Hacienda Paullu Grande)、オリヤンタイタンボのアシエンダ・プリマベラ (Hacienda Primavera)、リマタンボ (Limatambo) のアシエンダ・ラ・エストレリヤ (Hacienda La Estrella)、ならびにアシエンダ・ワランの一部などである。フィデルの息子たちの証言によれば、当時はアシエンダの直接経営に意欲を燃やすことなく地代を得ることで満足する不在地主が多く、借りる土地はふんだんにあり、地代も割安だったとのことである。

カルデロンを経営の特徴の一つは、所有地や小作地・賃借地をさまざまな環境の下に配置し、コロノたちを移動させて労働力を利用したことである。これは「近代版垂直統御」とも呼べるものである。すなわち、農作業をペラヨクから始め、サン・サルバドルのビルカパンバ、ピサクのサニワシ、カルカのグランハ・エミリアとプラヤ・サンホセ、マラスへと農作業は進み、最後にリマタンボのエストレリヤで終了させたのだが、このスケジュールにしたがって労働者（コロノならびに常勤労働者）を移動させたのである⁽⁴²⁾。カルデロンにとって高地部のアシエンダは農業生産によって利益をあげるためのものではなく、必要な労働力をプールするためのものであり、そこでの生活はコロノたちの自由にまかせていたのである。そしてケセル・グランデの一部は隣接する先住民共同体ウマスバンバ (Umasbamba) の牧草地として貸し出し、草地料を徴収した。

市場に向けた生産物売却にほかに、収穫物の一部は農産加工に振り向けられた。加工農産物の収益率は、農産物をそのまま販売した場合の2倍に上ったという。そのような加工を目的とした農業の主力が、マラス平原におけるカラスムギやオオムギの栽培であった。カラスムギをオートミールに加工したものは、クエーカー・オートミール社の商標を付けて販売された。また、オオムギはクスコのビール工場に売却され、クスコの地方ビールであるクスケニャ (Cuzqueña) の原料となった。

このように経営の近代化を推し進めたカルデロンであったが、農地改革の本格的到来を予期し、コロノの身分支配にもとづく安価な労働力利用を続けることの困難を認識していた。労働力コストの上昇を避けるために、カルデロンは労働の機械化を追い求めた。彼はトラクターと収穫機を海外から輸入し⁽⁴³⁾、自らの土地における労働コストを引き下げると同時に、農業機械を用いて他の土地を小作することも可能にしたのである。機械化はフィデル・カルデロンの経営近代化戦略の鍵を握るものであった。彼は、利益のあがる大規模農業経営の育成に成功し、農業生産物の工業化にも一定の成果を上げたのである。カルデロンは最終的に、ケセル・グランデなどを売却し⁽⁴⁴⁾、グランハ・エミリアとプラヤ・サンホセの直接経営に事業を集中させ、コロノを使用しない直接経営を行うことによって、農地改革を乗り切る道を選択した。

V 農地改革

V-1 アシエンダの先住民共同体への転換

アシエンダは農地改革の結果、全面接収されたものもあれば、一部が旧所有者に残されたものもあり、接収された部分が一体として先住民共同体に転換したもの、農民組合に転換したもの、分割されて複数の共同体が成立したもの、そして一部または全部が隣接された先住民共同体に編入されたもの、そしてそれらが複合して起こったものなど、さまざまな過程を経て、制度として消滅した。

まず、先住民共同体や農民組合に転換した例を見る。前述のように、アシエンダ・ウルコは上部を切り離して河岸の平坦地に経営を集中したわけだが、最後に残った部分も1974年4月26日の農地改革総局決定 (Resolución Directoral) によって全面接収されることになり、1975年3月5日には飼育していた牛も接収された。ウルコにおいては常勤労働者たちに賃金も支払われていたし、直接利用地以外の高地部の土地を売却したり、コロノたちに土地を譲渡したりする手段がとられた上、労働者とアシエンダの関係は良好であったにもかかわらず、全面接収を受けたのには、所有者が外国のプロテスタント伝道団体

であったことや、所有者が接収に強く抵抗しなかったこと⁽⁴⁵⁾などが、その原因であると考えられる。

接収後のウルコは畜産協同組合として機能し続け、産出する牛乳や乳製品は、カルカ地方において名高いものであった。この組合は、農地改革後に有効に機能した数少ない協同組合であったのである。しかしながら、クスコ県において近年急速に進行した協同組合解散の波の中で、ウルコの牧畜協同組合も解散され、牛乳生産も停止した。そしてまた、ウルコの共同農地も協同組合メンバーの間で分配され、協同組合は完全に機能を停止したのである。一方、サンロマン家に割譲された土地は面積も少なく、コロノなどの常勤労働者を抱えていなかったため、ウルコとは独立した形で農地改革を迎え、私有農園としてそのまま保全され、今日に至っている。また、協同組合サン・ホセは、その土地の一部を隣接する地主によって占拠され、そのまま回復できない状況にある⁽⁴⁶⁾。

ウルコから分離されたワマンチョコケについては、PETTのDirectorioに先住民共同体としてリストアップされているものの、ウルコから実質的に分離された時に計算された面積と農地改革の関係資料において計上されている面積に異同があるほか、未使用地として国家に収容された部分もあり、少なくとも一部は共同体に転換したと想定できるが、最終的にどのような形になったのかははっきりしない。カンカンについては、アシエンダ・フキについて論ずる時に扱う。

次に、アシエンダ・ワランにおける農地改革の過程を見てみよう。ワランの総面積5,725ヘクタールのうちの直轄地113.39ヘクタール（アシエンダ耕地78.74ヘクタール、ユーカリ林34.65ヘクタール）のうちの48ヘクタールは所有者に残されるという決定がなされ〔1970年8月1日付の技術報告書Informe Técnico de Afectación Ampliatorio〕、残りの部分は38人と認定されたコロノが構成する共同体に転換されるとされた。このような形で決定が行われるのは、同種のアシエンダであったワヨカリやヤナワラでも見られたものである。

しかし、ワランにおいてはこのままでは決着しなかった。強力な農民組合を擁する先住民共同体アリンが介入したからである。農地改革によるアシエンダ接収の基本方針は、コロノが受益者となり接収されたアシエンダを手にするようになるのだが、実際の手続きには一貫性がなく、現地の事情や政治的な力によってその執行が左右された〔Herrera Hidalgo 1994: 122〕。ワランの場合、アリンの共同体メンバーは、シリヤカンチャの共同体メンバーも味方につけ、自らを受益者であると位置づけるのに成功した。アシエンダ・ワランにおける労働の経験がないにも関わらず、農民組合の力を背景にワランの土地接収の受益者となったのである〔Herrera Hidalgo 1994: 105〕。

フェルナンデス家と常勤労働者の連合とアリンの農民組合の間に起きたさまざまな抗争事件⁽⁴⁷⁾の後、所有者に残されるはずであった48ヘクタールも接収され、1972年10月初めには所有者たちは退去するに至った。そして同年12月22日にワラン農業生産組合CAPホセ・スニガ・レトナ(Cooperativa Agraria de Producción José Zúñiga Letona)が結成されてワランの経営権を握ったのである。このCAPの主力をアリンの組合メンバーが占めた結果、彼らは生産性の高い平坦部を占有することになった。これは、本来は農地改革の受益者にはなれないはずの隣接する共同体のメンバーが、組合の力を背景にした実力行使によってアシエンダを占拠し、土地に対する権利を獲得した例である。その結果、ワランの旧コロノたちは本来獲得できたはずの利益を大幅に失うこととなったのである。

第4タイプに分類したマポチョ川流域のアシエンダ・チャクリヤバンバはルイス・フェリペ・サンチェス・ビリヤガルシアの所有地であったが、農地改革文書の作成時には、この所有者はすでに死亡しており、1969年10月20日の所有者宣誓申告書(Declaración Jurada)では、6人の子供が1/6ずつ均等相続したとされている。1972年6月26日の技術報告書(Informe Técnico)によると、総面積は7,760ヘクタール、そのうち所有者に帰する土地面積が1.96ヘクタール（非灌漑農地1.64ヘクタール、家屋0.32ヘクタール）、コロノの土地7,758.04ヘクタール（非灌漑農地199.54ヘクタール、牧草地等7,558.50ヘクタール）とされている。コロノの数は70人で、自留地は総計375箇所（一人平均5.36箇所）、220.05ヘクタール（一人平均3.14ヘクタール）となっている。家畜総数はブタ216頭（一人平均3.09頭）、ヒツジ1,167頭（一人平均16.67頭）、ウマ61頭（一人平均0.87頭）、ラクダ科1,066頭（一人平均15.23頭）とされている。このアシエンダは1972年9月13日の大統領令(Decreto Supremo N0.884-72-AG)において、農地改革局に全面接収され、1986年6月26日の局長公告(Resolución Directoral

0392-86-DRA-XX) で先住民共同体として認定された [Directorio PETT 2004]。

アシエンダ・パチャマチャイの農地改革文書は見当たらない。農地改革はパチャマチャイに及ばなかったようである。記録があるのは、領域の上部にあたるパチャマチャイ・アルタ (Pachamachay Alta) の売買契約書を含む土地登録文書 [Ministerio de Agricultura, Dirección Regional Agraria, Región Inca, 1995 DT 110416, Inscripción Regional Público, Ficha-Expediente 10315] のみである。売買契約書は1991年4月18日に作成され、売却面積は農林省による覚え書きによれば4,880 ไร่である。その他に、所有者マリア・メルセデス・ロマンビル・バルガス (María Mercedes Romanville Vargas) は、アシエンダ屋敷を含む10 ไร่を自らの土地として残している。

パチャマチャイの低部 (パチャマチャイ・バハ Pachamachay Baja) については、文書が見つからないのでその状況はよくわからないが、上に掲げた文書でパチャマチャイ・バハの所有者とされているフェリクス・カリリオ・ラミレス (Felix Carrillo Ramirez) を含め、さまざまな人物が、この地の所有権をめぐる暗躍したと言われている。旧コロノが殺されたとか、この土地に介入した人物が逮捕状を請求されたために逃亡したとか、さまざまな物語が語られている。財産をめぐるの内紛が絶えないとも言われているかつてクスコ第一のアシエンダ領主であったロマンビル家の事情がこのアシエンダをめぐる事件にかかわっている可能性や、紛争があったためにパチャマチャイに対して農地改革を適用できなかった可能性など、そこには分からないことがたくさんある。

パチャマチャイとチャクリャバンバは直轄地の面積も少なく、コロノたちは高地部に分散して居住していた。チャクリャバンバについては訪問した際に確認した。パチャマチャイについては所有者の申告にアシエンダを構成するセクターの名前が数多く挙げられているし、領域地図にもいくつかの名前が見え、セクターに家屋らしいものを書き添えられている。さらに指摘しておかなければならないのは、パンパリャクタ・アルタの共同体メンバーが、この二つのアシエンダのコロノとして二重に登録されていたことである。そして、パンパリャクタ・アルタのメンバーが、改革後に成立した二つの共同体のメンバーにもなったのである⁽⁴⁸⁾。

V-2 アシエンダの分割と先住民共同体への編入

農地改革の過程でアシエンダが分割され、そのうちのいくつかのセクターが先住民共同体として自立すると同時に、別のセクターが隣接する先住民共同体に編入された例がある。その二つの例がタイプ2に分類したアシエンダ・チャワイティレとアシエンダ・ティオである。

PETT の Directorio と添付の2万5千分の1地図によれば、アシエンダ・チャワイティレは分割され、チャワイティレ (面積6,124.5 ไร่、1990年12月4日の Resolución Directoral 0923-90-DUAD-XX-C によって認知) とパンパリャクタ (面積1,316.5 ไร่、1991年11月13日の Resolución Directoral 0874-91-D-SR-AC によって認知) が先住民共同体として自立した。そして残ったリョフリャ (Llojlla) と呼ばれるセクターは、リョフリャパンバ (Llojllapampa [面積2,090 ไร่]) とリョフリャ (Lojlla [面積865 ไร่]) に分割され、リョフリャパンバは先住民共同体ポケスに [Certificado, DT040307 Minsiterio de Agricultura XX Region Agraria Cusco]、リョフリャは先住民共同体ワルキにそれぞれ編入された [Memoria Descrptiva, DT040305 Minsiterio de Agricultura XX Región Agraria Cusco]。

ワルキとポケスはかつてハトゥン・ポケス (Jatun Poques [大ポケス]) という一つの共同体であったのが、アシエンダ・チャワイティレによって中央部のリョフリャ溪谷が奪取され二分されてしまったのだと、ワルキの住民たちは今も記憶している。ワルキは1926年に、ポケスは1929年に認知されているから、チャワリティレの侵入がそれ以前であることは間違いないが、いつ奪取されたのかを示す資料を発見できていない。これは、先に述べた獣毛生産・取引の拡大によって先住民共同体が周囲から侵食された例の一つであると考えられるが、文書によって証明することはできない。しかし、ワルキの人々の言葉には異同がなく、ハトゥン・ポケスの分割は間違いないと思われる。リョフリャパンバのポケスへの編入の経緯については、1971年にポケスによって占拠されたという記録しかないが、チャワイティレに

よる奪取の歴史が両共同体への編入の理由であったと推測できる。

所有者宣誓申告書の添えられた地図には、リョフリヤに家屋群が描かれており、ワルキの人々もリョフリヤにはアシエンダのコロノが住んでいて、自分たちはアシエンダで働いたことはなく、編入に伴って旧コロノはリョフリヤから排除されたと述べた。筆者の調査時のリョフリヤにもリョフリヤパンバにも旧コロノは住んでいなかったから、ワルキの住民の言葉は正しいのだろう。ただ、ワマヤパンパリヤクタ・アルタの人々の中に、自分たちの村のメンバーの一部もリョフリヤで働いていたので、農地改革の受益者としての権利があったのに、村の指導者が無能だったために、土地を獲得できなかったと述べた人があった。詳細は不明であるが、チャクリヤパンバの解体の際に記録に残らない政治闘争があったことは想像に難くない。

アシエンダ・ティオが3つに分割され、そのうちの2つが2人の息子に、また残りの1つが4つに分割されて4人の娘に分割相続されたことは既に述べた。ペルー農業省が1987年に実施した先住民共同体の登録のために作成したパンパリヤクタ・アルタに関する文書に、パンパリヤクタ・アルタがティオから法的に編入した地区の地図が添付されている。これにしたがって、旧アシエンダ・ティオの分割をまとめると次のようになる [DT040108 Minsiterio de Agricultura XX Region Agraria Cusco] (表3)。

| ティオ1 | | | | ティオ2 | | | | ティオ3 | | | |
|----------|---|---|---|--------|-------|----------------|---|------|---|---|---|
| A | B | C | D | A | B | C | D | A | B | C | D |
| ハトゥン・ティオ | | | | アイリバンバ | ティオ2B | パンパリヤクタ・アルタへ編入 | | | | | |

表3 アシエンダ・ティオの分割 (出所：土地権利証明書より筆者作成)

パンパリヤクタ・アルタに編入された区画にあるプサで調査を行った若林大我によれば、表3のアイリバンバはハトゥン・ティオと統合され、先住民共同体ティオ・グランデ (Comunidad Campesina Ttio Grande) となっているとのことである。また、ティオ2はそのまま単独の先住民共同体ティオ2Bである [若林:口頭の情報]。

ただ、パンパリヤクタ・アルタの共同体成員のある人々が、農地改革においても権利を主張できるような地位を持っていたことだけは確実で、それがパンパリヤクタ・アルタへの編入の根拠として使われたことは間違いない。その地域が共同体のメンバーがアシエンダのコロノを兼ねていた可能性や、前出のケセル・グランデのように編入区域が共同体の放牧地として利用可能な取り決めがあった可能性など、さまざまな推測ができるが、それを示す文書を筆者は持ちあわせない⁽⁴⁹⁾ ため、ティオの領域における分割・編入・共同体としての自立の過程を詳細に跡付けることはできない。前出のパンパリヤクタの共同体登録文書にも、編入の理由などは書かれていない。

最後に扱うのが、アシエンダ・フキである。所有者であったパレハ家の土地資産は多岐にわたるが、農業省の資料によれば、今世紀はじめにパレハ家はカルカの町近くにフキ、カルカ町でビルカノタ川に合流するホチョク川上流部の高地にパンパコラル (Pampacoral)、ビルカノタ川の対岸にケアプクヨ (Kerapucyo) という土地区画を所有し、平坦部のパラカイパタ (Paraccaypata) を1941年に、同じく平坦部のモリエバンバ (Mollebamba) を、そしてウルコからカンカンというフキにつながる高地部の区画を1962年に、1946年に購入した⁽⁵⁰⁾。

農地改革によって、パンパコラルとケラプクヨは先住民共同体として自立したが、フキならびにそれと一体化したカンカン (一括してフキ・カンカンと呼ばれる) は一体として共同体になることはできなかった。一部が隣接する先住民共同体ラヤンパタに編入されたからである。ラヤンパタに関する1988年に農業省が作成した説明書 (Memoria Descriptiva) によれば、先住民共同体として認知されたのは、1928年11月30日の大統領令によってであり、総面積は1,153.00 ไร่とされているが、付属の地図には右側の本来のラヤンパタに面積が571.00 ไร่、編入した部分が582.00 ไร่と書き込まれている。

1974年1月29日の大統領令 0086-74-AG 号 (Dirección Supremo No. 0086-74-AG) によるフキ全面接収の決定に所有者が異議を唱え、ラヤンパタへの編入についても土地裁判所に審理が持ち込まれた⁽⁵¹⁾。価格に関しては農事裁判所において修正が行われ大統領令 No. 159-74-AG が出されて修正が行われているが、接収についての決定は覆らなかった。1976年7月13日にクスコ第二土地裁判所 (Segundo Juzgado de Tierras de Cusco) の判事からクスコならびにマドレ・デ・ディオス登録局長 (Jefe de los Registros Públicos de la Propiedad Inmueble del Distrito Judicial del Cusco y Madre de Dios) に送られた文書の中にある決定 (判決 [sentencia]) の中で、先住民共同体ラヤンパタがベルタ・パレハに対して行った部分的境界設定 (Deslinde Parcial) 訴訟 Causa No. 480-71 について、判事はラヤンパタの主張を証明するものはないとしながらも、農地改革の過程でフキの全面接収を定めた大統領令の決定を支持して、所有者の主張を退けている。土地裁判所の判事はラヤンパタによるフキの土地の一部に対する正当な所有権の主張は証明されないとしながらも、ラヤンパタの共同体メンバーによる土地の事実上の所有状態を農地改革の理念に照らして正当なものとして認め、その土地の共同体ラヤンパタへの編入を確認したのである。

ホチョク川の流域ではオヤイやセルバ・アレグレといったタイプ 3 に分類したアシエンダが、周囲のアクチャ・バハ、パンパリャクタ・バハ、リヤンチュ (Llanchu)、ミトマク (Mitmac) という先住民共同体に編入された。この編入がいかなる過程を経て行われたかについて記録された資料を見出すことはできないが、1980年3月11日に行われたワマンチョケ接収行事に関する記事にその一端を垣間見ることができる。その記事において、行事に出席しているのは接収側の臨時判事 (Juez ad-hoc) などの他には、ホチョク川を隔てた反対側にあるヤナワイヤの協同組合 (Cooperativa de Yanahuaya) の農民約 70 人がリーダーに率いられて参加したと記されている。ワマンチョケ側の人間は姿を現さないことや、周囲の協同組合が介入していることを考えると、この地域のアシエンダの接収においても、さまざまな思惑が渦巻いていたことは間違いない。

これまで提示した例を見れば、アシエンダ所有者ないし複数の分割所有者、自留地が分散したりセクターに分散したりしていることもあって一枚岩ではないコロノ、歴史的な関係を持つ周辺の先住民共同体メンバー、本来の受益者でないのに実力を行使して権利を主張する農民組合員、改革作業に従事した中央・地方政府職員など、数多くのアクターの複雑な関わりの中で農地改革事業を施行され、多様な結果がもたらされたことがわかる。

しかし、調査地域全域でアシエンダという存在は制度的な裏付けを失って消滅したことだけは確かである。そして、多くが不在地主であったアシエンダ層が政治・経済・社会のすべての面で権力を失い、調査地一体の勢力図は一変したのである。直轄地の一部が残された旧アシエンダ所有者もあるが、その面積は限定的で中小地主以上のもではない。また、アシエンダから転換した協同組合が解体され個人所有地となった今では、農村地域は土地の共有を基本とする先住民共同体と大規模な商品作物生産を行うためには面積が小さすぎる個人所有地に二分されることになったのである。

VI 総合的考察

VI-1 共同体という制度と社会的交換

先住民共同体の多様性の原因の一つが、環境の多様性によるものであることは間違いない。調査地域において、亜熱帯低地から高標高地までを領域とするケロ (Q'ero) のような、大きな標高差をカバーする領域を持つ共同体はない⁽⁵²⁾。パンパリャクタ・アルタ、ワルキといった高地部の共同体は、ジャガイモ耕地と農耕不能の高標高牧草地しかもたず、しかも湿潤牧草地は少ない。ホチョク川中流域の共同体は、トウモロコシを栽培できる標高に領域があるが、広い面積の牧草地を持たない。さらに、トウモロコシ栽培や畜産などの商業生産に適したビルカノタ河岸の平坦地にはレギア政権期に認知された共同体はない。高地部の湿潤で優良な牧草地を抱える領域はアシエンダ・ティオやチャワイティレ、平坦部の商業生産向きの農耕地はアシエンダ・ウルコやワランに占有されてきたのである。

そしてアルパカなど飼育に最適である牧草地の面積が十分でない高地部先住民共同体の場合⁽⁵³⁾、何らかの形で牧草地の利用権を獲得したり、別の収入源を探したりしなければならなかった。パンパリヤクタ・アルタでは隣接するアシエンダ・ティオの恵まれた牧草地を利用する手段をとり、優良な牧草地リョフリヤをアシエンダ・チャワイティレに奪われたワルキでは、家畜泥棒を生業の一部としていたのである⁽⁵⁴⁾。このことは、家畜泥棒に手を染めなければならないほど、ワルキは生産資源が不足する貧しい村であったと言い換えることができる⁽⁵⁵⁾。

さらに、先住民共同体の内部にも多様性が存在した。農地・牧草地の保有面積、家畜の所有頭数、家族や親族集団によって構成される家屋群の配置については、かなりの違いがある。そのため、個々の共同体メンバーが求めるものは異なる。保有する土地が不足するメンバーは土地の利用権を求め、家族のメンバーが少なければ労働力を求める。また、高齢や障害のために働くことが難しくければ、耕作・放牧・身の回りの世話のための労働力が必要になる。また、性別によって従事する労働は異なるから、男性が必要になったり女性が必要になったりする⁽⁵⁶⁾。

このような多様な必要と意思を調整し個人の生存を保証しているのが、共同体という組織であり、社会的交換という制度である。そして、ノースがいうように組織と制度は同じでなく、制度にもフォーマルなものインフォーマルなものがある [North 1990:4]。また、共同体は社会的交換が行われる枠を提供するが、この枠は十全な社会的交換の実施を自動的に保証するものではない。インフォーマルな制度である社会的交換は家族・親族・共同体の下位セクター（ワルキのサシカンチャなどにあたるもの）、共同体全体といった、複数のレベルにある社会区分を単位として、重層的に行われるものだからである。社会的交換という欲求と必要の調整を目的とした制度を運営するこれらの社会単位を、理論的前提の部分で取り上げたアソシエーションと呼んでもいいだろう。

調査対象地域の共同体は、前述のように「外部からの介入を防ぐためのバリアー」としての意味が最も大きく、内部には矛盾が渦巻いている。共同体だからといって内部が調和しているとは限らないのである。アシエンダとの関係で後に述べるように、先住民共同体は一種の隔離空間であり、内部の社会的交換によって多様な意思を調整しようとして来たのだが、矛盾を完全に調整することはできず、出稼ぎや移住という形をとって自らの意思や必要を共同体の外部で満たすメンバーがあったことも間違いない。

高地部の先住民共同体のメンバーは、ビルカノタ河岸地帯の平坦地にあった民営地で、季節労働に従事したと言われている。平坦部の主たる作物であるトウモロコシの栽培には、起耕・播種・畝立て・除草・収穫乾燥・脱粒など集中的に労働力を投下しなければならない時期と、基本的に労働力を必要としない時期がある。少数の常勤労働者と多数の季節労働者という形で労働力は二分されていた。先住民共同体のメンバーは、ビルカノタ河岸地帯だけでなく、ラ・コンベンシオン郡の商業アシエンダにおいても、季節労働者（アビリタドス）としても働いた。

しかし、この二つの季節労働が共同体に及ぼした影響には違いがある。ビルカノタ河岸地帯での労働は一つの村落メンバーの共同労働であり、共同体での労働の延長線上にあるが、ラ・コンベンシオンでの労働は、さまざまな村落からの労働者と混じり合っているものであり、共同体の先住民たちは働き方・食事・衣装などを変えることになった。彼らは真に外部で働くことを学んだのである。ラ・コンベンシオンにおける生活が外部で暮らすための準備となり、その後クスコなどへ移住するに至った人もあった [木村 1992]。そしてアリンの住民たちは労働組合運動について学び、農地改革におけるワランの占拠に生かしたのである。

VI-2 アシエンダの多様性と「合理的」経営

調査地域において考察の対象としたアシエンダには、チャワイティレやティオのような牧畜アシエンダやチャクリャバンバやパチャマチャイのようなパウカルタンボ郡のアシエンダのような「伝統的」アシエンダ、ウルコ、ワラン（たぶんワヨカイリやヤナワラも）のような「近代的」アシエンダ、ラ・コンベンシオン郡のウイロ、アマイバンバ、エチャラテなどの市場志向の「商業」アシエンダ、フィデル・

カルデロンが自らの経営戦略の一部として一つのセットとして運営した複数のアシエンダ、といったさまざまな種類のアシエンダがあった。

「伝統的」アシエンダでは、コロノたちに自給用の自留地を与えると同時に、面積によって決められた日数だけアシエンダ直轄領などで働く義務を負わせた。その労働の他にアシエンダ屋敷での下働きや運搬もしなければならなかった。コロノの妻に対しても料理の手伝いや家内労働者としての仕事があり、子供たちにも家畜番としての仕事が与えられた。その仕事の他の時間は自留地で自らのための農耕に従事し、家畜を所有する場合にはアシエンダの牧草地で飼育したが、その際に草地料が徴収される場合もあった。

アシエンダの所有者は直轄領におけるコロノたちの労働にしか関心がなく、自留地における彼らの生活に基本的に興味がなかった。だから、しばしばセクターに分かれて住んでいたコロノたちにとって、セクターは先住民共同体と同様の役割を果たした。直轄地における強制労働を除くと、アシエンダにおけるコロノたちの生活は自給自足が基本であり、これは先住民共同体と変わりが無い。ワランでは、高地部のカンチャ・カンチャ (Cancha Cancha)、チュロ (Churo)、タクリャパタ (Tacllapata) というコロノの自留地があるセクターはそれぞれ独立した組織を持っていると所有者は述べている。コロノたちはケチュア語を話し、先住民たちの儀礼を行う。だから前出のケロのような、かつてアシエンダだったところが、「最も伝統的な先住民の村」と呼ばれることが起こるのである。

アシエンダがコロノたちに自留地を与える生態ゾーンは、カルカ郡の高地の先住民共同体が位置するのと同様に、商業生産に向かないところ、すなわちジャガイモしか栽培できず、家畜飼育に適した牧草地がないところである。コロノ自留地ゾーンは、ウルコ、ワラン、チャクリャバンバ、パチャマチャイの高地部であり、パンパリャクタ・アルタ、アクチャ・アルタ、ワルキと自然環境は同様である。つまり、カルカ地区やラマイ地区の高標高部に先住民共同体があるのに対して、ウルバンバ郡ではアシエンダのコロノ自留地があるのである。そしてアシエンダ直轄地や中小規模民営地にとって、どちらも季節労働力のプールである。

両者の違いは、先住民共同体が自律的な社会単位であると同時に、領域を自ら守らなければならないものであるのに対して、コロノたちは身支配を受けてアシエンダの中に取り込まれていると同時に、ある意味で領域内に守られており、アセンダドは支配者・圧制者であると同時に保護者としての機能も果たしていたのである。それでは、アセンダド、コロノ、共同体メンバーの関係がこのようなものである時、ここに近代化志向のアセンダドが現れたら、いったい何が起こるだろう。ウルコの所有者である **Inca Schools Society**、ワランのフェルナンデス家、それにフィデル・カルデロンの対応には違いがあった。

季節労働力をアシエンダ外部に求めることが可能であるなら、アシエンダの高地部を抱えてコロノを囲い込む必要はないと、ウルコの経営者たちは考えた。だから、領域を直轄領だけに縮小し、その他の部分を放棄したのである。ワランの所有者たちは、コロノたちとの関係を近代的な雇用関係に変え、より効率的な労働力利用をめざした。フィデル・カルデロンは、コロノたちの居住としての意味しかなかったケセル・グランデなどに住まわせていたコロノを季節的に移動させることで、効率的な労働力利用をはかったのである。

コロノたちにどれだけの労働を課したのかについて、ここで扱ったどのアシエンダについても契約書などを見たことはなく、ウルコの農地改革資料で分かるのは常勤労働者たちの労働日だけである。マリア・デル・カルメン・カルデロンのレポートによれば、1 トップの自留地を与えられたコロノに対して、フィデル・カルデロンは年間 30 日の労働を義務付けた [Calderón 1997]。また、ロランド・アンルプ (Roland Anrup) が引用するワランのコロノの 1961 年 9 月 1 日付契約書によれば、このコロノは 2 トップノ土地に対して 120 日の労働を課されている [Anrup 1990: 106]。1 トップはインカ時代には、夫婦の結婚時に与えられたという土地面積であり、1 組の夫婦が 1 年分の食糧を生産する基本単位であったと考えられている [Murra 1980:30; Wachtel 1984:101; Garcilaso de la Vega 1985:386]。この 2 つの例だけではコロノに対する自留地の大きさと課された労働日数について確かなことを言うことはできないが、大まかな目安に

はなる。

ラ・コンベンシオンのアシエンダでは、小作人（アレンディレス）と月 40 日労働という契約を結んだこともあったというが、小作地の面積は 100 畝を超えることもあり、アレンディレスは土地の一部を複数の再小作人（アリエガドス）に出し、アシエンダでの労働義務を分割して課したと言われる [Fioravanti 1974]。こうなれば、小作人は土地の所有権こそないものの、ほとんどアセンダドと変わらない立場にあった。労働力を導入することが難しかったラ・コンベンシオン郡では、このような好条件を提示しないと、小作人を集めることができなかつたのであろう。

ここで取り上げたウルコ、ワラン、ケセル・グランデの経営者たちの近代化路線に、農業経営上の「合理性」を見出すのはたやすい⁽⁵⁷⁾。問題は、「伝統的」アシエンダの運営に、合理性があったのか否か、である。農地改革時の所有者宣誓申告書や技術報告書に記載されている農作物の収穫量やアシエンダが所有する家畜数をみても、アシエンダが大きな利益を上げていたようには見えない。オスカル・フェルナンデスがワランの他に所有していたパウカルタンボ郡チャリヤバンバ地区のカチュパタ（Ccachupata）では、収穫物の 10%を徴収するだけで、草地利も要求せず、完全にコロノたちの管理に任せていたと、所有者は述べている。このように収益の低いアシエンダをなぜ所有し続けるのかよく分からない。農地改革においても、オスカル・フェルナンデスは、このアシエンダが全面接収されても構わないと所有者宣誓申告書に記しているほどである。さらに、所有者たちの収入がアシエンダからの収入に限られていたとしたら、アセンダド層の権力を支える収入源としては不十分である。

アシエンダの旧所有者や関係者とインタビューした時に、「アシエンダの帳簿だけを見ても何もわかりはしない」とか、「アシエンダの経営状態は実際に携わった人でないとわからない」と言われた。アシエンダの損益計算をする際に、生産物からあがる利益だけでなく、コロノたちの無償労働力の価値を考慮しなければならぬのは当然として、まだ十分ではない。アセンダドたちがアシエンダ以外から収入を得ていたことが、十分想定されるからである。例えば、大アセンダドであったマリアノ・バルガスがイギリス系リケット商会の代理人であったことは既に述べた。アセンダドたちが他にも輸送・運輸、商品作物の売買・輸出などに従事していたことは、インタビューでも再三言及された⁽⁵⁸⁾。さらに、アセンダド層はクスコ地方の政治的支配層であり、さまざまな公職についていたと思われる。ワランの所有者オスカル・フェルナンデス自身もその父親も地方議員や国会議員の職についていた。

アシエンダ所有者たちの総収入を推定することは困難である。個々のアシエンダについての損益計算はある程度可能でも、所有者世帯の家計全体を計算する資料はどこにもないのである。さまざまな取引は口頭で行われ、記録は残っていない。フィデル・カルデロンの子アルベルト・カルデロン（Alberto Calderón）のトウモロコシ取引は口頭で行われ、彼が急死した時にどれくらいの債権・債務があったのか、遺族にもよくわからなかつたのである。

ここでは、一つの可能性だけを提示しておく。クスコにおいては土地所有者（*terratiente*）が支配階層を形成し、通婚によって支配を強化していたのだとすれば、大きなアシエンダを所有することは支配階級にあることを示す身分証明書代わりであり、そこにおける収益は大きな問題ではなかつたのかもしれないという可能性である。さらに、農業や牧畜に力を入れても、商品栽培に向かない土地を多く抱えているアシエンダでは、もともと大きな利益は望めず、経済的利益は他の事業や政治ポストに求めた方がいいという判断も成り立つ。もしそうであるなら、「伝統的」アシエンダ経営にも「限定合理性」があるということになる。

この仮説が妥当するかもしれないと考えるのは、ヨーロッパにおいて土地を所有することは支配階級に参入するために欠かせないものであり、産業革命を迎えようとする時代において、大きな政治的権力や高い社会的身分を誇っていたヨーロッパ大陸の貴族や大土地所有者が経済的に立ち遅れてきたとき、彼らが「身分」や「土地」といった彼らに利益をもたらす源泉により執着を強めたからである [Hobsbawm 1977:29]。

VI-3 農地改革におけるアセンダド・コロノ・共同体メンバー

農地改革の過程で、アセンダド、コロノ、先住民共同体メンバー、政策実行担当者の中で複雑なやり取りがあり、いくつもの紛争があったことは、これまで紹介した例でよくわかる。その時、アセンダドもコロノも共同体メンバーもそれぞれ一枚岩ではなかった。まず、コロノについて考えてみよう。

農地改革文書の中でコロノやフェウダタリオと同じように呼ばれていても、高地部に住むコロノと低地部の直轄領近くに住むコロノでは性質が大きく違うことについては、これまでも述べた。例えばアシエンダ・ワランにおいて、低地部に住む労働者たちは、賃金が支払われ労働時間や労働の内容がきちんと定められる「近代化」された労働契約に基づく人々だったのに対し、高地部の労働者は、労働の対価として土地の使用権が与えられ、労働は労働切符へのはさみ入れによってコントロールされる「伝統的」なアシエンダ労働者だったのである。そして、「高地部の先住民たちは自らの統治機構を持ち、10年前からアシエンダの労働に従事していないのだから、彼らは農地改革の受益者ではない」と所有者が主張しているのを見れば、前に言及したワラン上部のコロノ自留地があるセクターは、ウルコのワマンチョケのように実質的にアセンダドが放棄したセクターであるといってもよい。

さらに、コロノ自身も2種類のコロノの区別を意識していたようで、これもアシエンダ・ワランの例で言えば、低地部に住む常勤労働者たちは、高地部の先住民たちをカチャ・インディオ (*khacha indio*) と呼び、自分たちとは違う種類の人々であると見なしていたという。そしてまた、アシエンダの常勤労働者は、高地部のコロノたちから「アシエンダに従属する者」リンク (*link'u*) と呼ばれていた [Herrera Hidalgo 1994:59-60]。常勤労働者たちは自らを既に「先住民」ではなく混血メスティソ (*mestizo*) であるとみなしていたのである。

だから、高地部に住むコロノの労働は、共同体の先住民たちがアシエンダや民営地で行う労働と似通った性格があった。すべての労働がそうであったわけではないが、祝祭的な性格をもつ共同労働があったのである。フェリペ・グアマン・ポマ・デ・アヤラ (Felipe Guamán Poma de Ayala) は、インカ時代には、支配者に対する共同労働であるミンガにおいて、人々が歌い、酒を飲み、食べ物を食うさまを描写している。そして、支払いを受ける代わりに飲み食いするのだと述べている [Guamán Poma de Ayala 1980: 225]。チャールズ・エラズマス (Charles Erasmus) はこの祝祭的労働ミンガ (*minga*) の減少を報告している [Erasmus 1956, 1965] が、このような形のミンガは、ビルカノタ河谷において続いていたという証言がある。

アシエンダ所有者の直轄領における労働は、祝祭的な色彩を帯びた共同労働であり、労働者と土地所有者の間の近代的雇用関係に基づくものとは、基本的に性格が異なる。フェウダタリオの労働に対する対価は、単なる労賃ではなかったのである。しかし、オスカル・フェルナンデスと娘のマルタ・フェルナンデス (Martha Fernández) は、それを近代的な雇用関係に変えようとした。マルタはアンルプのインタビューに答えて、「私の父オスカル・フェルナンデスが20年代に購入したアシエンダ・ワランでは、土地区画と牧草地と交換にコロノ側はただで働いた。慣習では働くのは週3回だった。このやり方を父が変えた。父のやり方は、日当を支払い、労働は毎日にするもので、コロノたちから草地料と小作料を徴収した。父はそれを受け取る代わりに、彼らの家の周りに1トポから2トポの面積の庭畑 (カンチョン [*canchón*]) を指定した。」 [Anrup 1990:103] としている。

マルタ・フェルナンデスは、これまで仕事の間は何度も休憩しチチャを飲むために一日の平均労働時間が4時間しかなかったのを、一日の労働時間は8時間とし、仕事の最後には労働者が酔っぱらってしまうチチャの提供もやめている。そして、フェルナンデス家は、コロノたちに自給用の土地を割り当てる代わりにアセンダドの土地において無償で働くという従来のやり方を改め、牧草地の利用に対しては草地料を、自給用の土地に対しては小作料を取り立て、その代わりに日当を支払うというシステムを導入したのである [Anrup 1990: 104]。

これは、コロノたちに対する身分支配を近代的な契約関係に改めるもので、労働関係を近代化することによって従来から重大な問題であった労働力の不足を補うために有効なやり方でもあったが、これは

コロノたちの側から言えば単なる労働強化にすぎず、コロノたちには受け入れがたいものだったようだ。マルタ・フェルナンデスも、この新しいシステムの導入はコロノがアシエンダ去る動機になったと認めているし、アセンダドの土地における音楽や酒を伴う祝祭的な共同労働システムを変更することに対してコロノたちが苦情を述べたと語り、アンルップもこの変更が深刻な紛争を招いたことは明らかだとしている [Anrup 1990: 103]。

このような高地のコロノたちは、パンパリヤクタ・アルタやアクチャ・アルタのような高地にある先住民共同体と同じように、領域の中に散らばって住み、いくつかの居住セクターを作り出していた。そのため、アシエンダ・チャワイティレやティオは、農地改革の過程でセクターが別々の先住民共同体として自立した。しかしこの二つの共同体は、その一部が隣接する先住民共同体に編入された。チャワイティレは、先住民共同体チャワイティレ、パンパリヤクタ（パンパリヤクタ・アルタとは別の共同体）に分かれたほか、リョフリヤというセクターがボケスとワルキに分割編入された。またティオは、先住民共同体ティオ・グランデとティオ 2B に分かれたほか、全体のほぼ半分がパンパリヤクタ・アルタに編入されたのである。

アシエンダの分割と先住民共同体への編入の過程やその理由については、文書の上でほとんど記録がないのでよく分からない。文書に残っているのは、ティオにおいてコロノのグループが、コロノ全員を受益者として登録し全域を一つの共同体として認めるようにとの要望書、先住民共同体ラヤンパタの住民に対して、アシエンダ・フキ＝カンカンの領域の一部を編入することを認めた裁判所決定（そこが歴史的にラヤンパタの領域であった証拠はないが、実質的にラヤンパタによってコントロールしていることを認めたもの）、リョフリヤをボケスの住民が占拠したという記事、しか見つからなかった。

編入は、リョフリヤのようにチャワイティレによって強奪されたという住民の記憶（それが文書の上で確認されたのかは不明）、共同体メンバーがアシエンダのコロノであったり牧草地の使用を認められていたりしたという理由（たぶんこれが、パンパリヤクタがティオの半分を編入した理由）、実質的に支配しているという事実（ラヤンパタやワランがこれにあたる）といったさまざまな理由によって行われた。そして、このような先住民たちの行動を後押しする農地改革実施者の態度があったのだと思われる。ラ・コンベンション郡に、事前にアシエンダを会社組織にし、コロノたちの私有地として土地を譲渡・登録し、労働に対しては日当を払い、支払い帳簿をきちんとつける、という周到な準備をすることによって接收を逃れたアシエンダがあるが、それでも接收を逃れるのには農地改革実施者とのきびしい交渉が必要だったと、所有者はインタビューの中で語ったのである。

VII 結語

農地改革の過程には、数多くのアクターが関与し、紛争が繰り返されたのだと思われる。土地の共有と社会的交換という制度に裏打ちされて時代を渡ってきた先住民共同体、アセンダドによる支配力の独占とコロノの身分的支配によって成立していたアシエンダ、本稿では触れることができなかったが、この二つの組織の間にあった小作人、小規模自作農、土地なし農業労働者が、農地改革という大きな政策的転換期に、それぞれの欲求・志向にしたがって行動し、アシエンダの廃止と先住民共同体と協同組合の新設という大きな制度的・組織的变化の中で、多様な結末を迎えたのである。

だからここには、調査対象地域に住む人々ひとりひとりの志向が反映されている。しかし、個人がすべてを決めたのではない。個人の自由な行為と制度のせめぎ合いの中ですべてが動いていく。本稿は、中央アンデス南部高地のクスコ県カルカ郡における、個人と制度の相互関係についての事例を提示したものである。資料に穴が多く、確定した結論を提示できなかった部分も多いが、単なる事例報告に終わらない一般性を持つ議論になっていれど願う。

アシエンダという制度が廃止され、先住民という身分制度もなくなった現在、調査対象地域に住む人々の個人的志向を発現させることに対する制度的な拘束は、一見減っているように見える。しかし、アシ

エンダにおけるアセンダドとコロノの関係に見られるように、支配と保護はしばしば裏腹の関係にあり、個人の自由度が増大している現状は、保護が減衰している状態とも言える。アシエンダの旧コロノたち、特に高地部に住んでいたコロノたちは、身分的拘束を免れたとはいえ、経済的には先住民共同体メンバーが置かれてきた状態と同じになったに過ぎず、経済的安定と生活状態の改善を成し遂げたわけではない。むき出しの身分支配（社会的支配）が、目に見えにくい市場の支配（経済的支配）に変わっただけで、先住民たちが劣位の状態にあることに変わりはないのである。

しばしば封建的（feudal）と表現されてきた身分支配が解消され、先住民たちが閉塞状態から解放されたことは確かである。しかし、この閉塞が先住民たちの文化的・社会的独立を確保していたことも、また間違いがない。先住民言語ケチュア語がいままで残ってきた原因の一つがこの閉塞・隔離であった。アシエンダの時代には、アセンダド層はみな、先住民言語であるケチュア語を話した。ペラスコ政権による農地改革からすでに50年が経とうとする現在、旧アセンダドの子や孫もすでに亡くなったり老年に差し掛かったりしているが、彼らもほとんどがケチュア語を話す。クスコ地方において、ケチュア語は非先住民たちの言語でもあったのである。

しかしケチュア語を話すことは、先住民文化を理解したり彼らの権利を擁護したりすることと同義ではない。非先住民の人々にとって、ケチュア語は先住民たちとのコミュニケーション手段でしかなく、ケチュア語を使う先住民自身やその文化・社会に興味があったわけではない。私に調査地としてパンパリヤクタ・アルタを推薦したクスコ大学のケチュア語を話す人類学者たちですら、その村で行われていた家畜増殖儀礼について何も知らなかったのである。かつて、ケチュア語に熟達しケチュア語で詩まで書いたアセンダドがコロノに殺される事件が起こったことがある。ケチュア文化の最大の理解者を先住民ケチュアが殺すとは何事であるかという非難が巻き起こったが、ケチュア語を理解していたことは、このアセンダドがガモナルでなかったという証明にはならない。前出のアルベルト・カルデロンは「ガモナルだったさ」とこともなげに述べた。

接触する外部の人々がケチュア語を話し、教育が施されなければ、先住民たちは支配者の言語であるスペイン語に接する機会はない。先住民たちはケチュア語の世界に閉塞させられていたのであり、支配者の領域に参入することは許されていなかった。先住民たちはケチュア語によって構成される彼らの生活世界に放置・隔離されていたと言うのが正しい。そして現在、クスコの非先住民の若い年代でケチュア語を話す人の割合が急速に低下し、スペイン語を解さないケチュア語話者の割合も非常に少なくなっている。先住民と非先住民を分かっていたバリアーは解かれたのである。そしてこれは同時にケチュア語の急速な減衰をもたらしている。

閉鎖されていた先住民社会が外部に向かって開放されるにしたがって、人々の外部への流出が続き、アンデス高地の先住民社会は自給農業・畜産業を成り立たせるのが難しくなっている。そして、人口の減少によって、労働力の不均衡をならすための社会的交換を維持することも難しくなる。アシエンダ制という身分制度に変わる新たな経済的支配に立ち向かうために、どのような制度を人々が自主的に構築できるか、人々がそれぞれ多様な欲求をどのように満足できるか、またそのために外部からどのような支援を行うことが可能か、考えていかなければならない。

注

- (1) 1987年にこの地域において調査を始めた時、現地調査の現場として選んだのが、本稿でも取り上げる先住民共同体パンパリヤクタ・アルタ（Comunidad Campesina Panpallacta Alta）である。「典型的な共同体」であるという理由でクスコ大学の共同研究者から推奨されたこの共同体では、家畜儀礼をはじめとする先住民の文化要素が保存されており、スペイン語を話せない人も少なくないなど先住民言語ケチュア語も十分に残されていた。この共同体は古くから広い領域を占めていたほか、農地改革をとおして領域を大きく拡大した。この点については本論文の中でも論じている。しかし、拡大した領域に足を運んだ時にも、村人は領域の拡大について語ることはなかったし、予備知識がなかった筆者は、この件について質問することさえ念頭に浮かばなかった。その後、文書を収

集する過程で農地改革の影響を知ることになり、調査には実地見聞だけでは不十分であり、実地調査と文書解析を連結する必要があることを痛感した。人類学調査において行う、狭い空間で文化や社会関係に対象を限定する綿密な分析によって得られるものは多いが、それだけでは不十分なのである。局所的な解析は別のところですてに発表し、これからも続けていくが、本稿は地域の全体像を提示することを目標としたものである。

- (2) マトスとメヒアのいう「生産単位」は以下のようなものである。1) アシエンダ「従属労働と支配関係のシステムに基礎を置く、大規模な土地経営のために組織された社会経済機構」であり、資本・技術と労働関係によって、
 - a. 資本主義的 (capitalista) 「資本主義的な企業であり、高い技術を持ち、雇用は賃金によって行われる」、
 - b. 半資本主義的 (semi-capitalista) 「経営形態は企業であり高い技術を持つが、雇用は伝統的な労働関係によって行われる」、
 - c. 伝統的 (tradicional) 「経営を小作にまかせ、土地の提供の見返りとして、小作人は雇用主に労働サービスを提供する」の3タイプがある。2) 資本主義的民営地ならびに小アシエンダ「中小規模の民営地をまとめたもので、
 - a. 資本主義的民営地「より近代的な経営単位であり、経営は所有者または小作人によって直接行われ、その基準は、高度な資本化、高い技術、管理の単純化、常勤労働者数の削減、臨時労働者の利用である」と、
 - b. 小アシエンダ「伝統的な労働関係にもとづくものであるものの、所有者や小作人が、大アシエンダより積極的に経営に参加し、小作人にたいする要求も少ない」の2つがある。3) 家族経営単位「アシエンダにも先住民共同体にも所属しない世帯を単位とした農地」で、
 - a. 自給農地 (autosuficientes) 「生産は市場に向けられ、家族の働き先と最小限の収入を確保するのに十分な面積を持つ」と、
 - b. 小民営地 (minifundio) 「個人的な労働にもとづく、家族の生計を成り立たせる面積を持たない」の2つがある。4) 共有経営エリア (先住民共同体) 「先住民共同体が大部分の先住民の経済社会組織の様式を構成し、以下の3つの特徴をもつ」もので、その特徴とは、1. 家族単位に基礎を置くメンバーによって個人的にまた集合的に利用される所有地である。2. 親族・出自・互酬・相互扶助の関係に基づく政治組織である。3. 共同生活および比較的自律的で民主的なローカルな権威・権力体制に構成員が積極的に参加し、構成員にはアンデスの文化的伝統が刻み込まれている [Matos y Mejía 1980: 23-27]。
- (3) ベラスコに代わって 1975 年から軍事政権を率いたフランシスコ・モラレス・ベルムデス (Francisco Morales Bermúdez) の下で行われた 1980 年大統領選挙で、ベラウンデ・テリーは再度大統領に当選した。これを第二次ベラウンデ政権 (1980-85) という。
 - (4) 対象とならない範囲は、コスタ (costa [海岸部]) では、灌漑農地は 150 ㊦、灌漑牧草地は 1,500 ㊦、天水耕地および牧草地はその倍である。シエラ (sierra [山地]) とセハ・デ・セルバ (ceja de selva [熱帯地上部]) では、郡ごとの評価にしたがって 15 ㊦から 55 ㊦の間、牧草地は 5,000 頭の羊を飼育するのに必要な面積とされた。政権の見積もりによれば、法令が実施されると、農地改革が及ぶ面積は国内の耕地と牧草地の 59%、すなわち 1,700 万 ㊦に達するとされていた [Matos y Mejía 1980: 114-115]。
 - (5) 改革は次の過程を踏んで行われる。1) 大統領府による「農地改革区の宣言 (Declaración de Zona de Reforma Agraria)」、2) 「宣誓申告書 (所有者が提出するもの) の受理 (Recepción de Declaración Jurada)」(2~4 まで地方区の担当)、3) 「接収地図の告知 (Notificación del Plano de Afectación)」(所有者は所見 Observación del Propietario の提出権あり)、4) 「地方局決定 Resolución Zonal」(所有者に上訴権 Apelación del Propietario あり)、5) 「農地改革総局決定 Resolución Directoral」、6) 「大統領令 (Resolución Suprema)」、7) 「金額査定 (Valorización (地方局))」、8) 「農地改革総局追認 (Aprobación de la Valorización)」、9) 「査定金額告知 Notificación de Valorización)」、10) 「所有者の同意 (Allanamiento del Propietario)」、11) 「所有権移転書 (Escritura de Traslación de Dominio)」。「所有者の同意」が得られないと、手続きは司法部門に移る。司法部門において農地改革を終了させるための手続きは以下の通りである。1) 「所有権剥奪命令 (Demanda de Expropiación)」(1~3 まで土地裁判所)、2) 「収用 (Toma de Posesión)」、3) 「所有権移転書 (Escritura de Traslación de Dominio)」。所有者から「収用決定への異議 (Contradicción de Resolución de Afectación)」が出された場合には、農事裁判所 (Tribunal Agrario) によって「反対訴訟の終了 (Ejecutoria que pone fin al Juicio de Contradicción)」が出される [Matos y Mejía 1980: 118-119]。このような手続きを踏むために、農地改革の実施には長い時間がかかり、その過程でさまざま文書が作成された。文書同士が矛盾していたり、保管状態が悪いために一部欠落したりしていたりすることが、調査を困難にさせたが、ともかくも、これらの文書や地図が本稿の分析の基本資料となっている。

- (6) SINAMOS が機能しなかったことが、ベラスコ農地改革が所期の目的を十分に果たすことができなかった一つの原因である。改革前にはそれなりの利益をあげていたアシエンダ直轄地が CAP に移管された例も多いが、その経営はしばしば破綻し、CAP の組合員に利益を分配することができなかった。その結果、旧コロノや旧常勤労働者はアシエンダの時代に与えられていた自給用保有地に経営地を限定されることになった。農地改革の利益は彼らに届かず、ペルー全体の農業生産の拡大にも繋がらなかったのである。アプリマック県のフンド・カルメン (Fundo Carmen) と呼ばれる旧アシエンダを 1988 年に訪れたことがあるが、そこでは旧アシエンダ時代の生産施設は荒廃し、旧農奴たちがかつての所有者を呼び戻すという事態までが生じていた。かつてのアシエンダ時代の商業生産を復活させ、そこからの利益を取り戻そうと旧農奴たちも考えたのである。CAP が利益をあげることができなかった結果、1990 年に成立したアルベルト・フジモリ (Alberto Fujimori) 政権以後 CAP は解体され、土地は分割されて私有地となっている。
- (7) マトスとメヒアの言う 4 つの種類の農業経営体の割合や分布を、筆者はボリビア多民族国 (Estado Multinacional de Bolivia [調査時点 1985 年においてはボリビア共和国 República de Bolivia]) ラパス県 (Departamento de La Paz) ラレカハ郡 (Provincia Larecaja) における農地改革資料の調査をとおして確認した [木村 1990, 1993, 1997]。ここでは 1953 年に始まった農地改革の時点で、一つの大きな渓谷において、アシエンダ、先住民共同体、小アシエンダ、先進的商業アシエンダ、小規模自作地など、さまざまな農業経営体が 2000m から 4500m の範囲に並存し、それぞれが複雑な相互関係を持っていたのである。また、ペルー農地改革に際して作成された各種の書類を分析した結果からも、クスコ県における旧アシエンダ領主や関係者へのインタビューからも、アシエンダの規模や所在の多様性にも、アセンダドたちの意識の違いにも、経営理念のちがいに、それぞれ驚かされたし、隣り合う先住民共同体の間でも、男女間の労働分業や動産・不動産の相続法のような社会・法的慣習にも、多くの差異があることが分かった。またさらに文化についても、同じような家畜増殖儀礼を行なってもその細部にはかなりの差があり、結婚式のような儀礼においても違いは大きい。さらに、先住民たちが日常的に話すケチュア語においても、スペイン語の単語が数多く取り入れられているところもあれば、影響が比較的少ないところもあるなど、やはりかなりの差がある。
- (8) ボリビアにおける農地改革文書の調査は、当時の農牧畜業・先住民問題省 (Ministerio Agripecuario y Asuntos Campesinos) 大臣であったマルリシオ・ママニ・ポコアカ (Mauricio Mamani Pocoaca) 氏の支援によって、ラレカハ地域における農地改革文書の探査と、大量の文書の写真撮影が許可されたという、特別な状況のもとで行われたもので、農地改革局 (Instituto Nacional de Reforma Agraria) が所蔵する文書を広範に調べることができた結果、渓谷内でのアシエンダの分布状況や面積などに関する統計分析が可能になったものである。これは例外的で幸運なものであり、クスコ県においてもさまざまな公的機関において農地改革文書の収集につとめ、目星をつけた対象に関する文書をかなり収集することができたが、ラレカハにおけるような量的分析を可能にするほどの数の文書を集めることは、機関の許可を取り付けることにまつわる困難や時間的制約のために不可能であった。
- (9) 本稿の議論の根拠として進化生物学の議論を用いることに注意が必要なことは当然である。引用したカオス・複雑系生物学者である金子邦彦の議論を参照する場合にも同様である。グールドや金子の議論は生物の誕生や進化について議論する時に必要な立場の表明であり、本稿において農業経営体の変化や適応を直接議論していないのだから、生物学における議論は本稿にとって直接の根拠にはならない。また、他分野の理論をそのまま本稿の議論に適用することが危険であることも当然である。ここで生物学の議論を援用するのは、本稿における筆者の立場を作り上げるためのアイデアを提供してくれた源泉の一つとして紹介しておくことが必要だと考えたためである。
- (10) 生物に関しても進化を無方向の変異とそれに対する淘汰のみで考えることはできない。生物の側に固有の動き理由がありそれについては生物学的な考察が進んでいるとはいえ [Strogatz 2003; 福岡 2007]、社会や文化についてはまだ十分に展開されていない。そのため本稿の想定は仮説・理論的立場の表明にとどまらざるをえない。
- (11) とは言え、本稿は理論自体の可否を論ずることを目的としていない。以下の理論的検討は、筆者が設定した調査地域における調査目標を達成するために必要だと考えるためである。調査目標を「実証的に」証明できる資料を入手することが可能であるならば、理論的立場に関する検討は不要であるということもできるが、そのような

資料を入手することは不可能である。そのため、一つの理論的立場に立った「構成的」論文構成は不可避である。そのために理論的な検討を行うが、本稿の目標に沿った形で、必要な範囲にとどめる。

- (12) 土地を私有するより小作となること、ある条件下では合理的な判断でありえることについては、ジョセフ・スティグリッツ (Joseph Stiglitz) の有名な論文 "Incentives and Risk Sharing in Sharecropping" [Stiglitz 1974] がある。また、特定の条件下では小作に合理性があるのは、筆者の調査においても収集した資料の中にも、あてはまる例がある。ボリビア中南部のチュキサカ県 (Departamento de Chuquisaca) パディリャ (Padilla) における調査中に、ジャガイモ収穫中の女性に出会った。彼女は、収穫されたジャガイモの集積地に座っていたのだが、筆者の質問に対して次のように答えた。「土地は小作地である。地元の労働者を賃金で雇って収穫作業を行なっている。土地を買い取る気はない。なぜなら、ここでは自分の土地を耕作しようとする意欲のある人は少なく、小作料を受け取れば十分であると考える地主が多い。だから小作できる土地はふんだんにあって、土地を借りることに不自由はなく、地代も高くない。ジャガイモは毎年栽培地を移動する必要がある、小作地を毎年移動するのが都合がよい。また、子供たちがこの土地に残って農業に従事することはないから、土地を買っても受け継ぐものがない以上、意味がない。また、この地域の農産物は、ほとんどがブラジルに輸出する黒インゲン豆 (*poroto carioca*) で、それだけを自分の畑で連作することは可能だが、価格の変動が大きいので経営が難しい。それを避けて確実な利益をあげるためには、ジャガイモ栽培が適当であり、それには小作がふさわしい」。彼女は地代や労賃などについてすべて記憶していて、質問に対して即座に返答した。実に有能で合理的な経営者であると感じた。この女性が小作を選んでいたのは、実に合理的な判断である。後述するように、同様の判断はクスコ県の農地改革前にも行なった農業経営者があり、そこに合理的判断があったのは間違いない。小作に合理性がある例は本稿でも後述する。
- (13) これが自明なのは人類学者にとっても同じだろう。だから、本稿における理論的議論も、人類学者にとって興味を引くものではないだろう。人類学の議論が個人より集合的な文化や社会を重視することは別に問題ではないが、この集合性が十分に成り立っていないところでは、個人をベースにした多様性に関する議論をしておかなければならないと考える。本稿が対象とする地域や時代においては、社会や経済の集合性を出発点にして理解することは困難である。個人を出発点にして、その行動や志向の集合性を作り出す条件や制度に対する議論を組み立てることが重要であると考え。そしてまた、個人の位置付けに関する部分をきちんと整理しておかなければ、たとえば国際協力の分野などで世界をリードしている経済学者の議論に立ち向かうことはできない。
- (14) セイラーはヒュリスティクスについて、「いまでは『経験則』のかわりにいい言い方 *a fancy word for a rule of thumb* であるとわかっている」[Thaler 2015:22] と言う。確かに、新奇な言葉を使わなくても「経験則」すなわち「経験の中で身につけたもの」と言うだけで十分であろう。
- (15) 開発プログラムの射程は経済的な事象以外にも及んでいる。経済学の理論や手法がその他の分野においても有効であるという主張があるが、留保が必要である。経済学者のハジュン・チャン (Ha-Joon Chang) は、「筆者は経済学とはその方法や理論的アプローチによって定義されるべきではなく、他のあらゆる学問分野と同じように、対象によって定義されるべきだと信じている。経済学の主題は経済であるべきであり、そこには金、仕事、技術、国際通商、税その他の財やサービスの生産、その過程で生まれた所得の配分やそうして生まれたモノの消費などが含まれるべきだ。多くのエコノミストが言うような、『生命、宇宙そして (ほぼ) 万物』などを対象にすべきではない」[Chang 2014: 27] と言う。ここで考えるべきなのは、経済学を「経済」という対象によって定義されるべきなら、人類学は何を対象にすべきであるのかということである。人類学は「人類」を対象にするのではない。人類学は対象によって定義されるものではなく、「アプローチの独自性」や「研究における独特の構え」をもって成立するものであると考える。これは筆者が現時点での専門の一つとしている「人間の安全保障研究」と同じである。筆者は「人類学」や「人間の安全保障研究」はディシプリンではなく、独自の「アプローチ」であるべきだと考える。
- (16) コミュニティとアソシエーションに関する古典的研究であるフェルディナント・テンニエス (Ferdinand Tönnies) の『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト (*Gemeinschaft und Gesellschaft*)』においても [Tönnies 1912]、ロバート・モリソン・マッキーヴァー (Robert Morrison MacIver) の『コミュニティ (*Community*)』においても [MacIver 1917]、

アソシエーション（ゲゼルシャフト）については具体的・実体的な姿が描かれているが、コミュニティ（ゲマインシャフト）については記述も少なくその実体がよくわからない。コミュニティを成り立たせるものとして、グドゥマンの「想像された連帯」の代わりに、テンニエスは「本源的意志」を置くのみである。このような議論の状況は、「ネイション」を「想像の共同体 (imagined community)」としたベネディクト・アンダーソンの議論 [Anderson 1983] を思い起こさせる。極端に言えば、「コミュニティ」は「みんながそうだと思っている大事なもの」という形でしか定義できないとも言える。だからこそ、「コミュニティ」に関する議論は射的が長く、さまざまな形で論じられているのだが、本稿においてそのすべてに言及し議論することはとてもできず、議論を本稿に関係する部分のみに限定せざるをえない。

- (17) 一般には「下部構造-上部構造」という形で対比して使われることが多いが、マルクスやアルチュセールは「下部構造」という語を決して使わず、「土台」を使っていることに注意しなければならない。「最終審級」という言葉を使っていることでも分かるように、各審級は経済を「土台」として階層的に積み上がっていると考えられているからである。ただし、「土台」や「最終審級」という言葉を使っているからといって、これがすべてを決定していると考えているわけではないのは、アルチュセールが「重層的決定」の概念を採用していることで明らかであろう。この点をアルチュセールは、エンゲルスの考えを踏襲して、「最初の瞬間にせよ、最後の瞬間にせよ、『最終審級』という孤かな時の鐘が鳴ることは決してない」 [Althusser 1965: 113] と表現している。
- (18) アルチュセールは、「出会いの唯物論の地下水脈」の中で、マルクスとエンゲルスの「あらゆる生産様式は互いに独立した諸要素から諸要素から構成され、諸要素のそれぞれは独自の歴史の産物であり、それらの多様な歴史のあいだにはいかなる有機的・目的論的關係も存在しない」という観念に注目している [Althusser 1994a:572 (訳:532)]。重層的決定が行われる各審級はそれぞれ独立した歴史を持っているのであり、決定はある目的・方向性を持って行われるわけでないという点が、ここではより明瞭に示されている。このような考え方は、アルチュセールが前出の論文や前出の論文 [Althusser 1994a] や "Philosophie et Marxisme, Entretiens avec Fernanda Navarro (1984-1987)" [Althusser 1994b] の中で提示している「出会いの唯物論」に基づいている。この「出会いの唯物論」についてアルチュセールはギリシャの哲学者エピクロスから説き起こしている。アルチュセールは次のように言う。「エピクロスの説くところでは、世界の形成以前には、無数の原子が空虚のなかを平行に落下していた。それらはつねに落ちている。.....世界の形成以前にはどんなく意味>も、<原因>も、<目的>も、<理>も、実在しなかったということでもある。.....クリメネンという語は突然に現れる。.....クリメネンとは、無限小の偏り、「能う限り小さい」偏りである。「いつどこで、どのように」起こるのか分からないが、クリメネンは、一つの原子を空虚中の垂直な落下から「ずれ」させ、ある箇所ではほとんどゼロに等しい程度平行性を崩し、隣の原子との出会いを誘発し、挙げ句、出会いに会いを重ねる玉突き衝突を引き起こす。かくして世界が誕生する。世界とはすなわち、最初の偏りと最初の出会いが連鎖的に引き起こす原子の凝集である [Althusser 1994a:541]。これは前に引用した金子邦彦のカオス理論を彷彿とさせるものであり、社会のさまざまな要素・審級の分節・接合のあり方や歴史の進行は、最初からその目的・方向性が定まっているわけではないというアルチュセールの考え方は、筆者と共通するものである。
- (19) common-pool resource に対してはさまざまな略語が行われている。「全米研究評議会 National Research Council」の「地球環境変化の人間活動に関する側面についての検討委員会 (Committee on the Human Dimensions of Global Change)」がまとめた *The Drama of the Commons* の日本語訳では「コモン・プール資源」という訳語が使われているが、そのほかにも「共有資源」「共同利用資源」「共同管理資源」「共通蓄積資源」などが使われている。*The Drama of the Commons* の中でトーマス・ディーツ (Thomas Dietz) たちは、「共有財産 "common property" という語は、資源それ自身の特徴よりは人間が作り出した一種の管理方法を意味する。使用者を除外することが難しい資源に対する望ましい用語は "common-pool resource" である。"common-pool" という用語は、それを管理してきた人間の調整よりも資源の特徴に焦点をあてている [Dietz, Dolšák, Ostrom, and Stern 2002:17] と述べている。迷った末に「共同蓄積資源」の語をあてた。
- (20) アルン・アグラワル (Arun Agrawal) は、CPR を持続管理するためにオストロムの設計原理を次のようにまとめている。(1) 資源システムの特徴 (i)明確に定義された境界、(2) 集団の特徴 (i)明確に定義された境界、(1 と

2) 資源システムの特性と集団の特性の関係＝重要なものとしては示されていない、(3) 制度的取り決め (i) 地域的に工夫された資源へのアクセスと管理のルール (ii) ルール実効化の容易さ (iii) 徐々に強められる制裁措置 (iv) 低い費用での裁定プロセスの実現可能性 (v) モニタリング担当者やその他公職にある者の説明責任、(1 と 3) 資源システムと制度的照り決めの関係 (i) 資源とつりあった収穫制限、(4) 外部環境 (i) 技術＝重要なものとしては示されていない (ii) 国家：(a) 中央政府は地域自治体を脅かさない (b) 資源の利用、供給、実効化のための執行・統治の各層が入れ子構造であること [Agrawal 2002:48]。アグラワルのまとめは、別の枠組みとオストロムの議論を付き合わせるためになされたものであるため、オストロムの議論そのものと全く同じではない。

(21) パンパリヤクタ・アルタなどが「植民地期以来、慣習的に認められてきた先住民共同体」であるといっても、それは「先スペイン期から存在していた共同体」であることを必ずしも意味しないことに気をつけなければならない。副王トレドの集住政策（レドゥクシオン *reducción*）などによって、先住民共同体は何度も再編成されてきたことや、旧大陸からのもたらされた疫病の蔓延による人口の激減や、征服にともなう社会的混乱にともなう先住民の移動が起こったことによって、住民の配置や共同体のあり方は征服の前後、また約 300 年間の植民地期に大きく変化したからである。

カルカ郡で古くから認知されてきた先住民共同体については、その成立と変化の経緯についての資料をまだ発見できてはいない（植民地期の巡察記録の一部はみることができるとは、公証人文書などで言及されている重要な文書でその原本を確認できていないものが多い）が、パウカルタンボ郡については、先住民共同体が先スペイン期と断絶していることを示す資料がある。それは、先住民共同体チムル（Chimur [文書ではチモル Chimor]）とセドロス（Cedros、同じく Sedros）に関する記録である。

パルカルタンボ郡のチャリヤバンバ地区（Distrito Challabamba）には、PETT によれば 27 の認知された共同体があるが、そのうちの 25 共同体は 1980 年以降に認知された共同体であり、1920 年代に認知されたのは 1926 年に認知されたチムルとセドロスの二つだけである。セドロスは後に言及するアシエンダ・チャクリヤバンバ（Hacienda Chacllabamba）とアシエンダ・パチャマチャイ（Hacienda Pachamachay）の間にあり、チムルはパチャマチャイの北に隣接する。

1689 年に作成された「グアカンガおよびチモル教区（Doctrina de Guacanga y Chimur）別名チャリヤバンバ教区（Doctrina de Challabamba）についての報告」において、フアン・マルドナド・コルネホ（Juan Maldonado Cornejo）は、チモルの名を挙げて、その地生まれの先住民は住んでおらず、10 人のフォラステロ（*forastero*）が住んでいるだけだと述べている。ボンボン（Bonbon）やパロバンバ（Parobamba）など他の「先住民共同体」（この報告を含む当時の記録の中には共同体（*comunidad*）という名は一切使用されず、現れるのはプエブロ（*pueblo* 「町、村」）、アシエンダ、エスタンシア（*estancia* 「小集落」）、アネクソ（*anexo* 「付属地」）だけであり、チモルも教会堂のあるプエブロとして、記載されているだけである）の名は現れないが、チャクリヤバンバとパチャマチャイが隣接のアシエンダとして記載されており、その間の暑いところにサン・ミゲル・デ・セドロス（San Migule de Sedros）の村（*pueblo*）があるとされている。そこに住んでいた正統のインディオは死に絶えて、わずかに 9 人の信仰告白者（キリスト教に改宗した先住民）が住んでいるだけだとされている。この信仰告白者も、外部から移動してきた人々であったろう [Villanueva Urteaga 1982: 264]。

チムルで筆者が会った人々も、祖先はこの地域に植民してきたと記憶しており、「自分たちはインディオではない」と言う。この村は、本稿の中で扱う先住民共同体とは、性格が大きく異なるものである。「先住民共同体」と言っても、その成り立ちや性格がさまざまであることの、これも一つの証左である。チムルやセドロスは、たとえ先スペイン期から同じ場所に共同体があったとしても、現在の共同体のメンバーは古い共同体住民の子孫ではなく、フォラステロ、すなわち「他のところから移動してきた人々」の子孫によって作られているのである。植民地期に入って以来、先住民共同体はさまざまな変動の波に洗われており、共同体のメンバーが入れ替わるなどの事態は頻発したと思われる。チムルとセドロスと同様の例は、他にも数多くあると思われる。

(22) Proyecto Especial de Titulación de Tierras y Catastro Rural PETT は、アルベルト・フジモリ政権期に、先住民共同体や農民組合の土地に個人の所有権を設定し、その土地に担保価値を持たせることによって、個人の自立をもたらそうとして、創立されたものである。かつての農地改革においても共同体の土地共有制度を撤廃して個人所有に

しようとしたことがあるが、フジモリの政策も先に新古典派経済学についての部分で述べたように、土地の私有を基盤にすることが正しいという、新自由主義的政策の一環であった。PETTはそのほかの私有地の所有権の整理をも担当したが、農村部の土地に関わる権利関係は複雑であり、協同組合の解体を除いて、地権の整理は簡単には進まなかった。PETTは少なくともクスコ県においては、顕著な成果をあげることができなかった。

- (23) ラテンアメリカにおける「先住民擁護運動」は、大きく言ってインディヘニズモ (indigenismo) と呼ばれるが、それが始まったのは1880年代に遡り、マヌエル・ゴンサレス・プラダ (Manuel González Prada) や、『巢のない鳥たち (*Aves sin nido*)』を著したクロリンダ・マット・デ・ターナー (Clorinda Matto de Tuener) が名高い。1852年にクスコで生まれたクロリンダ・マットは、19歳で歳の離れたイギリス人の商人ホセ・ターナー (José Turner) の妻となるが、10年後の1981年には未亡人となった [Manrique 1988: 127]。『巢のない鳥たち』は先住民たちの悲惨な境遇を人々に訴えた小説であり、インディヘニズモ小説の走りだとされる。このインディヘニズモは、大土地所有者たちの抑圧を受ける先住民たちの問題に、都市に住む中産階級や知識人が反応したものであり、深刻化する先住民たちの反抗運動とそれに呼応するインディヘニズモに対して中央政府も対応せざるをえなくなった。レギアの先住民政策は、インディヘニズモを政府の公式な政策に取り入れたものであったため、「公式インディヘニズモ」と呼ばれる。しかし、クロリンダ・マットなどによる第一期のインディヘニズモは、彼らを外部から見てその悲惨な状況を告発したものであり、彼らの世界を内部から生き生きと描いたものではなかった。先住民社会を内部から描いた作品は、ホセ・マリア・アルゲダス (José María Arguedas) による『深い川 (*Ríos Profundos*)』などの登場を待たなければならない。
- (24) レギア政権はそれまでのオリガキーによる支配と異なり、労働者や中産階級を基盤とするポピュリスト政権であったが [Klarén 2000: 245]、農村部における先住民の抵抗運動に対応して1920年に先住民庁 (Oficina de Asuntos Indígenas。フリオ・コトレル Julio Cotlerによれば、開発・公共事業省 [Ministerio de Fomento y Obras Públicas] におかれた先住民問題局 [Sección de Asuntos Indígenas] [Cotler 2005: 181]) と「インディオの日 (El Día del Indio)」を創設するとともに、同年の憲法において先住民共同体の公式の認知を定めた [Klarén 2000; 247]。
- (25) 前出の注20において、パルカルタンボ郡チャリヤンバ地区の二つの先住民共同体が、1920年代に早く認知されたものでありながら、先スペイン期に起源を持つことを意味しないことを明らかにした。オリヤンタイタンボ地区についても、共同体の認知が少し遅いといっても、それが他の共同体との性格の違いを示すものであると簡単に言うことはできない。16世紀から19世紀のオリヤンタイタンボについては、ルイス・ミゲル・グラベ (Luis Muguel Glave) とマリア・イサベル・レミイ (María Isabel Remy) の歴史研究 [Glave y Remy 1982] があり、その地のアシエンダなどについて詳細に論じられているが、オリヤンタ共同体認知の経緯や事情はわからない。
- (26) その他の地区の共同体のうち、タライ地区の二つはクスコからピサクに通じる道路の途中 (ビルカノタ河谷南斜面中部) にあり、ラレス地区のアンパラエス (Amparáez) はヤナティレ川流域にあり、それぞれ性格が異なる。アンパラエスはカルカから分水嶺を越えて低地部へ続く2つの街道の一つが通る町で、もう1つの街道はラレスの村をとおり、両方の町の下部で再び合流する、アンパラエスからは東側のマボチョ川側へと続く街道との分岐点でもある。アンパラエスは、下流部の亜熱帯地帯とクスコをつなぐ、物流の中継点であった。また、コヤ地区は筆者の調査が欠落しているところで、共同体の位置も確認できないので、考察から除外せざるをえない。
- (27) PETTのDirectorioには、各共同体の面積も表示されているが、表示に統一がない。その他の資料と突き合わせたところでは、PETTが作成した表では、パンパリヤクタ・アルタのように1920年代からの本来の共同体面積に農地改革の結果編入された面積が別々に表示されているもの、ワルキヤラヤンパタのように両方が合算されているもの、ポケスのように編入面積が加えられていないもの、が混在しているのである。そのためデータを統一した表という形で表示することを断念する。また、コリカンチャ (Ccoricancha) またはコスコ・アイリヨ (Ccoscco Ayillo) については、その位置を確認することができない。PETTのDirectorioには1928年の認知時の面積として4.15 $\frac{ヘクタール}{ヘクタール}$ 、農地改革後の編入面積としてそれぞれ5.44 $\frac{ヘクタール}{ヘクタール}$ 、0.84 $\frac{ヘクタール}{ヘクタール}$ 、0.18 $\frac{ヘクタール}{ヘクタール}$ 、0.25 $\frac{ヘクタール}{ヘクタール}$ 、0.88 $\frac{ヘクタール}{ヘクタール}$ 、0.33 $\frac{ヘクタール}{ヘクタール}$ 、1.44 $\frac{ヘクタール}{ヘクタール}$ の面積を持つ7つの区画が書き加えられている。Directorioの中で一つだけ異例なこの共同体をどう扱うべきかわからず、考察の対象が除外した。
- (28) ラマイ地区にあるワマは、1961年7月13日に認知された共同体で、他の共同体より認知が遅いが、人々の暮

らしぶりは他の共同体と見分けがつかない。パンパリヤクタ・アルタやワルキなどの周辺の共同体と同じように、家畜の増殖儀礼も行っていることを観察した。領域は 3,300m から 4,600m まで広がり、面積は 1,403 畝である [Proyecto Especial Sierra Centro Sur Sub-Programa Deslinde y titulación de Tierras Comunes Expediente 0065-87]。1920 年代に認知されたチュンピの領域は 3,200m から 4,800m まで広がり、面積は 1,170 畝である [同上 Proyecto Expediente 040]。領域は 3,300m から 4,400m までで、面積は 1,903.8 畝である [Certificado DT040307 Ministerio de Agricultura XX Región Cusco]。ポケス、チュンピ、ワマという 3 つの共同体は似た自然環境にあり、面積も似通っている。

- (29) 牧草地にも、ほとんど排他的な使用権が設定されているが、その境界は耕地ほど厳密ではない。また、地域によって牧草地の利用権について、さまざまな考慮が行われる。ボリビアのウリャウリャ (Ulla Ulla) という牧畜専業地域では、核家族の放牧地の広さは所有する家畜の数によって変動する。これは短い時間で行われるわけではないが、自らが所有する家畜の数が減ってくると他の家畜が自らの放牧地に侵入するのを防ぎにくくなるという [Caro 1985]。また、ペルーのケロ (Q'ero) では、多くの家畜を所有すると同時に放牧地が不足する家族は、まだ家畜を受け入れることが可能な広さの放牧地を持つ家族と婚姻関係を結び、余剰の家畜をその姻族の放牧地に移動されるという [Webster 1971, 1972]。
- (30) パンパリヤクタ・アルタの休耕システムについては確定的なことを言うことは難しいが、木村と若林の聞き取りが違うことに関して言えば、これは「どちらが正しいか」という問題ではないかもしれない、休耕期間について人々の回答が異なるのは、個々の家族ないし家族集団がそれぞれ独自の判断で休耕を行なっているために、共同体全体で休耕期間が定められていない可能性があるのである。もしそうであれば、共同体内における休耕システムが多様である例であるかもしれない。
- (31) メンバーの耕地保有状態については、現況図もなく聞き取りも難しい。保有状態に関する調査は、課税に関する調査だとか、買収を目的として調査だとかという疑惑を持たれ、ほとんど実行不可能であるためである。しかし、数少ない資料（そのほとんどは貧しいメンバーから得られたもの）からは、耕地の保有権にはメンバーごとに大きな差があり、ジャガイモを毎年栽培するためには、保有土地面積が足りないメンバーは、これから述べる社会的交換制度をとおして、耕作権を獲得しなければならず、また獲得していた、ことが分かった。
- (32) ビルカノタ溪谷でもミンカは労働と収穫物の交換の意味で用いられ、かつてはアシエンダにおける収穫時に共同体の成員が呼ばれて行く共同労働をミンカと呼ぶこともあった。後者の際には、食事・酒・音楽が提供され祝祭的雰囲気での共同労働であった。しかし一方、パンパリヤクタ・アルタでは、本来労働を提供する立場にある人が別の人物を送る行為に対してもミンカと呼ばれる。
- (33) エル・インカ・ガルシラソ・デ・ラ・ベガ (El Inca Garcilaso de la Vega)、ペドロ・シエサ・デ・レオン (Pedro Cieza de León)、ベルナルベ・コボ (Bernarbé Cobo) によるクロニカと総称される古い記録、ディエゴ・ゴンサレス・デ・オルギン (Diego González de Holguín) とルドビコ・ベルトニオ (Ludovico Bertonio) による古いケチュア語・アイマラ語の辞書、ジョン・ムラ (John Murra) とナタン・ワシュテル (Nathan Wachtel) による解釈に、筆者の実地調査資料を加えて、トゥプ (tupu) またはトポ (topo) と呼ばれる、距離・面積・体積・収穫量・労働量のどれにも用いられる計量単位について、筆者は論じたことがある [Garcilaso de la Vega 1985: 386; Cieza de León 1979: 76, 109; Cobo 1985: 256; González de Holguín 1952; Bertonio 1984; Murra 1980: 30; Wachtel 1984: 101; 木村 1988]。ここでは、その議論を簡略にし、必要と思われる部分のみを提示した。
- (34) ホセ・マリア・カバリエロ (José María Caballero) は、ガモナルという語が 1863 年に初めて使われたというパブロ・マセラ (Pablo Macera) の意見を紹介している [Caballero 1981: 239]。ガモナルという名称は、ペルーの独立後になって初めて使われるようになったのであり、圧政を強めた大土地所有者に対する批判を込めて用いられた名称なのであろう。クスコで筆者がインタビューしたかつてのアセンダドやその子孫たちは、「自分たちの先祖は土地所有者ではあっても、ガモナルではなかった」と主張する。現在のペルー高地においては、ガモナルは「コロノや小作人の圧政者」を意味し、「古い体制の象徴」となっている。すなわち、「古い時代の理不尽な圧政者」という非常に悪い意味が「ガモナル」には込められており、インフォーマントたちは自らの先祖がガモナルであるとは決して認めない。また、ガモナルが、大土地所有者と同義ではないとするカバリエロは、ガモナルは単な

る大土地所有者と違って、次のような特徴を示すという。すなわちガモナルは、1. 自らを民族・文化的に他の人々と違くと位置づけ、2. 権力のヒエラルキー・システムに特権的に参入し、3. 奥地に居住する農民たちに対する支配能力を持ち、4. 農民たちに対する義務を規定し秩序を確立する支配者としての行為を自然の権利とする、のである。ガモナルはこのような秩序を体現した存在であり、植民地のシステムを受け継いだ搾取とイデオロギーのメカニズムと特権を享受していたのである [Caballero 1981: 239]。

- (35) 相続は民法 760 条に基づいてなされたと書かれているが、筆者はクスコ地方における遺言状を見た経験が殆どない。クスコ県文書館において、公証人文書の 1880 年から 1920 年までの分を探索していた時にも、遺言状は見つからなかった。そのため、アシエンダ所有者階層の遺言状に非適出子が現れることや、母方の姓がワマン (Huamán) という先住民がよく持つ姓をもつ娘が認知されていることが、クスコ地方において普通のことであるのか、何も言うことができない。この判決では、非適出子は相続権が適出子の半分であるという民法上の規定にしたがって相続は行われ、イルマはサン・ヘロニモの土地区画の所有者の一員にも名を連ねている。
- (36) 競売を申し立てたのも落札したのもイギリス人であるということは、20 世紀初頭のペルー高地に対するイギリス資本の介入の一つの例である。ヘンリー・アラン・ジョブは、何人もの債権者から債権を買い集めて競売に持ち込んだのである。イギリス人がクスコ地方の土地取引にまで商売を広げていたことについては、ウルコ以外の事例を知らない。Inca Schools Society はクスコ県東部シクアニ (Sicuani) の町に本拠を構えるプロテスタント系団体で、ウルコで教育・伝道活動に従事していた記録はない。このアシエンダは団体の経済面に寄与するために購入したのだと推察できる。前述のようにイギリスがペルー南部高地地帯の経済活動に深く関与していたことは明らかであるが、それが土地所有にどこまで及んでいたかについてはこれ以上の資料を持ち合わせない。イギリスの関与に限らず調査対象地域とその東部にあたるシクアニ地域やプノ県・アレキパ県との経済関係の調査は将来の課題である。
- (37) ワマンチョケはコロノたちに売却されたと、ワランの最後のマヨルドモは証言する。そして、それ以来旧コロノたちがアシエンダの労働に参加することはなく、その他の共同体のメンバーを季節労働者として使っていたと言う。しかし、ワマンチョケに関しては売買契約書もなく、1980 年代に行われた土地登録作業に関する資料では、放置地 (Terreno Abandonado) であると認定されている。ワマンチョケは所有権を移転されていなかったものの、実質的に放置され、コロノたちの自主管理下にあった土地であったと思われる。
- (38) フジモリ政権の最初の副大統領であったマキシモ・サンロマン (Máximo San Román) はこのキンタ・レバカの出身である。後にも述べるように、アシエンダ側はマヨルドモに横領されたと考えていたが、紛争はサン・ロマンの勝利に終わったようだ。
- (39) アリンとシリヤカンチャは、さまざまな資料の中でパルシアリダ (Parcialidad) と記されている。近年の資料では Comunidad と記されている場合もあるが、高地部の先住民共同体と性格が異なっていた。低地部の集落がアシエンダに組み込まれることなく、独立した社会集団として機能続けたことは、ビルカノタ河谷の社会経済体制を考える際に見逃すことができず、農地改革においても独特の動きをしたことも無視できない。
- (40) アリンは領域が狭いうえに人口が多く、シリヤカンチャのようにワランの水資源や牧草地を利用できなかったために非常に貧しく、ラ・コンベンシオン郡への出稼ぎを余儀なくされた [Herrera Hidalgo 1994: 103-105]。そして、出稼ぎに行った人々は、ラ・コンベンシオンにおいて農民運動の影響を受け、アリンにおける農民組合を結成するに至った。そしてこの農民組合がワランの運命を変えるのである。
- (41) 彼の農業経営については、孫であるマリア・デル・カルメン・カルデロン (María del Carmen Calderón) のレポート [Calderón 1997] を中心的な典拠とし、フィデルの妻ならびに息子たちとのインタビューによってデータを補足した。
- (42) 常勤労働者やコロノを一つのアシエンダから別のアシエンダに移動させたのはカルデロンだけではなかった。例えば、パルカルタンボ郡のアシエンダ・パチャマチャイの所有者アルフレド・ロマンビル (Alfredo Romanville) はパチャマチャイのコロノをクスコ市近くのサイリヤ (Saylla) にある彼の所有地に移動させた。
- (43) それらの農業機械は、筆者の調査期間においても使用されていた。1968 年の農地改革後は新たな投資をすることが難しくなり、古い機械を修理しながら使用せざるをえなかったのである。カルデロンの所有地が接収される

ことはなかったが、近代的な農地利用がクスコ県に定着することはなかった。農地改革をとおして近代的なアシエンダもが接収され、クスコ県における農業生産の近代化は頓挫し、農牧畜生産は改革前よりかえって減少したのである。その後ビルカノタ河谷では輸出用の白トウモロコシの栽培が盛んになり日本に輸出されたが、現在では競争力を失っている。

- (44) カルデロンが農地改革前にケセル・グランデなどを売却したため、筆者が参照した農地改革文書はカルデロンからアシエンダを購入した新たな所有者についてのものである。しかし、カルデロンの親族からの聞き取りや売却から農地改革まで時間が短かったことなどから、文書にあらわされたアシエンダの状況は売却前と大きく変わりはなかったものと判断した。
- (45) ワアシエンダ・ウルコの最後のモヨルドモの証言によれば、伝道会側の管理者であったイギリス人アルフレッド・ベル (Alfred Bell) は、フリオ・サン・ロマンとの紛争や訴訟に疲れ果てた経験から、農地改革に際しても争いを嫌悪し、強く争わなかったのだという。
- (46) この事例は、ビルカノタ河谷底部地帯における農地をめぐる現在も続くさまざまな係争を示すひとつの例である。ウルコなど農村共同組合に改組された旧アシエンダの土地が、個人所有地として分配される際にも紛争は生じ、フジモリ政権によって始められた土地権利の再確認ないし新たな権利の付与計画が、新たな紛争を続発させている。たとえば、ビルカノタ川は増水によってしばしば流路が変わったが、堤防を築くなどして確保された土地が公有地であるのか、はたまた私有地であるのかが土地登録上で明確でない場合などには、土地を持たない人々が集団で所有権を主張したり、隣接する土地の所有者の間で所有権を争う訴訟が起きたりした。PETTは土地の所有権を確定することによって、土地の担保価値を高めると同時に、土地売買が容易になることを狙って設立されたものであるが、先住民共同体の土地を私有地化することは、先住民たちの反対で実現できず、複雑な権利関係や多くのアクターの介在によって、目的を果たすことができなかった。ただ、このような新自由主義的土地政策が頓挫したことは、少なくとも先住民共同体にとって悪いことではない。
- (47) この中には所有者の家屋区画にアリンの組合員が侵入した事件や、ワランの常勤労働者とアリンの組合員の間で行われたサッカー試合の最中におきた暴力行為によってアリンの組合長が死亡した事件が含まれる。これらの事件は刑事事件として立件されることはなく、関係者が処罰されることはなかった。アリン側の実力行使が功を奏した結果となったウルコの例に限らず、実力行使を通じた実効支配が結果的に追認された例は、後で論ずるアシエンダ・チャワイティレやアシエンダ・フキの接収過程でも見られるし、文書に記録として残されていない例もあると思われる。しかし、ワヨカリやヤナワラでは旧所有者に土地の一部が残されているから、どこでも実力行使によって所有者が排除されたわけではない。
- (48) アンパラエスからパロバンバ、ボンボン、パチャマチャイを経てチャクリャバンバの最上部にとりついた筆者たちは、激しい雨に会った。急な斜面を降りるには危険だと判断し、一軒の家で雨宿りさせてもらうように頼んだ。そして驚いたことに、その家は、1987年から88年にパンパリャクタ・アルタに私が住んでいた時に会い、自分達はチャクリャバンバの共同体メンバーであると語ってくれたまさにその家族の家だったのである。1987年に、彼らはパンパリャクタでジャガイモの植え付けを終えると、チャクリャバンバに戻っていったものである。この偶然で幸運な出会いが、パンパリャクタ・アルタとチャワイティレへの二重帰属を証拠だてることとなった。パンパリャクタ・アルタとチャクリャバンバの成員名簿 (padrón) を見せてもらったわけではないので、彼らが共同体の正式なメンバーであるか確認したわけではない。しかし、両方の領域に家屋を構えていることは確かであり、少なくとも両方に居住している実態はある。
- (49) 農林省クスコ支所の書類保管所でテはティオ 2B に関する書類一式しかコピーすることができなかった。その後移転した保管庫が浸水し多くの書類が閲覧不能になってしまったからである。農地改革や登録に関する書類の探索は簡単でなく、それが本稿の限界に繋がっていることを否定しない。
- (50) ここで用いる資料は、PETTの後継組織である「国家登記監督局 (Superintendencia Nacional de los Registros Públicos [SUNARP])」の「クスコ支所 (Zona Registral Sede Cusco Oficina Regional Cusco)」が所蔵する登録関係の文書である。この文書にはいろいろ欠落もあり、わからないことも多い。Memoria Descriptiva の付属地図に書き込まれているアシエンダの直轄地がもともとどの土地にあたるのがわからないのである。ウルコは平坦部に経営地を集中

するためにカンカンを売却したのであるから、平坦部にある直轄地がカンカンの一部であったとは考え難い。ウルコに関する文書に付属する地図でもカンカンに平坦部は含まれていない。そのため直轄地が本来のフキにあたると思われるが、この土地とモリエバンバやパラカイパタとの関係は不明である。この3つの区画が一体である可能性もあるが、その点もわからない。直轄地があった平坦部は筆者が現地を見た時も先住民共同体フキと呼ばれており、農地改革後にはカンカンの一部と一体になった共同体になったと想定する。

- (51) 農地改革の実施プロセスについては、注5参照。
- (52) 垂直統御と伝統文化で有名になったケロは大きな標高差を持つが、マボチョ川（パウカルタンボ川から東側の尾根を越えたマドレ・デ・ディオス川上流の斜面にある [Webster 1971, 1972]）。マドレ・デ・ディオス水系は、亜熱帯低標高地に直接に繋がっていて標高差による変化が大きく、高標高地からの介入も遅れた点で、ウルバンバ水系と自然環境が大きく異なる。
- (53) パンパリャクタ・アルタに隣接するアクチャ・アルタと分水嶺をヤナティリ側に越えたところにあるアシエンダ・アクチャワタについては実地調査を行っていない。アクチャ・アルタは1929年8月9日の大統領令によって認知され [Informe Legal No.441-87-AJ-DRA-AR-XX-MA]、面積は5,468ヘクタール（可耕地1,100ヘクタール、牧草地4,368ヘクタール）、領域標高3,400mから4,800m、栽培作物はジャガイモ、コムギ、ソラマメ、オオムギである [Ficha de Empadronamiento Proyecto Especial Sierra Centro Sur Sub-programa Deslinde y Titulación de Tierras 1986/12/21]。詳細は不明であるものの、パンパリャクタ・アルタの元来の領域と基本的に同じ姿をしている。ただ、農地改革によって領域は増加していないので、周辺のアシエンダとの関係（アクチャワタについては現地調査も文書の収集も行っていない）が、パンパリャクタ・アルタとは異なっていたのではないかと想像できる。
- (54) 調査地域においてワルキは「家畜泥棒の村」として有名な村であり、筆者の滞在中にも家畜泥棒の疑いで村長（Presidente）を含む数名の村人が警察に連行される事件があった。筆者が滞在したサシカンチャの村人は、「自分たちは家畜泥棒ではないが、ケリョコチャなどほかのセクターの連中はそうだ」と言った。しかし、家畜泥棒のやり方を詳しく語る村人もあったから、彼らが家畜泥棒に関与していたのはほぼ間違いないことであると思われる。
- (55) 筆者の現地調査は、ワマを加えても高地部の先住民共同体に偏っていて、ホチョク川中流域などの共同体には調査が及んでいない。そのためこれらの共同体については詳細な分析を行うことができないのだが、断片的に得られたデータからみて、これらの共同体も農地改革前には基本的に生存経済と営む社会単位であったと推定できる。
- (56) 筆者が現地調査を行なった時のパンパリャクタ・アルタでは労働の性別分業に強い印象を受けた。農作業は男性のみで行い、家屋から離れた共同労働の際に女性は昼食を持参してふるまうだけで畑に入ることはなく、食事が終わるとそのまま帰ってしまった。反対に家畜とくにヒツジの放牧は女性おもに若い女性の仕事であった。この労働分業と関連して、土地は男性の財産、家畜は女性の財産、であり土地は男性から男性へ（典型的には父から息子へ）、家畜は女性から女性へ（母から娘へ）の形で相続されるのだと人々は述べた。家畜儀礼を見せてもらうために酒（チチャ [chicha]）を作るためのトウモロコシもやしを提供した時にヒツジを贈られたが、それはその家族の女性のものであった。興味深かったのは、このヒツジはもやしの贈与に対する返礼ではなく、われわれへの贈与として扱われたことである。ヒツジはその場で受け取ることはできず、別の日に酒一本でももって正式にヒツジを要求しなければならなかった。これは、労働提供を求める時に酒を持って要請しなければならぬのと同じであり、パンパリャクタ・アルタにおける社会的交換が「贈与-返礼」という形で自動的に行われるものではないことの証左である。しかし、財産の相続についてはこれが単系出自集団において見られる「出自の観念」、たとえば「集団の成員権は父親から子供にしか伝えられない」というような「理念」によって決められているわけではないように思われる。村人は「土地に余裕があれば娘へも、逆に家畜数に余裕があれば息子へも」相続させると言う。また、このように土地を「男財」、家畜を「女財」とするような出自規則がアンデスで一般的であるわけでもなく、農作業においては男性と女性が一緒に働くのが一般的であるから、筆者が見聞したパンパリャクタ・アルタの労働分業・相続法は極めて異例である。
- (57) ここで言う「合理性」は、理論的前提のところで論じたように、「すべてに合理的」「正しい」「上手く行った」

ことを意味するものではない。経営者たちの「経営方針」には「限定的な」合理性があり、国全体が近代化を志向するという時代的趨勢に対する「判断」にも「合理性」があったと筆者は言っているにすぎない。彼らの判断は、アシエンダ経営や農地改革において、必ずしもよい結果をもたらしたとはいえないのである。

- (58) ラ・コンベンションにおける最大のアシエンダであったアシエンダ・ワドキニヤの所有者であるロマンビル家の一族でその土地に現在も権限をもつマリオ・ロマンビル (Mario Romanville) に対して、農業や牧畜からの収益は文書をみる限りそれほど大きなものでないように見えると語ったところ、彼はそれは当然であり収益は別のところから得るものだと言った。彼の経営の実態を調べることはできなかったが、インタビューを実施したときに旧ワドキニヤに鉱山の利権を有していたことは確実で、鉱石 (確かめていないが彼がいうところによれば銀) が詰まった袋が家の前に積み上げられていた。ワドキニヤがあったビルカバンバ (Vilcabamba) 地方には先スペイン期から銀鉱山があったことが知られている。クスコ地方における支配者層の土地所有・商業活動・鉱山利用・政治的利益をまとめた全体像に関する研究は将来の課題であるが、すぐ次にも述べるように今となってはその完全な復元は難しいかもしれない。

参考文献

Agrawal, Arun

- 2002 "Common Resources and Institutional Sustainability." In *The Drama of the Commons*, edited by Committee on the Human Dimensions of Global Change, pp.41-85, National Academy Press, Washington D.C. (「共有資源と制度の持続可能性」田村典江訳、『コモンズのドラマ：持続可能な資源管理論の十五年』、pp.55-109、知泉書館、2012)

Althusser, Louis

- 1965 *Pour Marx*. François Maspero, Paris. (『マルクスのために』河野健二・田村俣・西川長夫訳、平凡社ライブラリー、1994)
- 1994a "Le courant souterrain du matérialism de la recontre (1982)." *Écrits philosophiques et politiques, Tome I*, STOCK/IMEC, pp.539-579. (「出会いの唯物論の地下水脈 1982年」『哲学・政治著作集 I』市田良彦・福井和美訳、pp.499-536、藤原書店、1999)
- 1994b "Philosophie et Marxisme, Entretiens avec Fernanda Navarro (1984-1987)." *Sur la philosophie*, pp.13-79, Gallimard, Paris.
- 1996a [1965] "Du 《Capital》 à la philosophie de Marx." Althusser et. al. *Lire le Capital – Nouvelle Édition Revue*, pp.1-79, Press Universitaires de France, Paris. (1er ed. 1965 Paris: Éditions La Découverte) (「序文：『資本論』からマルクスの哲学へ」今村仁司訳『資本論を読む』(上)、pp.15-139、ちくま学芸文庫、1996)
- 1996b (1965) "L'objet du 《Capital》." Althusser et. al. *Lire le Capital – Nouvelle Édition Revue*, pp.245-418, Press Universitaires de France, Paris (1er ed. 1965 Paris: Éditions La Découverte) (「『資本論』の対象」今村仁司訳『資本論を読む』(中)、pp.15-288、ちくま学芸文庫、1996).

Anderson, Benedict R.

- 1983 *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*. Verso, London. (『想像の共同体：ナショナリズムの起源と流行』白石隆・白石さや訳、リプロポート、1987) .

Anrup, Roland

- 1990 *El taita y el torp: en torno a la configuración patriarcal del régimen hacendatario cuzqueño*. Universidad de Göteborg y Universidad de Estocolmo, Göttenburgo y Estocolm.

青木昌彦

- 2003 『比較制度分析に向けて』瀧澤弘和・谷口和弘訳、NTT 出版。(*Towards a Comparative Institutional Analysis*, MIT, 2001)
- 2008 『比較制度分析序説：経済システムの進化と多元性』講談社学術文庫。

- Banerjee, Abhijit A., and Esther Duflo
 2011 *Poor Economics: A Radical Rethinking of the Way to Fight Global Poverty*. Public Affairs, New York.
 (『貧乏人の経済学：もういちど貧困問題を根っから考える』山形浩生訳、みすず書房、2012)。
- Bertonio, Ludovico
 1984 [1612] *Vocabulario de la Lengua Aymara*. Centro de Estudios de la Realidad Económica y Social, Instituto Francés de Estudios Andinos, Museo Nacional de Etnografía y Folklore, Cochabamba.
- Bertram, Geoffrey
 1991 "Peru, 1930-60." In *The Cambridge History of Latin America vol. VIII, Latin America since 1930: Spanish South America*, edited by Leslie Bethell, pp.385-449, Cambridge University Press, Cambridge.
- Blanco, Hugo
 1972 *Tierra o muerte: Las luchas campesinas en el Perú, Siglo XXI Editores, México D.F.*
- Bowles, Samuel
 2016 *The Moral Economy: Why Good Incentives Are No Substitute for Good Citizens*. Yale University Press, New Haven and London.
- Brush, Stephen B.
 1976 "Man's Use of an Andean Ecosystem." *Human Ecology* 4 (2):147-166.
 1977 *Mountain, Field and Family: The Economy and Human Ecology in an Andean Valley*. University of Pennsylvania Press, Philadelphia.
- Bulmer-Thomas, Victor
 1994 *The Economic History of Latin America since Independence*. Cambridge University Press, Cambridge.
 (『ラテンアメリカ経済史：独立から現在まで』田中高・榎股一索・鶴田利恵訳、名古屋大学出版会、2001)
- Burga, Manuel, y Wilson Reategui
 1981 *Lanas y capital mercantil en el sur: La Casa Ricketts, 1895 – 1935*. Instituto de Estudios Peruanos, Lima.
- Caballero, José María
 1981 *Economía agraria de la sierra peruana antes de la Reforma Agraria de 1969*, Instituto de Estudios Peruanos, Lima.
- Caballero, José María, y Elena Álvarez
 1980 *Aspectos cuantitativos de la Reforma Agraria (1969 – 1979)*. Instituto de Estudios Peruanos, Lima.
- Calderón García, María del Carmen
 1997 *Un hacendado cuzqueño Don Fidel: Estrategias en la producción agrícola* (manuscript).
- Canino, Alejandro
 1982 "Tiempo y espacio en la estrategia de subsistencia andina: un caso en las vertientes orientales sud-peruanas." In *El Hombre y su ambiente en los Andes Centrales*, edited by Luis Millones and Hiroyasu Tomoeda, *Senri Ethnological Studies* 10:11-38, National Museum of Ethnology, Osaka.
- Camino, Alejandro, Jorge RecharteE, and Pedro Gidegaray
 1981 "Flexibilidad calendaria en la agricultura tradicional de las vertientes orientales de los Andes." In *La Tecnología en el Mundo Andino* Tomo 1, edited by Heather Lechtman and Ana María Soldi, pp.169-194, Universidad Nacional Autónoma de México, México.
- Caro, Deborah
 1985 *"Those Who Divide Us": Resistance and Change among the Pastoral Ayllus in Ulla Ulla, Bolivia*. Ph.D. dissertation, The Johns Hopkins University, Baltimore.
- Carter, William E.
 1964 *Aymara Communities and the Bolivian Agrarian Reform*. University of Florida Press, Gainesville.

Chang, Ha-Joon

2014 *Economics: The User's Guide, A Pelican Introduction*. Penguin Books, London. (『ケンブリッジ式経済学ユーザーズガイド 経済学の95%はただの常識にすぎない』酒井泰介訳、東洋経済新報社、2015).

Cieza de León, Pedro de

1967 [1550] *El Señorío de los Incas*. Edición de Carlos Aranibar, Lima. (『インカ帝国史』大航海時代叢書第二期 15、増田義郎訳、岩波書店、1979) .

Cobo, Bernarbe

1985 [1653] *Historia del Nuevo Mundo vol. 4*. Edited by Marcos JIMÉNEZ de la ESPADA, Sociedad de Bibliófilos Andaluces, Sevilla.

Collins, Daryl, Jonathan Morduch, Stuart Rutherford, and Orlanda Ruthven

2009 *Portfolios of the Poor: How the World's Poor Live on \$2 a Day*. Princeton University Press, Princeton. (『最底辺のポートフォリオ:1日2ドルで暮らすということ』大川修二訳、みすず書房、2011) .

Commission on Human Security

2003 *Human Security Now*. United Nations, New York. (『安全保障の今日的課題:人間の安全保障委員会報告書』人間の安全保障委員会、朝日新聞社、2003) .

Contreras Carranza, Carlos y Marcos Cueto

2007 *Historia del Perú contemporáneo. Desde las luchas por la independencia hasta el presente* (4ª. Edición). Instituto de Estudios Peruanos, Lima. (1ª. Edición 1999)

Cotler, Julio

1991 "Peru, since 1960." In *The Cambridge History of Latin America vol. VIII, Latin America since 1930: Spanish South America*, edited by Leslie Bethell, pp.451-507, Cambridge University Press, Cambridge.

2005[1978] *Clases, Estado y Nación en el Perú* (3ª. Edición). Instituto de Estudios Peruanos, Lima. (1ª. Edición 1978)

Dietz, Thomas, Nives Dolšak, Elinor Ostrom, and Paul C. Stern

2002 "The Drama of the Commons." In *The Drama of the Commons*, edited by Committee on the Human Dimensions of Global Change, pp.3-35, National Academy Press, Washington D.C. (『コモンズのドラマ』田村典江訳、『コモンズのドラマ:持続可能な資源管理論の十五年』、pp.5-47、知泉書館、2012)

Erasmus, Charles

1956 "Culture, Structure and Process: The Occurrence and Disappearance of Reciprocal Farm Labor." *Southwestern Journal of Anthropology* 12:444-469.

1965 "The Occurrence and Disappearance of Reciprocal Farm Labor in Latin America." In *Contemporary Cultures and Societies in Latin America: A Reader in the Social Anthropology of Middle and South America and Caribbean*, edited by D. B. Heath, and R. N. Adams, pp.173-199, Random House, New York.

Fioravanti, Eduardo

1974 *Latifundio y sindicalismo agrario en el Perú*. Instituto de Estudios Peruanos, Lima.

Fonseca Martel, César

1972 "La economía vertical y la economía de mercado en las comunidades alteñas del Perú." In *Visita de la Provincia de León de Huánuco en 1562, tomo II*, Ortis de Zúñiga, pp. 317-338, Universidad Nacional Hermilio Valdizán, Huánuco.

1973 *Sistemas económicos andinos*, Biblioteca Andina, Lima.

Fonseca Martel, César, and Enrique Mayer

1978 "Sistemas agrarios y ecología en la cuenca del Río Cañete." *Debates en Antropología* 2, pp. 25-51.

藤井龍彦・友枝啓泰

1981 "Chacra, laime y auquénidos: explotación ambiental de una comunidad andina." In *Estudios Etnográficos del Perú Meridional*, edited by Shozo Masuda, pp.33-63, Universidad de Tokio, Tokio.

福岡伸一

2007 『生物と無生物のあいだ』 講談社現代新書。

Garcilaso de la Vega, El Inca

1985 [1609] *Comentarios Reales de los Incas*. Biblioteca Clásicos del Perú 1. Banco del Crédito del Perú, Lima.
〔『インカ皇統記1』大航海時代叢書エクストラ・シリーズ1、牛島信明訳、岩波書店、1985〕。

Glave, Luis Miquel, y María Isabel Remy

1982 *Estructura agraria y vida rural en una región andina: Ollantaytambo entre los siglos XVI y XIX*. Centro de Estudios Andinos «Bartolomé de las Casas», Cuzco.

González de Holguín, Diego

1952[1608] *Vocabularios de la Lengua general de todo el Perú llamada lengua Qquichua o del Inca*. Instituto de Historia, Universidad Nacional Mayor de San Marcos, Lima.

Gould, Stephen Jay

1980[1978] *Ever Since Darwin: Reflections in Natural History*. Penguin Books, London. (First Published by Burnett Books) (『ダーウィン以来＜進化論への招待＞上下』 浦本昌紀・寺田鴻訳、早川書房、1984)

Guamán Poma de Ayala, Felipe

1980[1613] *El primer nueva crónica y buen gobierno*. Siglo XXI, México.

Gudeman, Stephen

2001 *The Anthropology of Economy: Community, Market, and Culture*. Blackwell Publishing, Oxford.

Guillet, David

1976 "The Supra-household Sphere of Production in the Andean Peasant Economy." *Actes du XLIIe Congrès International des Américanistes, Paris*, vol.4, pp.89-105.

Herrera Hidalgo, Mario

1994 *El Proceso Social de Tenencia de Tierras en el Valle Sagrado de los Incas (Caso Warán)*. Tesis para la Licenciatura de Antropología, Universidad Nacional San Antonio Abad del Cusco.

Hobsbaum, Eric J.

1969 "A Case of Neo-Feudalism: La Convención, Peru." *Journal of Latin American Studies* 1 (1):31- 50.

1977[1962] *The Age of Revolution Europe 1789-1848*. Abacus, London. (first published in 1962) .

稲村哲也

1986 "Relaciones estructurales entre pastores y agricultores de un distrito altoandino en el Sur del Perú." In *Etnografía e Historia del Mundo Andino: Continuidad y Cambio*, edited by Shozo Masuda, pp.197-229, Universidad de Tokyo, Tokyo.

Kahneman, Daniel

2012[2011] *Thinking, Fast and Slow*. Penguin Books, London. (first published London: Allen Lane, 2011) (『ファースト&スロー (上下)』 村井章子訳、早川文庫、2014 [早川書房 2012]) .

金子邦彦

2003 『生命とは何か：複雑系生命論序説』 東京大学出版会。

2010 『カオスの紡ぐ夢の中で』 ハヤカワ文庫。

Karlan, Dean S., and Jacob Appel

2011 *More Than Good Intentions: How a New Economics is Helping to Solve Global Poverty*. Dutton, New York. (『善意で貧困はなくせるのか? : 貧乏人の行動経済学』 清川幸美訳、みすず書房、2013) .

木村秀雄

- 1985 「ボリビア北西部アンデス東斜面のケチュア農村における環境利用」『国立民族学博物館研究報告』10-1:43-92。
- 1988 「リスク処理・相互扶助・歴史変化」『亜細亜大学経済社会研究所ディスカッションペーパー』。
- 1990 「アンデス東斜面ソラタ谷の土地利用と交換」『民族文化の世界（下）社会の統合と動態』（阿部年晴・伊藤亞人・荻原眞子編）pp.138-157、小学館。
- 1991 "¿Principios o modos?: Organización social de Pampallacta." 『亜細亜大学経済学紀要』15-3:161-167。
- 1992 "Los orígenes en el campo" In *El Qosqo: Antropología de la Ciudad*, edited by Hiroyasu Tomoeda y Jorge Flores, pp.59-82, Centro de Estudios Andinos Cuzco, Cuzco.
- 1993 「ボリビア共和国ラパス県ラレカハ郡における農地改革」『外国語科研究紀要』40-4:17-80。
- 1997 「中央アンデス南部高地の社会経済」『アンデス文化を学ぶ人のために』（友枝啓泰・染田秀藤編）、pp.137-172、世界思想社。
- 2000 "La tierra sin mano de obra no tiene valor: Tierra y labor en la agroganadería cuzqueña." In *Desde afuera y desde adentro: Ensayos de etnografía e historia del Cuzco y Apurímac*, edited by Luis Millones, Hiroyasu Tomoeda, and Tatsuhiko Fujii, *Senri Ethnological Reports* 18:295-315, National Museum of Ethnology, Osaka.
- 2003 「中央アンデス先住民共同体の土地共有と労働交換」『農業土木学会誌』71-1:23-26。
- 2005 「クスコ県カルカ郡のアシエンダと先住民共同体」、『歴史の山脈：日本人によるアンデス研究の回顧と展望』（木村・関編）国立民族学博物館調査報告 55:175-187。
- 2006 "Articulaciones complicadas: haciendas y comunidades campesinas del Cuzco." In *Desde el exterior: El Perú y sus estudiosos* (Tercer Congreso Internacional de Peruanistas), edited by Luis Millones y Takahiro Kato, pp.99-120, Fondo Editorial de la Facultad de Ciencias Sociales, Universidad Nacional Mayor de San Marcos, Lima.
- 2008 「共同体とその外部：中央アンデスにおける社会経済システムの『分節＝接合』」『他者の帝国：インカはいかにして「帝国」となったか』（関雄二・染田秀藤編）pp.148-164、世界思想社。

Klarén, Peter Flindell

- 2000 *Peru: Society and Nationhood in the Andes*. Oxford University Press, New York. (*Nación y Sociedad en la historia del Perú*, Instituto de Estudios Peruanos, Lima, 2004)

Klein, Herbert S.

- 1993 *Haciendas and Ayllus: Rural Society in the Bolivian Andes in the Eighteenth and Nineteenth Centuries*. Stanford University Press, Stanford. (*Haciendas y Ayllus en Bolivia, ss. XVIII y XIX*, Instituto de Estudios Peruanos, Lima, 1995)

MacIver, R. M.

- 1917 *Community: a sociological study: being an attempt to set out the nature and fundamental laws of social life*. Macmillan, London. (『コミュニティ：社会学的研究：社会生活の性質と基本法則に関する一試論』中久郎・松本通晴監訳、ミネルヴァ書房、1975)。

Manrique, Nelson

- 1988 *Yawar Mayu: Sociedades terratenientes serranas 1879-1910*. Instituto Francés de Estudios Andinos, Centro de Estudios y Promoción del Desarrollo, Lima.

Matos Mar, José, y Mejía José Manuel

- 1980 *La reforma agraria en el Perú*. Instituto de Estudios Peruanos, Lima.

Mayer, Enrique

- 1974 *Reciprocity, Self-sufficiency and Market Relations in a Contemporary Community in the Central Andes of Peru*. Ph.D. dissertations, Cornell University, Ithaca.

- 1979 *Land Use in the Andes: Ecology and Agriculture in the Mantaro Valley of Peru with Special Reference to Potatoes*. Centro Internacional de la Papa, Lima.
- 1985 "Production Zones." In *Andean Ecology and Civilization: An Inter-disciplinary Perspective on Andean Ecological Complementarity*, edited by Shozo Masuda, Izumi Shimada, and Craig Morris, The University of Tokyo Press, Tokyo.
- McCorkle, Constance M.
- 1983 *Meat and Potatoes: Animal Management and the Agropastoral Dialectic in an Indigenous Community, with Implications for Development*. Ph.D. Dissertations, Stanford University, Stanford.
- 1987 "Punas, Pastures, and Fields: Grazing Strategies and the Agropastoral Dialectic in an Indigenous Andean Community." In *Arid Land Use Strategies and Risk Management in the Andes: A Regional Anthropological Perspective*, edited by David Browman, pp.57-79, Westview Press, Boulder.
- Molinié Fioravanti, Antoinett
- 1982a *La Vallée Sacrée des Andes*, Société d'Ethnographie, Paris.
- 1982b "Multi-levelled Andean society and market exchange: the case of Yucay (Peru)." In *Ecology and Exchange in the Andes*, edited by David Lehmann, pp.211-230, Cambridge University Press, Cambridge.
- Mörner, Magnus
- 1991 "The extent and limitations of change: Cuzco, Peru, 1895-1920." In *The Transformation of Rural Society in the Third World*, edited by Magnus Mörner and Thommy Svensson, pp.98-119, Routledge, London and New York.
- Murra, John
- 1972 "El "control vertical" de un máximo de pisos ecológicos en la economía de las sociedades andinas." *Visita de la Provincia de León de Huánuco en 1562, tomo II*, Iñigo Ortíz de Zúñiga, Universidad Nacional Hermilio Valdizán, Huánuco.
- 1975 *Formaciones económicas y políticas del mundo andino*, Lima: Instituto de Estudios Peruanos.
- 1980[1955] *The Economic Organization of the Inca State*. JAI Press, Greenwich.
- Neira Samanez, Hugo
- 1968 *Huilla: Habla un campesino peruano*. Promoción Editorial Inca S.A. (PEISA), Lima.
- 1974 *Los Andes: Tierra o muerte*. Editorial ZYX, Madrid.
- North, Douglas C.
- 1990 *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*. Cambridge University Press, Cambridge.
(『制度・制度変化・経済成果』 竹下公視訳、晃洋書房、1994) .
- 大串和雄
- 1993 『軍と革命：ペルー軍事政権の研究』 東京大学出版会。
- 恩田守雄
- 2006 『互助社会論：ユイ、モヤイ、テツダイの民俗社会学』 世界思想社。
- Orlove, Benjamin, and Ricardo Godoy
- 1986 "Sectorial Following Systems in the Central Andes." *Journal of Ethnobotany* 6 (1): 169-204.
- Ostrom, Elinor
- 1987 "Institutional Arrangements for Resolving the Commons Dilemma: Some Contending Approaches." In *The Question of the Commons: The Culture and Ecology of Communal Resources*, edited by Bonnie J. McCay, and James M. Acheson, pp.250-265, The University of Arizona Press, Tucson.
- 1990 *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*. Cambridge University Press, New York.
- 2005 *Understanding Institutional Diversity*. Princeton University Press, Princeton.

Pennano, Guido

1988 *La Economía del Caucho*. Centro de Estudios Tecnológicas de la Amazonía, Iquitos.

Putnam, Robert D.

2000 *Bowling alone: The collapse and revival of American community*. Simon & Schuster, New York. (『孤独なボウリング：米国コミュニティの崩壊と再生』 柴内康文訳、柏書房、2006) .

佐藤仁

2016 『野蛮から生存の開発論：越境する援助のデザイン』 ミネルヴァ書房。

Scott, James C.

1976 *The Moral Economy of the Peasant: Subsistence and Rebellion in Southeast Asia*. Yale University Press, New Haven. (『モーラル・エコノミー：東南アジアの農民叛乱と生存維持』 高橋彰訳、勁草書房、1999)

Sen, Amartya

1977 "Rational Fools: A Critique of the Behavioral Foundations of Economic Theory." *Philosophy & Public Affairs* 6-4:317-344. (*Choice, Welfare and measurement*, Oxford: Blackwell, 1982 に再録) (「合理的な愚か者：経済理論における行動理論的な基礎への批判」『合理的な愚か者：経済学—倫理的探求』 大庭健・川本隆史訳、pp.120-167、勁草書房、1989) .

2002 *Rationality and Freedom*, Harvard University Press, Cambridge. (『合理性と自由 (上) (下)』 若松良樹・須賀晃一・後藤玲子訳、勁草書房、2014) .

Simon, Herbert A.

1955 "Behavioral Model of Rational Choice." *Quarterly Journal of Economics* 69-1, February 1955, 99-118.

1983 *Reason in Human Affairs*. Stanford University Press, Stanford. (『意思決定と合理性』 佐々木恒男・吉原正彦訳、ちくま学芸文庫、2016)

1996[1969] *The Sciences of the Artificial*. (3rd. ed.), MIT Press, Cambridge. (first published 1969) (『システムの科学』 第3版、稲葉元吉・吉澤英樹訳、パーソナルメディア、1999) .

1997[1945] *Administration Behavior: A Study of Decision-Making Processes in Administrative Organizations*. (fourth edition), The Free Press, New York. (first published 1945) (『[新版] 経営行動：経営組織における意思決定過程の研究』 二村・桑田・高尾・西脇・高柳訳、ダイヤモンド社、2009) .

Stiglitz, Joseph E.

1974 "Incentives and Risk Sharing in Sharecropping." *The Review of Economic Studies* 41-2: 219-255.

Strogatz, Steven

2003 *Sync: the emerging science of spontaneous order*. Theia, New York. (『SYNC：なぜ自然はシンクロしたがるのか』 蔵本由紀 [監修] 長尾力訳、早川書房、2014) .

Tamayo Herrera, José

1981 *Historia social del Cuzco republicano*. (2da. Edición corregida y aumentada), Editorial Universo, Lima. (1ª Edición 1978)

Thaler, Richard H.

2015 *Misbehaving: The Making of Behavioral Economics*. W.W.Morton & Company, New York. (『行動経済の逆襲』 遠藤真美訳、早川書房、2016) .

Thaler, Richard H. and Cass R. Sunstein

2008 *Nudge: Improving Decisions About Health, Wealth and Happiness*. Penguin Books, London. (『実践行動経済学：健康、富、幸福への聡明な選択』 遠藤真美訳、日経 BP 社、2009) .

Thorp, Rosemary and Geoffrey Bertram

1978 *Peru 1890-1977: Growth and Policy in an Open Economy*. Columbia University Press, New York.

Tönnies, Ferdinand

- 1912 *Gemeinschaft und Gesellschaft: Grundbegriffe der reinen Soziologie*. Verlag Karl Curtius, Berlin. (『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト：純粋社会学の基本概念(上)(下)』杉之原寿一訳、岩波文庫、1957)
- Tversky, Amos, and Daniel Kahneman
 1974 "Judgment under Uncertainty: Heuristics and Biases." *Science* 185:1124-1131.
- 内山節
 2010 『共同体の基礎理論：自然と人間の基層から』 農文協。
- 宇沢弘文
 2016 『宇沢弘文傑作論文全ファイル』 東洋経済新報社。
- Varcárcel, Carlos Daniel
 1981 *Memorias*. Instituto de Estudios Peruanos, Lima.
- Villanueva Urteaga, Horacio
 1982 *Cuzco 1689: economía y sociedad en el sur andino*. Centro de Estudios Rurales Andinos "Bartolomé de las Casas", Cuzco.
- 若林大我
 2010 「中央アンデス高地農牧複合社会における家畜飼育とその利用に関する実態調査：ペルー共和国クスコ県カルカ郡先住民共同体パンパリヤクタ・アルタを例として」『科学研究費補助金基盤研究(A) 海外学術「南米アンデス山地とアマゾン低地の社会文化的相互関係の人類学的研究」研究成果報告書』 pp.116-152。
- Wachtel, Nathan
 1971 *La vision des vaincus. Les Indiens du Pérou devant la conquête espagnole, 1530-1570*. Gallimard, Paris. (『敗者の想像力：インディオの見た新世界征服』小池佑二(訳)、岩波書店、1984)。
- Webster, Steven S.
 1971 "An Indigenous Quechua Community in Exploitation of Multiple Ecological Zones," *Revista del Museo Nacional* 37: 174-183.
 1972 *The Social Organization of a Native Andean Community*. Ph.D. dissertation, University of Washington, Seattle.
- World Bank Group
 2015 *Mind, Society, and Behavior, World Development Report 2015*. International Bank for Reconstruction and Development, Washington D.C. (『心・社会・行動：世界開発報告2015』田村勝省訳、一灯舎、2015)
- 山本紀夫
 1980 「中央アンデス南部高地の環境利用：ペルー、クスコ県マルカパタの事例より」『国立民族学博物館研究報告』5(1): 121-189.
 1981 "Investigación preliminar sobre las actividades agro-pastoriles en el Distrito de Marcapata, Departamento de Cuzco, Peru." In *Estudios Etnográficos del Perú Meridional*, edited by Shozo Masuda, pp.85-137, Universidad de Tokio, Tokyo.
 1982 "A Food Production System un the Southern Central Andes, In *El Hombre ysu ambiente en los Andes Centrales*, edited by Luis Millones and Hiroyasu Tomoeda, *Senri Ethnological Studies* 10:39-62, National Museum of Ethnology, Osaka.

(2018年1月30日採択決定)

The Diversity and the Institutions in the Rural Societies of Cusco at the Time of Agrarian Reform

Hideo KIMURA

THE UNIVERSITY OF TOKYO

[key words : Andean Agrarian Society, Bounded Rationality, Agrarian Reform, Diversity and Similarity, Institutions]

The southern highland area of Central Andes has been socially and economically diversified because of the diverse natural environments, the complicated ethnic composition, and the difference of economic pressure from the outside world, but at the same time has been rigidly structured through the historically constructed economic and political institutions, such as the feudal large estate (*hacienda*) system, and the indigenous communities (*comunidades campesinas*). To understand these diversities and the roles of institutions, we focus on the economic and social characteristics of *haciendas* and *comunidades campesinas* in the Province of Calca, the Department of Cusco, Peru, at the time of the Agrarian Reform performed by the military regime of General Juan Velasco Alvarado, which changed drastically the former agrarian structure of the region.

Our basic theoretical and hypothetical standpoint is: the psychological orientations and behaviors of all individuals, say the indigenous community members (*comuneros*), the sharecroppers, the agrarian wage laborers, or the large landowners (*hacendados*), are unpredictable and diversified. But even if the actions of each individual are to be unpredictable and seemingly irrational, their actions must be taken to be hypothetically rational, because their actions would have "bounded rationality" (Herbert Simon) formulated through the regional, historical, social, and institutional contexts. This theoretical viewpoint coincides with the anthropological one.

In the field of this study, we can see, among the indigenous communities, and among the haciendas, the great diversities of the historical backgrounds and the ways of management of communities or the estates. In spite of the fact that almost all the indigenous communities were situated in the no-market-oriented areas where the potatoes or other tubers were produced for their subsistence, and the haciendas occupied the areas apt for the commercial production such as the production of corn or the cattle raising, these similarities cannot exclude the diversities of their processes of establishment or the degrees of adaptation to commercial production. At the same time, we can see the differences in the consciences and behaviors among the individual *comuneros* and among the individual *hacendados*.

The diversities in the formal institutions, such as *comunidades campesinas* and *haciendas*, their political status and their rules of management, brought the differences of the attitudes of their members towards the Agrarian Reform, and led to the diverse processes and consequences of the reform, such as the transformation of the *haciendas* to the agrarian cooperatives, the incorporation to the adjacent *comunidades indígenas*, or the acknowledgement of the partial property rights of the former *hacendados*. This change was taken place through the institutional change from the former hacienda system to the new more egalitarian regime. So even if the sentiments or actions of *hacendados*, *comuneros*, or rural workers had their specific "bounded rationality", after the change some of them lost their rationality and have been regaining the other type of rationality adapting to the new agrarian regime of southern Peruvian Central Andes.

論文撤回のお知らせ

論文題目：

「囲いに入れられた神」と「赤く顔を塗られた神」：16世紀ペルー副王領におけるタキ・オンコイの謎を解く

著者：

谷口智子

掲載誌：

『アンデス・アマゾン研究』第1号、pp.55-71

(発行日：2018年3月30日)

本論文は、文献の引用に問題があったため、著者の要望により、撤回されました。
本論文は撤回されたため、いかなる形での引用もご遠慮下さい。

2021年9月17日

『アンデス・アマゾン研究』編集委員会

Notice of Retraction (Noticia de Retracción)

Title (Título) :

"Enclosed god" and "red-colored god": Inquiry of Taki Oncoy in the vice-kingdom of Peru, 16th century

Author (Autor) :

TOMOKO TANIGUCHI

Journal (Revista) :

Journal of Andean and Amazonian Studies, Vol.1, pp.55-71

(Date of publication: March 30, 2018)

This article has been retracted at the request of the author due to the inappropriate use of citations.

Este artículo ha sido retractado a petición de su autor, debido que en el mismo se identificaron el uso inapropiado de citas bibliográficas.

September 17, 2021

Editorial Board, Journal of Andean and Amazonia Studies
Comité editorial, Journal of Andean and Amazonia Studies

研究ノート

死者儀礼アニメーロの変容と継続

— 儀礼の再興と中止からフォルクローレ・フェスティバルの演目化まで

上原なつき NATSUKI UEHARA

名城大学 MEIO UNIVERSITY

I はじめに

I-1 研究の目的

ペルー共和国アプリアック県アンタバンバ郡 A 村 (Provincia de Antabamba, Departamento de Apurímac, República del Perú) ではかつて、アニメーロ (*animero*) と呼ばれる死者のための行列が催されていた。カトリックの祭日「諸聖人の日」(Día de Todos los Santos) にあたる 11 月 1 日の日暮れとともにその行列は始まり、翌 11 月 2 日「死者の日」(Día de Todos los Muertos) の正午頃まで、夜を徹して歌い踊りながら村内を練り歩くというものである。中止されていた確かな年数は不明であるが少なくとも 2000 年から 2008 年までの期間、アニメーロの行列は実施されていなかった。2009 年にたった一度だけ再興したが、開催を予定していた翌 2010 年は再び中止となり、その後は一度も開催されることなく 2017 年現在に至っている。

本稿ではまず、アニメーロという習俗がどのようなものであるかを把握するために先行研究をまとめる。次に、現地調査のデータおよび DVD のデータをもとに A 村のアニメーロとそれにかかわる事柄について記述する。A 村のアニメーロに関する先行研究がないことからアニメーロが開催される諸聖人の日および死者の日に行われるその他の儀礼についても合わせて民族誌的記述を行う。また、死者の靈魂の危険性を回避するというアニメーロの役割を理解するために頭蓋骨と靈魂の関係性についても述べる。そして、アニメーロが再興したきっかけと再び中止になった背景およびフェスティバルの演目へと変化していく経緯を人々の発言から明らかにするとともに、この一連の出来事の背景にある A 村の他界観および死者観をふまえて A 村のアニメーロを考察する。

I-2 アニメーロに関する先行研究

I-2 (1) ペルーのアニメーロについて

本論に入る前にまず、先行研究からアニメーロという習俗が存在する地域の把握と、各地におけるアニメーロの内容を概観したい。アニメーロとは死者の日に行列を行う人物およびその行列をさす。筆者が実施したこれまでの現地調査で知り得た範囲では、ペルー国内でアニメーロを行っているのは本稿で論じるアプリアック県アンタバンバ郡 A 村と、名称は異なるが同様の習俗でパクパンキート⁽¹⁾ (*pacpanquito*) と呼ばれる死者の日の行列を実施している同県同郡の S 村、以上の 2 村のみである。ペルー国内のアニメーロに関する先行研究については、筆者がこれまで文献を調べた範囲では今のところ見当たらない。唯一、リカルド・パルマ (Ricardo Palma) による 19 世紀当時のペルーの文化・習俗につ

いてまとめた有名な著作『ペルーの伝統文化』(*Tradiciones Peruanas*)の中に、アニメーロについてごく短い記述が出てくる。

夜9時、消灯の合図とともに、色つきのケープを纏いランタンを手にしたアニメーロと教区の聖具納室係が外に出てきて、煉獄の聖なる靈魂のために、または我らが主のために祈り歩く。寝ずに起きている子供たちにとってこの人物は恐ろしい存在であった [Palma 2001:298]。

筆者が確認しているのはこの一文のみである。この短い一文だけでは、ペルーにおけるアニメーロの起源および19世紀当時どの程度の地域にアニメーロが存在したかは不明である。煉獄の靈魂のために祈るということから、少なくともカトリックに起因するかまたはその影響を受けた習俗であると考えられる。煉獄⁽²⁾ (Purgatorio) という他界観はカトリックのものであり、先スペイン期のアンデス地域にはなかった観念である。

I-2 (2) エクアドルのアニメーロについて

また、現在のエクアドルにおいてもアニメーロの習俗があることがわかっており、2点の先行研究が確認できた。パチェコ・ブラチョ (Pacheco Bracho) はエクアドル共和国インバブラ県カウアスキ教区 (Parroquia de Cahuasquí, Provincia de Imbabura, República del Ecuador) でアニメーロとして活動する男性へのインタビュー内容をまとめている [Pacheco Bracho 2010]。カウアスキ教区のアニメーロは10月25日から11月2日までの9日間 (novena⁽³⁾)、深夜12時に毎晩行われる。男性2名のアニメーロが頭巾付の白いチュニックを着用し、手にはロザリオ、人間の頭蓋骨、ハンドベルを携帯している。祈祷を唱え、ハンドベルを鳴らしながら墓地へと歩いていく。パチェコ・ブラチョのインフォーマントによれば、アニメーロとは人々に忘れ去られた煉獄の靈魂 (alma) を祈りによって活気づける者 (animador) であり、神が煉獄の靈魂に贖宥を与えて下さるよう働きかける役割があるという [Pacheco Bracho 2010:139-142]。

次に、ベロス・リオス (Veloz Rios) はチンボラソ県ペニペ郡 (Cantón de Penipe, Provincia de Chimborazo) のアニメーロについて当該地域住民へのアンケート調査を行っている。著者はソーシャル・コミュニケーション⁽⁴⁾ の視点から自治体を一種の企業と見做し、ペニペ郡の人々にとってアニメーロの習俗が共同体アイデンティティの形成にどのように関わっているか、アニメーロの歴史的背景や文化的重要性を人々がどのように認識し、地域の誇りに繋がっているか、また、アニメーロの観光資源化の可能性はあるかについて統計調査およびアンケート調査した結果をまとめている [Veloz Rios 2017]。ただし、著者自身はアニメーロについては参与観察を行ったわけではないようで、インターネット上の記事やニュース映像の引用をもとにその概要を述べているのみである。

インターネット上で確認できる記事およびニュース動画によると、ペニペ郡で行われているアニメーロは地区によって祈祷を開始する時期が異なり、10月15日、10月24日、11月1日となっている。頭巾付きの白いチュニック、ロザリオ、聖書、人間の頭蓋骨、ハンドベルを持っている。神、キリスト、マリアに対する聖歌を歌いながら教会前から始まり墓地へ向かって歩いていく。地区によってはアニメーロの後ろを人々が行列をなしてついて行く。アニメーロの一人は「私は祝別された靈魂の代理であり、このように靈魂と交流し、彼らに神のご加護を祈願するのである」 [Márquez 2014] と述べている [Márquez 2014; Teleamazonas 2015; Cevallos 2016; Jraudiovideo 2009]。

以上のことから、エクアドルのアニメーロは煉獄の靈魂を救うことを目的とした習俗であり、神が煉獄の靈魂を救済してくれるように祈祷および聖歌によってその執り成しを行うというものである。煉獄という観念と神への執り成しから、エクアドルのアニメーロの場合もカトリックを起源とするか、またはカトリックの影響を受けた習俗であると考えられる。

I-2 (3) スペインのアニメーロについて

さらに、現在のスペイン王国南部のムルシア自治州 (Comunidad Autónoma de la Región de Murcia, Reino de España) においてもアニメーロの習俗が存在している。ムルシア州のアニメーロは煉獄の霊魂を救済するといわれるカルメンのマリア (La Virgen del Carmen) の信心会 (hermandad) が担っている。死者の日とクリスマスに実施されるが、死者の日に活動するものをアウロロ (auroro)、クリスマスに活動するものをアニメーロと区別する地区もある。アウロロとアニメーロはどちらも煉獄の死者のためにマリアへの聖歌と祈禱を捧げるが、死者の日に活動するアウロロは男性のみで構成され、地面に置いたランタンを中心に円を描くように立ち並んで歌う。楽器は一本のハンドベルのみ、歌う場所は教会と墓地である。

一方、クリスマスに活動するアニメーロは男女で構成されており、ギターやバイオリンなどの伴奏に合わせて聖歌を歌う。また、歌うだけでなく踊ることもある。先頭を歩く人物がカルメンのマリアが描かれた旗を持ち、その後ろを歌いながら行列が続く。アニメーロは家々を訪問して歌と踊りを披露し、煉獄の霊魂のための寄付を人々に依頼する。いわゆる門付けである [García Martínez y Ayuso García 2013]。

以上の先行研究からアニメーロはスペイン、カトリックに由来し、植民地期にアンデス地域にもたらされた習俗と推測できるが、それを断定するには歴史的史料を渉猟する必要があるだろう。本稿はアニメーロの起源を明らかにすることが目的ではないので、ここでは先行研究の概要とアニメーロが実施されている地域とその内容を把握するだけに留めたい。

I-3 記述方法とデータ

以上に挙げた先行研究はそれぞれインタビューまたはアンケートを用いた社会調査のまとめ、または民俗学的データの網羅に終始しており、人類学的な理論に基づく分析はなされていない。そのため、本稿でアプリマック県アンタバンバ郡 A 村のアニメーロを論ずるにあたって当該地域の先行研究がないだけでなく、考察するにおいて議論の出発点となる理論的分析を行った先行研究もないのが現状である。このことを踏まえて、理論的分析については今後の研究で取り組むこととして、ひとまず本稿では A 村のアニメーロとそれに関連する事柄を中心に事例報告として民族誌的に記述し、最後に簡単な考察を加えるに留める。なお、本稿は 2010 年 4 月から 2011 年 3 月、2011 年 10 月末から 11 月初旬の約 2 週間、計 1 年間の当該地域でのフィールドワークで得たデータと、A 村在住の男性教師 D とその兄が製作した DVD から得たデータをもとに論じていく。

II 調査地概要

アプリマック県アンタバンバ郡 A 村は標高約 3,600 メートルの山腹に位置する農村で、人口はおよそ 2,000 人である。村の広場の周りには 17 世紀に建設されたカトリック教会を中心として、学校、役所、警察署、診療所、国立銀行の支店、小さなホテル、食堂、雑貨店数軒が並んでいる。また、県都アバンカイ (Abancay) との間を 15 人程度が乗車できるワゴン車のバスが一日に数本往復している。A 村は周辺地域の中心地としての役割を果たしており、近隣からの人の往来も多い。農業以外の産業はなく、村内で現金収入が得られる職業は役所職員や教員などの公務員、または食堂や雑貨店の経営など小規模の商業に限られている。それ以外の人々は農業による自給自足を基本としながら都市への出稼ぎ、建築や道路工事などの不定期な労働による現金収入などで生計を立てている。近年は都市や海外への出稼ぎおよび移住も増加傾向にあるようである。

Ⅲ アニメーロの再興

Ⅲ-1 アニメーロの DVD

筆者が A 村にアニメーロという習俗があると知ったのは全くの偶然であった。2010 年 10 月、A 村での調査中に食事をするために入った食堂でたまたまアニメーロの DVD が上映されていたことがこの習俗を知るきっかけであった。

DVD の映像には背中に髑髏が描かれた黒いマントをまとい、三角錐の黒い帽子を被った男性数人と、黒いブラウス、黒いスカート、黒い肩掛けを身に着けた女性たちが歌い踊っている姿が映っていた。踊っている男性のうちの一人が人間の頭蓋骨を手を持っていた。その食堂で働いていた女性に尋ねたところ、DVD に映っていたそれらの人物および行列は死者の日のアニメーロと呼ばれる習俗であるという。また、この DVD は食堂から数軒隣の雑貨店で販売されているとのことであった。

その翌日、アニメーロについて詳しく知りたいが誰に聞けばいいかと筆者が宿泊していたホテルを経営している女性に相談したところ、月曜日の朝に墓地に行けばカントール (cantor) と呼ばれる人物がいるのでその人に尋ねるのがよいと助言された。

Ⅲ-2 月曜日の墓参りにて祈禱を担うカントール

ホテル経営者の女性との会話から、A 村には毎週月曜日の午前中に墓参りをする習慣があることがわかった [上原 2013:50-52]。そして、毎週月曜日の午前中にはカントールという人物が墓地にいるのだという。カントールとはスペイン語で歌手を意味するが、A 村では墓地で死者のためにカトリックの祈りをあげる人物をさす⁽⁵⁾。月曜日の墓参りに訪れた人々はカントールに少額の寄付を渡し自分の家族や親族の墓前で祈ってもらう。教会で執り行う葬儀のミサでは神父が死者への祈りを捧げてくれるが、A 村独自の習慣である毎週月曜日の墓参りには神父は来ないため、カントールが祈りを捧げる役目を果たしている⁽⁶⁾。

カントールは村内に数人いるが、毎週必ず墓地にいるカントールは 50 代男性 B だけであった。B はカントールとして活動する際には必ず胸元にカトリック伝道者カテキスタ⁽⁷⁾ (catequista) の身分証を着け、首にはロザリオ、着用しているベストのポケットにはカトリックの祈禱集、反対のポケットには聖水⁽⁸⁾ の入ったペットボトルを持ち歩いていた。

カントール B とその近くにたまたま居合わせた墓参りに来ていた男性数人に、アニメーロについて詳しく教えてほしいと筆者が尋ねると、男性教師 D がそのことに詳しいと教えてくれた。彼らによれば、DVD に映っているアニメーロを組織したのが教師 D だということであった。次に、教師 D へのインタビューで得られたデータを中心に述べていきたい。

Ⅲ-3 教師 D へのインタビューと DVD 制作の目的

2009 年のアニメーロの開催を組織したという男性教師 D にインタビューを行った。D は A 村出身の 30 代男性で数年前まで首都リマに住んでおり、息子の一人が喘息を患っていたため数年前に故郷の A 村に家族で戻ってきたという。現在は A 村の学校で教師として歴史を教える傍ら、村の祭りや習慣について個人的に調べているのだという。未出版であるがクリスマスに開催される A 村の代表的な祭りのひとつであるワイリア (waylia または huaylia) についての論考を書いているということであった。

アニメーロが映っていた DVD について尋ねると、それは D の兄が撮影し販売しているものであり、ナレーションは D が担当したという。D の兄はリマで映像制作会社をしていて、この DVD を制作した目的は A 村の様々な習慣を記録し、リマやアレキパなどの都市またはスペインなど海外に移住した者や出稼ぎに行っている A 村出身者らに販売するためだという。教師 D の兄は現在リマに住んでいるが、祭りや行事のたびに帰郷し撮影を続けているという⁽⁹⁾。

Ⅲ-4 アリエーロの頭蓋骨

DVD制作の経緯だけでなく、DVDに収録されていたアニメーロについても教師Dは教えてくれた。アニメーロは死者のために歌い踊る人物およびその行列をさし、11月1日の「諸聖人の日」の夜から11月2日の「死者の日」の正午まで夜通し行列を続けるのだという。アニメーロの語源はアニマ(ánima)に由来し、アニマとはスペイン語で靈魂、特に死者の靈魂、煉獄にある靈魂を意味する。Dによればアニメーロは村の昔からの習慣(costumbre)であるが、この50年ほどは行われていなかったという⁽¹⁰⁾。

Dとその兄は村の古くからの習慣を途絶えさせるわけにはいかないと、アニメーロの開催を呼びかけて有志を集め、長らく行われていなかったアニメーロを2009年に再興させたのであった。また再興に際して、Dは村の年寄りなどに話を聞いてできる限り昔の通りにアニメーロを再現したのだと語った。

DVDの映像の中でアニメーロとして踊っていた男性の一人が手に持っていた頭蓋骨は実際の人骨で、それはDの祖父の頭蓋骨であった。アニメーロを行うためにDが祖父の墓から頭蓋骨だけを取り出してきたという。D曰く、アニメーロに使用する頭蓋骨は誰のものでもよいわけではない。生前、優れた人格であった人物のものでなければいけないのだという。Dの祖父は生前アリエーロ(arriero)として村のために働き、村の人からの信頼も篤かったそうである。

アリエーロとは馬やロバのキャラバンを率いて遠方まで旅をして交易を行うことを生業とした牧童であるという。A村にトラックや大型バスの通行が可能な道路が整備されたのはフジモリ政権時代(1990~2000年)であり、それまでは村への物資の運搬や交易を主に担っていたのがアリエーロだったそうである。アリエーロは隣県のクスコ県やアレキパ県までいくつもの山を越えて何週間もかけて旅をし、村に必要な様々な物資を持ち帰ったのだという。また、アリエーロはコロプーナ⁽¹¹⁾(Coropuna)までの道のりを知る唯一の人物でもあった。

D曰く、A村ではアニマは死後、コロプーナと呼ばれる雪山の山頂に赴くと考えられているそうである。そこには死者の家があり、死者は何不自由なく暮らしているという。アニマはそのコロプーナから諸聖人の日の夜に村へと戻ってきて、死者の日の正午頃まで村に留まる。そして、日暮れとともに再びコロプーナに戻っていくという。

Dによればコロプーナは万年雪を頂く極寒の高山であるため、生きている人間は決して山頂に辿り着くことができないという。コロプーナまではアンタバンバ村からは徒歩で7日間かかるほどの遠方にあるため、村の人々は誰も実際にその山の姿を見たことはないのだそうである。唯一、アリエーロだけがアレキパ県まで旅をするため、コロプーナの麓を通るのだという。つまり、アンタバンバ村からあの世とされるコロプーナまでの実際の道のりを知っているのは、村内ではアリエーロ以外にいないのである⁽¹²⁾。アニメーロで使用する頭蓋骨はどれでもよいわけではなく、あの世までの道のりを知るアリエーロの頭蓋骨を使用するということが重要な意味があるといえる。

インタビューの途中、Dが居間にある棚を指さしながら、「去年、アニメーロをした時には祖父の頭蓋骨はそこに置いていたのだ」と筆者に言った。そして真剣な面持ちで「アニメーロで頭蓋骨を使用する際、頭蓋骨の側には常に誰かがいなければいけない。もし、たった15分でも誰もいない部屋に頭蓋骨をそのままにしておくと、それはタイタママ(taytamama)に変わってしまうのだ」と言った。次に、Dが語るこのタイタママとは何であるかについて述べていきたい。

Ⅲ-5 危険な靈魂タイタママ

タイタ(tayta)とはケチュア語で父を意味し、ママ(mama)とは母を意味する。つまり、「タイタママ」で両親を意味するので、筆者が「両親ということか」とDに尋ねたらとそうではないという答えが返ってきた。D曰く、タイタママとは不可視の危険な存在のことである。タイタママは夜に現れ、それに出会うと生者は死んでしまう。日常的にこのタイタママは夜に現れることがあるが、11月1日の夜は特にタイタママが現れやすく危険なのだそうである。また、幼い子供はタイタママに捉われやすい。タイタママに出会った子供は突然激しく泣き叫んだり、暴れ出したりするなど様子がおかしくなるのだと

いう。

タイタママは不可視だが暗闇のなかで人影として見えることがある。また、夜中に屋外から「うーうーうー」と人のうめき声のような、何を言っているのか理解できない不明瞭な話し声が聞こえたり物音がしたりすると、それはタイタママである。その声や物音を聞いて夜に誰か知り合いが訪ねてきたのかと思っとうっかりドアを開けてしまうと、そこにタイタママがいるそうである。また、夜中に誰もいない暗闇に向かって犬がさかんに吠えている時も、やはりそこにはタイタママがいる。そのため、夜は外から声や物音がしても決してドアを開けたり外に出たりしてはいけないということであった。

タイタママは非常に危険な存在であるが、11月1日の夜、アニメーロがアリエーロの頭蓋骨を持って夜通し村中を歌い踊って練り歩けばその危険は回避できるのだとDは語った。

つまり、不可視のタイタママはどこで出くわすかわからない危険な存在であるが、アニメーロが持つ頭蓋骨によってタイタママは導かれてその危険性を封じることができるのである。しかしひとたび、頭蓋骨を無人の場所に置きっぱなしにしてしまうとタイタママが現れ、危険な状態に陥ってしまう可能性があるということである。死者の霊魂が村に帰郷するという11月1日の夜は特にタイタママが現れやすいと考えられていることから、タイタママとはすなわち死者の霊魂を意味していると考えられる。ではなぜ、タイタママはアニメーロが持つ頭蓋骨に導かれ、また、その頭蓋骨が無人の場所に放置されると危険なタイタママとして現れるのであろうか。これには霊魂と頭または頭蓋骨との関係性について理解する必要がある。

III-6 霊魂と頭の関係性

Dへのインタビューから少し逸れるが、ここで頭蓋骨と霊魂との関係性を示唆する事例をいくつか紹介したい。結論を先取りすれば、アニメーロが頭蓋骨を持って歌い踊る理由とは、霊魂が頭蓋骨に宿るといふ霊魂観に由来するからである。

先述のインタビューとは別の日に、筆者、教師D、Dの妻の3人で先スペイン期に墓地として使用されていたA村周辺にある洞穴を訪れたときのことである。その日はとても暑かったので日除けのために3人とも帽子を被っていた。険しい山道を登りもうすぐ目的の洞穴に着くというとき、筆者が汗を拭うために帽子を取った。その時、すかさずDが「ワイラ・マチュ (*wayra machu*) が入るから帽子を取るんじゃない」と筆者に厳しい口調で注意した。なぜなら、死者のいるところからは死者の風ワイラ・マチュが吹くとされ、その風に触れると死に至るからだという。教師Dとその妻はワイラ・マチュを恐れて、洞穴の近くまで辿り着くと、「私たちは洞穴の中を見ることはできないのでここで待っているから、君一人で確認してきてくれ」と筆者に言った。

このワイラ・マチュはアンデス地域では一般的によく聞かれるものであり、ワイラは風を意味し、マチュは古いまたは老人を意味するが、ここでいう老人とはすなわち死者を指す[上原 2014:108]。筆者はそれまでただ単にそのワイラ・マチュが体に触れると危険なのだ認識していたが、この一件から特に頭がワイラ・マチュの影響を受け易いこと、さらにワイラ・マチュが「入る」という表現から、頭を介してワイラ・マチュが体内に入るとDとその妻が考えていることを理解した。

さらに別の事例も紹介したい。筆者がA村で雑貨店を営む20代女性Nと共にとある人物の通夜に参列したときのことである。Nのような村の若い女性たちはTシャツにジーンズなど欧米の服装をしており、髪は下すかまめ髪にしていて、普段から帽子を被ることはほとんどない。また、通夜は夜に行われるので日除けのための帽子は当然ながら必要ない状況であったため、Nはその時、帽子を被っていなかった。一方筆者は、その日は昼から出歩いていたので日除けのための帽子をたまたま被っていた。出かけようとしていたNに対して、Nの母親が「通夜に行くのだから帽子を被りなさい」と注意し、Nはうっかり忘れていたという表情をして急いで帽子を被った。服装はいつも通りのTシャツにジーンズであったから、通夜のための喪服や正装という意味合いで帽子を被るように注意したとは考えられなかった。つまり、通夜や葬儀の場合もワイラ・マチュが頭から入ってくることを防ぐために帽子を被る必要

があると考えられる。

またもうひとつ、霊魂と頭の関連性を示唆する事例がある。筆者はA村から車で50分ほどのところにあるJ村で調査をしていた際に、子供の帽子に木の実のようなものが縫い付けられているのを見たことがあった。筆者が「それは何か」とその子の母親に尋ねると「お守りである」という。

なぜ帽子に縫い付けられているのか、その時は特に疑問に思っていなかったのであるが、その後、別の人から子供の霊魂は体から遊離しやすいという話を聞いた。また先述したように、Dのインタビューによれば子供はタイタママに遭遇しやすいということであった。つまり、子供の霊魂は肉体から遊離しやすく、タイタママにも遭遇しやすい。そのような子供に対するお守りを帽子につけるというのは、霊魂が頭に宿るまたは頭を出入り口として霊魂が出入りするものと考えれば納得がいく。

他にも、泥棒などから家屋を守る魔除けとして頭蓋骨を家に祀る習俗はペルーで広く見られる。クスコで聞いた話によれば、家の中に頭蓋骨を置いておくと誰もいない時に頭蓋骨がうめき声を出すので、それを聞いた泥棒は家の中に人がいると勘違いして何も盗まずに立ち去るといふ。クスコではこの頭蓋骨のことをアルミータ (almita) すなわち霊魂と呼んでいる [上原 2014:110]。

ワイラ・マチュが霊魂そのものを指しているかどうかは先行研究などさらにデータを集めて検討する必要がある。また、タイタママとワイラ・マチュにどのような差異があるのかはこれだけの事例では判断しがたい。しかしいずれにしても、死者の霊魂がコロプーナから村に帰郷する死者の日にタイタママが現れやすいこと、アニメーロがコロプーナまでの道のりを知る唯一の人物アリエーロの頭蓋骨を使用すること、無人の部屋にその頭蓋骨を放置すればタイタママが現れるというDによる発言の背景には、タイタママとはすなわち死者の霊魂をさし、その霊魂が頭蓋骨に宿るといふ霊魂観があると考えられる。そして、アニメーロが持つ頭蓋骨に死者の霊魂タイタママが宿ることによって、タイタママは自由に浮遊して生者の頭に入ることができなくなる。結果的にタイタママが生者をあの世に道連れにすることを防ぐことができるのだと考えられる。

III-7 今際の霊魂の危険性

再び教師Dへのインタビューの内容に戻ろう。なぜDはアニメーロの再興に尽力したのであろうか。先述したように、Dは村の習慣を途絶えさせないためとその理由を語った。Dは歴史の教師であるから、古くから伝わる伝統文化や習慣といったものに関心があるのは当然ともいえる。しかしそれだけではなく、D自身がタイタママの危険な力を信じ、心から恐れているということも見逃すことはできない。次に、Dの妻が語った祖母の死とタイタママにまつわる体験談について述べていきたい。

ある夜、Dの妻が部屋で寝ていると、別室で寝ているはずの祖母に腕をつかまれた。驚いた彼女は、祖母につかまれた腕と反対の腕で枕元の壁をどんとどんと激しく叩き、必死に助けを求めた。異変に気づいた家族が寝ていた彼女を呼び起こして助けてくれた。彼女がうなされていたちょうどその時、彼女の祖母が亡くなったという。別の部屋に寝ていた祖母が彼女の部屋にいるはずはなかったが、Dの妻はその時確かに祖母のスカートをはいた人影を見たと言ふ。亡くなる直前に祖母が自分のところに現れたのだろうと語った。Dの妻によれば、人は亡くなる時に家族や親しい人物のもとに現れ、一緒にあの世に連れて行くことがあるからだそうである。

また、D自身も妻と同じような体験をしたことがあると語った。ある夜、Dの母親の友人が家に訪ねてきて、母とその友人は台所でおしゃべりをしていた。その時Dは別の部屋で寝ていたが急に苦しくなりうなされ始めた。その異変に気づいた家族がうなされていたDを起してくれて、Dは悪夢から目覚めることができた。その数日後、元気だったはずのDの母が急死した。Dの母は健康であったにもかかわらず、亡くなる直前に原因不明の腹痛を訴えていたのだという。D曰く、タイタママに遭遇した人は骨が痛み出して痛い箇所から小さい骨がとび出てくるか、または原因不明の腹痛が起こるなどして徐々に弱って行ってやがて死んでしまう。「母はおそらくあの夜、運悪くタイタママに出会ってしまったのだろう」とDは言った。Dと彼の妻は家族の死とそれぞれの実体験から、タイタママの存在を確信している

様子であった。

村の習慣を途絶えさせないこと、村の習慣を DVD に記録することが D とその兄の目的であったことは確かである。しかしそれだけではなく、タイタママという死者の霊魂の危険性を信じ畏怖するからこそ、D はアニメーロの必要性を信じ、再興に尽力したのだといえる。

IV 死者の日に行われる死者儀礼

IV-1 死者儀礼スーヨ

次に、件のアニメーロおよび諸聖人の日と死者の日とに執り行われるその他の死者儀礼について述べる。少々冗長な内容ではあるが、先述したようにアニメーロに関する先行研究がないことから、民族誌的にアニメーロに関連する周辺の事柄についても記述していく。アニメーロは 2009 年にただ一度だけ復活したが、筆者が現地調査を行った 2010 年には再び中止となったため、筆者は直接アニメーロを観察することができなかった。そこで、教師 D とその兄が撮影した DVD のアニメーロの映像、教師 D へのインタビュー、および筆者の観察データを合わせて論じていく。

先述したように、諸聖人の日の夜から死者の日の正午にかけて、全身黒の衣装を身にまとったアニメーロの男女が歌い踊りながら村を練り歩くが、楽器による伴奏はない。男性が口笛を吹き、女性が歌を歌う。諸聖人の日の夜にはアニメーロは道々を練り歩くだけでなく、各家で行われているスーヨ (suyo) を訪問する。

スーヨとは、諸聖人の日の夜に帰郷した死者を迎えるための死者儀礼である。スーヨについては筆者が 2010 年に実際に観察した内容をもとに記述していく。

前年の死者の日を起点に、その年の死者の日までの一年間に亡くなった人がいた家では、11 月 1 日の夜にスーヨが行われる。まず、諸聖人の日の午前中から昼過ぎまでの間に、人々は墓地に行って墓の掃除をする。A 村の墓の形態は主に 4 種類に分類できる。1) 穴を掘った地中にそのまま棺を納める土葬の個人用の墓、2) コンクリートで造られた墓に納める個人用の墓、3) ドアで施錠できるようになっているコンクリート製の建物で内部に 3 つから 6 つほど複数の棚があり、それぞれの棚に棺を納める家族用の墓、4) 村が建設・販売している一面が多数の棚になったコンクリートの建造物で集合型の墓、以上の 4 種類である。4) の集合型の場合、個人が村から棚を購入しその棚に棺を納める。墓地の面積は限られているため、1)~3) タイプの墓に比べて 4) の集合型の墓のほうがより多くの棺を埋葬することが可能となるため、周辺地域に比べて人口の多い A 村ではこの集合型のタイプが多い。

いずれの墓の場合でも、一年以内に亡くなった故人の墓はまだ仮の状態であるため墓標や装飾が施されていない。土葬の場合は土が盛られて花とろうそくが供えられているだけか、土葬以外の墓の場合はレンガとコンクリートで入口が塗り固められているだけである。故人の氏名や命日が刻まれ遺影が埋め込まれた石板などの墓標や十字架を墓に備え付けるなどして、死者の日までに墓が完成される。この日は花などで墓を飾り付けることはせず、ろうそくだけを墓前に灯して、日が暮れる前には人々は墓地を出て家に戻る。

墓地から家に戻ると、死者の霊魂を迎える儀礼スーヨのための祭壇を準備する。故人の遺影、カトリック聖人のイコンや十字架、花、故人が生前に好んでいた飲食物、カーニャ⁽¹³⁾ (caña)、チチャ⁽¹⁴⁾ (chicha)、ろうそく、タバコ、タンタワワ⁽¹⁵⁾ (t'anta wawa) が供えられる。翌日の朝、祭壇に供えた飲み物が前日より減っていると死者が帰ってきた徴だという。

諸聖人の日の夜、故人の親族や知人はやかんや大きなプラスチックボトルに入れたマテ・マチュ⁽¹⁶⁾ (mate machu) やコチャ (qocha) を持参してスーヨを訪ねる。温かい茶に砂糖をたっぷり入れたもので普段飲むマテとなんら変わりはないが、スーヨでは特にマテ・マチュと呼ぶ。また、チチャ (chicha) はスーヨの際は特別にコチャ⁽¹⁷⁾ と呼ぶ。このようにスーヨでは通常とは異なる特別な語を使用しなければいけない。同様にココ (coca) の葉はソラ (sora)、カーニャはチュヤ⁽¹⁸⁾ (ch'uya) と呼ぶ。

参列者らは互いに持参したマテ・マチュ、コチャ、チュヤ、ソラ、タバコを延々と互いにふるまい合う。酒、タバコ、コカは魔除けの力があるとされ、普段は酒やタバコを嗜まない者もこの時は男女とも積極的に摂取する。このように互いに酒、コカ、タバコをふるまい消費する光景は通夜や葬儀の時にもみられ、アンデス地域では一般的にみられる習慣である⁽¹⁹⁾。

IV-2 死者儀礼ピスカスカ

スーヨではピスカスカ⁽²⁰⁾ (*piscasca*) というサイコロ遊びに似た儀礼が行われる。名称やサイコロとして使用する材料は各地で異なるが、通夜の際には同様の儀礼がアンデス地域で広く行われている [稲村 1985]。

A 村ではピスカスカを行うために 6 粒のソラマメが用意される。豆粒を二つに分けて計 12 個の半粒にする。豆の片側をマジックペンで黒く塗りつぶすか、または黒い十字架を書く。祭壇の前の床にマンタ (*manta*) と呼ばれる布を敷き、その横にピスカスカを執り行う男性が座る。ピスカスカを執り行うのは、親族のなかでやり方を熟知している年配男性か、または先述したカントールである⁽²¹⁾。カントールの側には補助役として親族の中の若い男性が一人か二人座り、年配者と若者のペアで儀礼が執り行われる。

遺族と参列者は一人ずつ順にピスカスカを行う。床に広げたマンタの前に座り、12 個のソラマメを手にとると、マンタの上にそれらを一度に投げる。10 または 12 面、同じ面が出れば、死者とその人物の関係は良好、または死者の旅路は順調であるとされる。10 以下だとあまり良くない兆しとされる。一回投げごとにカントールによる祈りが捧げられ、補助役の若者と豆を投げた参加者がカントールの祈りの言葉を繰り返す。再び参加者が 12 個のソラマメを手を持つと次は一つずつマメを投げ、祈りをあげる。補助役の若者がマメを拾いあげ、十字架の面を上にして面を揃えて三つずつ並べていく。一通り終わると、次の参列者がマメを投げる。途中、休憩をはさみながらもこのピスカスカは夜明けまで延々と続けられる。

先述したように、諸聖人の日の夜はタイタママに遭遇しやすいため、外を出歩くのは危険なので外出は控えたほうがよい。しかし実際は、村の人々はスーヨを行っている親戚や知人の家々を一晩のうちに次々に訪問しなければならないので、夜中だというのに暗闇の中、あちこちで村の人たちが忙しく行き来していた。また教師 D によれば、2009 年にアニメーロを行った際はスーヨが行われている全ての家をアニメーロが訪ねたという。

スーヨに参列した人々は夜が明けるまでピスカスカを続け、酒やタバコを消費し続けた。そして人々はそのまま一睡もせずに翌朝、今度は墓地へと移動した。

IV-3 死者の日の墓参り

翌 11 月 2 日の朝、人々は墓地に向かった。墓地の前には普段はない露天商や屋台が数軒並んでいた。墓に供えるための花、タンタワワ、ビニール製の花輪、飲食物などが売られていた。人々は前夜に家の祭壇に並べていた品々を墓地に供え直し、足りないものは露天商で新たに買い足すなどしていた。

墓地内では神父による死者の日のためのミサが行われた。通常ミサは教会で行われるが、死者の日だけは特別に墓地にて行われる。この日はミサの後、神父もカントール同様に各墓の前で祈りを捧げる様子が見られた。この日のミサを担当した神父はこの地域周辺の出身者であったため、村の祭りや習俗にも理解があった。

墓地の中で一際目を引いたのはある若い女性の墓であった。墓前には光沢のある美しい真白な布で覆われた祭壇が準備され、可愛らしい熊のぬいぐるみとラジカセが置かれていた。子供や少女の墓前にはおもちゃやぬいぐるみなどが供えられるので、その墓に眠る人物はまだあどけないうら若き女性であったであろうことがわかった。ラジカセからは彼女が生前好きだったという若者に流行のダンスミュージックが大音量で流され、陽気でダンスブルな音楽が鳴り響いていた⁽²²⁾。

また、別の墓では遺族が死者への哀悼を即興で歌うアヤ・タキ⁽²³⁾ (*aya taqui*) が行われていた。泣き

ながらアヤ・タキを歌う未亡人と思しき女性の歌声はとても悲痛な響きであった。しかしながら、墓地の全体的な雰囲気には悲しさはなく、華やかで騒がしいものであった。各墓前には色とりどりの花、ビニール製の花輪、愛らしいタンタワワなどが供えられ、子供たちは墓の上を駆けまわって遊び、大人たちはこの日も酒を飲み続けていた。

死者の日にはカントール B を含む 3 人のカントールが墓地にいた。カントールらはそれぞれ、依頼が来た順に各墓で祈りを捧げ忙しく墓地中を歩き回っていた。寄付金とは別にこの日は供え物のタンタワワや飲み物もカントールにお礼として渡されていた。

墓地の前の広場には丸太と黒い布で作ったテント⁽²⁴⁾が広場を囲むように塀に沿ってずらっと立ち並び、日陰が作られていた。各テントには遺族が用意したビールケースが置かれていた。A 村ではビールを日常的に飲む習慣はないが、祭りや儀礼の時にはチチャ、カーニャとともによく消費される。墓前で酒を飲み続けるのではなく、カントールに墓で祈りをあげてもらい終わると早々に墓地前の広場に移動して、黒テントの下で酒を飲み始めた。

人々は昼過ぎまで墓地の前の広場で飲み続けたが、前日とは異なりそのまま夜まで飲み続けることはない。昼過ぎのまだ日が高いうちに全ての人が墓地をあとにした。D によれば、日が暮れると死者はコロプーナへ戻っていくので、生者が夜まで墓地にいればあの世に道連れにされるからだという。また、葬儀や死者の日に墓地を訪れる際、行きと帰りは異なる道を通らねばならないとされている。

IV-4 死者の日のアニメーロ

死者の日のアニメーロについては、DVD の映像と教師 D の話を元に 2009 年に実施された際の内容を記述する。

死者の日の午前、アニメーロらはまず村の中央の教会の入り口前で歌い踊った。その後、葬儀の時に葬列が進むのと同じ道順で、教会から目抜き通りを進み、歌い踊りながら墓地へと移動していった。アニメーロらは黒いテントが立ち並ぶ墓地前の広場へ歌い踊りながら入場した。この時も踊り手の男性一人が頭蓋骨を持って踊っていた。そして、アニメーロたちは広場の奥にある岩へと進んでいった。D の解説によれば、この岩はパヤ・ルミ⁽²⁵⁾ (*paya rumi*) と呼ばれる。パヤ・ルミはもともと墓地の入口にあったそうだが、現在は墓地前広場の奥にある検死室の脇へと移動されていた。かつてパヤ・ルミがあった墓地入口前の場所にはコンクリート製の十字型の台座が設置されている。この十字型の台座は埋葬の前に棺をそこに置き、最後の祈りを捧げるために使用されるものである。パヤ・ルミには丸いくぼみがあり、それはちょうど頭蓋骨がひとつ入る大きさになっている。アニメーロはそのくぼみに持っていた頭蓋骨を入れてその前に灯したろうそくを捧げ、再びパヤ・ルミの前で歌い踊った。DVD の映像はここで終わるが、D によればその後、最後の祈りをあげ頭蓋骨をもとの祖父の墓に再び埋葬して、アニメーロは終了したということであった。

ここまでは A 村の死者の日に行われる儀礼とアニメーロによる行列の内容について民族誌的に記述した。次章では、2009 年にアニメーロが再興したにもかかわらず、2010 年に中止になった背景について述べていきたい。

V アニメーロの中止

V-1 「悪魔的なもの (diablado)」という噂

先述したように、教師 D は村の習慣を途絶えさせないため、2009 年に有志を集めアニメーロを再興させたと言った。ではなぜ、長年行われていなかったアニメーロが 2009 年に再興したにもかかわらず、その翌年以降も継続的に開催されなかったのであろうか。D によれば、2009 年の段階ですでに 2010 年の開催を予定していて、次のマヨルドモ⁽²⁶⁾ (*mayordomo*) も決定していたが、結局は中止になってしまったのだという。

Dは2010年のアニメーロが中止になったということは筆者に語ってくれたが、中止の理由についてはなぜかわからない、次のマヨルドモを予定していた人物ができないと言い出したからであると語り、詳しくは教えてくれなかった。

後日、A村の教会前の目抜き通りの路上にて、いつもゼリーや菓子売っている顔見知りの女性2人に話を聞くと、アニメーロは「悪魔的なもの (diablado)」であるという。なぜなら、アニメーロを行うと人が亡くなるからだそうである。女性たちが曰く、2009年の死者の日にアニメーロを行った後の一年間には、例年よりもはるかに多くの村人が亡くなったのだそうである。前年の死者が7人ほどだったのに対し、この年はその倍近くの村人が亡くなったという。そのため、村の人々はずっと行われていなかったアニメーロを再興させたことが例年より多くの死者が出た原因だと噂しているのだという。彼女たちは人の往来の多い目抜き通りで商売をしていて、通りがかった人々といつもおしゃべりしているため、村の情報や噂話に詳しくあった。

さらにそのような噂の決定打となったのは、ある女性の突然の死であった。アニメーロの踊りの輪の中心で頭蓋骨を持って踊っていた男性が2009年のマヨルドモであったが、その男性の娘、当時大学生だった若い女性が健康であったにも関わらず突然亡くなったのだという。その娘とは、先述した死者の日の際に陽気なダンスミュージックが流れていた墓に埋葬された若い女性のことであった。彼女は健康でそれまで何一つ病気になったことはなく、亡くなる前日もいつも通りに元気な様子だったそうである。大学に通うために彼女は家族と離れてクスコで暮らしていた。いつもと変わらないある朝、彼女は突然亡くなったのだという。

「その日、彼女の枕元に現れたのだ」と女性たちは語った。若い女性の枕元に現れたものが何だったのかは明言しなかったものの、女性たちがタイタママを示唆していたのは明らかであった。その「何か」がマヨルドモの娘の元に現れたために、若く健康だった娘が突然亡くなってしまったのだという。そしてその「何か」すなわちタイタママが現れたのは、父親がアニメーロに参加し頭蓋骨を持って踊ったことに原因があると女性たちは考えていた。そのため女性たちは、アニメーロは「悪魔的なもの」であると筆者に語ったのであった。後日、少女の親戚という年配の女性に対し、筆者がそれとなく少女の死因を尋ねるとやはり同様の答えが返ってきた。

教師Dがアニメーロを行うことでタイタママの危険を回避できるのだと語ったのに対し、女性たちはアニメーロが原因でタイタママが現れてマヨルドモの娘は亡くなったのだと語った。両者の意見は全く正反対であった。

V-2 死者の続出

女性たちから上述の噂について聞いた後、教師Dに「今年(2010年)のアニメーロが中止になったのは、アニメーロを行うと死者が出ると噂されているからなのか」と筆者が聞くと、「それは間違いである」とDは答えた。アニメーロはタイタママの危険性を回避するものであり、むしろ死者が出るのを抑制するのだという。今年(2010年)、アニメーロを開催しなければさらに多くの死者が出るかもしれないとDは筆者に語った。

そして、アニメーロが中止になった2010年の死者の日の後すぐに、立て続けに3人の死者が出た。一人は中年の男性でもともと病気を患っていたそうである。残り2人は母と娘で、バスの事故により亡くなった。その父親も数か月前に亡くなったばかりだったという。娘が結婚して遠方に嫁いでいたので、母娘でバスに乗って嫁ぎ先の村に向かっていた際の不慮の事故であったという。娘の葬儀は嫁ぎ先の村で執り行われたそうである。事故から数日後、母親の遺体だけが村に運ばれ葬儀が行われた。通夜では母親の遺影の横に娘の遺影も一緒に並べられていた。病気で亡くなった中年男性と、事故で亡くなった母娘の命日は異なっていたが、通夜は偶然にも同じ日に行われた。女性の遺体を村に運ぶための車の手配などに時間がかかったからだそうである。両者の通夜は広場に面して向かい合うふたつの集会場でそれぞれ行われた。

翌日の朝、教会に二つの棺が運び込まれ、午前10時頃に合同で葬儀のミサが執り行われた。教会から墓地までの葬列にはそれぞれの棺に神父が一人ずつ同行した。村の中心にある教会から村の西端にある墓地に向かって、村の目抜き通りを葬列はゆっくりと進んだ。墓地まではいくつか道が交差しているが、各十字路に差し掛かるたびに交差点の真ん中に脚立を2つ置き、棺をそこに降ろした。棺の横で神父が祈り、棺を取り囲むように立ち並んだ参列者らもそれに合わせて祈った。十字路ごとに葬列は立ち止まり、祈りが繰り返された。墓地の前にある最後の十字路での祈りが終わり、葬列が墓地に向かって動き出した時、葬列の中にいた教師Dが他の男性と会話しているのが聞こえた。

「ほらやっぱり。今年はアニメーロをしなかったから、去年よりさらに多くの死者が出たのだよ」。

V-3 アニメーロに関する二つの解釈

アニメーロをめぐる村の女性たちの発言および教師Dの発言から、各人による解釈をまとめたい。2009年のアニメーロの再興、若い女性の突然の死、前年と比較して死者が増加したこと、それぞれの出来事が関連付けられて、アニメーロは「悪魔的なもの」としてタイタママの危険性を誘発するものであると女性たちをはじめ村の人々は解釈した。

一方、2010年に予定されていたはずのアニメーロが中止されたこと、アニメーロが中止された死者の日のあと立て続けに村から3人の死者が出たこと、このふたつの出来事が関連付けられ、アニメーロを中止したことにより死者が続出したのであると教師Dは解釈した。そして、アニメーロがタイタママを誘導することで生者があの世へ道連れにされることを防げるのだと、教師Dは自らの主張の確信を得たことがDの発言から読み取れた。

アニメーロを「悪魔的なもの」と解釈した女性たちと、アニメーロがタイタママの危険性を回避すると解釈した教師Dとは、アニメーロの役割に関する見解は全く正反対である。しかし、両者ともタイタママが生者をあの世に道連れにするということについての見解は一致している。すなわち、死者の霊魂タイタママが生者を死に至らしめる危険なものであるという霊魂観については共通の認識を持っているということがいえる。

アニメーロに対する人々の噂により、2009年に再興したアニメーロは2010年に中止となった。それ以降、2017年現在まで死者の日にはアニメーロは一度も開催されていない。しかし、2011年8月のフォルクローレ・フェスティバルにおいて新たな演目として、子供らによるアニメーロが披露された。次に、アニメーロがフォルクローレ・フェスティバルの演目になった経緯について述べていきたい。

VI フォルクローレ・フェスティバルの演目化

2011年10月末から11月初旬にかけて、筆者は再びA村で死者の日の追跡調査を実施した。その際もやはり、アニメーロは実施されなかった。しかし、教師Dがいうには同年8月に開催された地域のフォルクローレ・フェスティバルにおいて、Dの教え子たちがアニメーロの歌と踊りを披露したという。フォルクローレ・フェスティバルとは各地の伝統的踊りを子供たちが学校単位で披露するものであり、アプリマック県に限らず全国の行政単位で行われている。

毎年8月20日にアンタバンバ郡設立記念セレモニーが開催されるが、そのセレモニーの一環として子供たちによるフォルクローレ・フェスティバルが昼間に催される。また、このフェスティバルで地域の代表に選出されればアプリマック県の県都アバンカイなどで踊る機会もあるそうである。そのため、他の村や地域にはないような各地域独自の珍しい踊りが演目として披露されることが多い。このことを考えれば、他地域にはないA村独自の習俗であるアニメーロを演目として選ぶことは何ら不思議ではない。

教師Dによれば、2011年8月に開催されたフォルクローレ・フェスティバルで子供たちがアニメーロとして歌い踊った際には、頭蓋骨は用いなかったそうである。筆者は観察できなかったため詳細は不明であるが、前年2010年にこのフェスティバルを観察した際にはアニメーロは踊られていなかったことか

ら、2011年に新たな演目として踊られたことは確かである。そして、それを主導したのはやはり教師 D であった。

フォルクローレ・フェスティバルの演目として踊られることで、アニメーロは大きな変化を遂げたと考えられる。諸聖人の日および死者の日に開催され、頭蓋骨を持って一晩中歌い踊るという本来の形から変化し、郡設立記念日という非宗教的時間、また、死者の現れない昼間の開催となった。開催される場所も墓地ではなく、行政主体のセレモニーおよびフェスティバルという非宗教的場に変更された。そして、アニメーロの役割であるタイタママの危険性を回避するための要であるはずの頭蓋骨もそこから排除されている。つまり、フォルクローレ・フェスティバルの演目化により、死者の日に執り行われる死者儀礼としての位置づけ、タイタママの危険性の回避というアニメーロの本来のコンテクストから大きく変化したといえる。

VII おわりに

以上、A村のアニメーロおよびそれに関連する死者の日の儀礼、頭蓋骨と靈魂の関係性、アニメーロの再興と中止の経緯、フォルクローレ・フェスティバルにおけるアニメーロの演目化について民族誌的に記述してきた。

最後にごく簡単な考察を行いたい。先行研究の章で述べたエクアドルおよびスペインのアニメーロが煉獄の靈魂の救済を神やマリアに求める執り成しとして祈るのに対し、A村の他界観は煉獄ではなくコロプーナという実在の山であり、そこは死者にとって快適な場所であるため死者を救済する必要性はない。エクアドルおよびスペインの事例と異なり、A村のアニメーロは死者を救済する目的で歌い踊るのではなく、危険な靈魂タイタママから生者を守るという目的で実施されているという違いがあることがわかった。このことから、おそらくスペイン、カトリックを起源とする共通点はあるものの、A村の場合にはカトリックとは異なる他界観および死者観がアニメーロの役割に大きく影響しているといえる。

次に、アニメーロの再興と中止、フォルクローレ・フェスティバルの演目化という変容は、一見するとDが言っていたアニメーロが危険な靈魂タイタママから生者を守るという役割が打ち捨てられ、非宗教的なものへと変化したように見受けられる。しかしこの一連の出来事は、A村の人々が、生者を死に至らしめる危険な死者の靈魂タイタママという共通の死者観および靈魂観を保持しているからこそ起こった、信仰に基づいた人々の反応であったといえる。タイタママが生者をあの世に道連れにすると心から恐れているからこそ、教師Dはアニメーロを再興させたのであった。また、アニメーロは「悪魔的なもの」であると噂して結果的にアニメーロを中止に導いた人々も同様に、タイタママを真剣に恐れているからこそその反応であった。

そして、フォルクローレ・フェスティバルの演目にすることで教師Dは村の習慣を絶やさないと当初の目的を達成した。さらに、頭蓋骨を用いずに非宗教的場で昼間に子供たちによってアニメーロの歌と踊りが披露されることで、アニメーロは「悪魔的なもの」であると考えている人々が抱えている恐怖やアニメーロに対する疑念をうまく回避することに成功したと分析することができる。なぜなら、アニメーロがフェスティバルの演目になったことにより、夜、死者の日、頭蓋骨というタイタママが出現する条件が取り除かれたからである。これによって、誰かの死とフェスティバルで行われるアニメーロを関連付けて解釈することは困難となるからである。このことがアニメーロをフェスティバルの演目として変容させながらも継続・継承を可能にした重要な点であると筆者は考える。

冒頭で述べたように、ペルーのアニメーロに関する先行研究がないこと、理論的分析を行った先行研究がないことから、本稿では民族誌的記述に終始し、踏み込んだ理論的分析を行うことができなかった。また、実際にアニメーロを観察することができなかつたことからDVDおよびインタビューをもとに再構成したので、詳細まで把握できたとは言いがたい。今回の事例報告を踏まえて今後、理論的分析に取り組んでいきたい。

【謝辞】

本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金新学術領域研究「古代アメリカの比較文明論」（領域代表：青山和夫）およびその中の公募研究「アンデス先史文化の継承性に関する実証的研究：インカ時代～現代」（研究代表者：大平秀一、課題番号 17H05114）の研究成果の一部である。

注

- (1) 死者の日に歌と踊りの行列を行う人物およびその行列をさす。パクパコ (*pacpaco*) という夜行性の鳥の名前に由来する。パクパコが現れると死者が出ると考えられている。かつては成人男女が担っていたそうだが、祭りの主催者を希望する人が年々いなくなり存続の危機に直面していた。パクパンキートの習俗が失われることを危惧した村の教師が教え子の子供たちにパクパンキートをさせて、費用をかけないように行列を簡素化することで現在までなんとか継続させている。
- (2) カトリックの他界観には天国 (*Cielo*)、地獄 (*Infierno*) のほかにこの煉獄 (*Purgatorio*) という場所があるとされ、地獄に墮ちるほどではない軽罪を犯した人間が行くとされる他界である。アダムとイブに由来する原罪により全ての人間は罪人であるため、子供および聖人以外の一般の死者は煉獄に赴くとされる。煉獄において烈火に焼かれることで死者は浄罪され、最後の審判の際、最終的に天国へ行くことができるとされる。このようなカトリックの他界は聖書に明確に記されているわけではなく、時代とともに他界に対する解釈が変化するなかでこの煉獄という観念が誕生したとされる。その変遷についてはル・ゴッフ (*Le Goff*) が詳細な研究を行っている [ル・ゴッフ 1988]。
- (3) ノベーナ (*novena*) と呼ばれるカトリックの祈祷のひとつで、キリスト、マリア、聖人などに9日間祈り神への執り成しを願うこと、または死者が出た際に死後9日間喪に服し祈りを捧げることをさす。
- (4) ソーシャル・コミュニケーションとは、「企業が実施する事業を含めた企業経営の社会性の内容およびその意義を社会に伝えるコミュニケーション活動。また、その活動を通じて、企業および社会相互の持続的発展に寄与するコミュニケーション活動」を意味する [山崎 2016:42]。先行研究の紹介であるため、アニメーロを考察するにあたってソーシャル・コミュニケーションの視点が適切であるかについてはここでは論じない。
- (5) 歌を歌わないのになぜカントール (歌手) と呼ぶのかという筆者の問いに対してはカントール B からは明確な回答は得られなかった。先行研究の項で述べたように、スペインのアウロロおよびエクアドルのアニメーロは墓地で聖歌と祈祷を捧げる。筆者の推測では A 村のカントールもアニメーロに由来するのではないかと考える。それが後に分離してアニメーロが死者の日だけに歌い踊るようになり、カントールが毎週月曜日および死者の日に祈る人物に専門化したものの、名称にかつては歌を歌っていたという名残があるのではないかと考える。いずれにしても先行研究および史料がない現状では推測の域を出ない。
- (6) カントールはアンデス地域で一般的にみられる呪術師クランデーロ (*curandero*) とは異なるものである。カントールは呪術や治療等は行わず、山の神アプ (*Apu*) や大地の女神パチャママ (*Pachamama*) への祈りも行わない。カントールが担うのは葬儀、月曜日の墓参り、死者の日など死者儀礼のみであり、祈祷はカトリックのものである。
- (7) カテキスタとはカトリック伝道者で、一般信者が教会の正式な講座を受講しカトリック教義に関して正しい知識を持っていることが認められると伝道活動をすることが許可される。カントール B はカントールと呼ばれることを好まず、筆者がカントールの活動について質問すると「私はカントールではない、カテキスタである」と胸元の身分証を指し示した。またカントール B は祈祷の言葉を一字一句違わずに記憶しているにも関わらず、祈祷の際には必ず祈祷集をポケットから取り出しその祈祷の箇所を開いて祈りを唱えた。カテキスタの身分証とカトリック祈祷集によって B は自らが単なるカントールではなく、カテキスタであることの正統性を示し自ら権威づけを行っていた。
- (8) 聖水はカトリック教会で毎週日曜日に行われるミサで神父によって聖別されたものである。
- (9) 近年ではパソコンやデジタルカメラの普及により、DVD や CD などが安価で手軽に自主制作できるようになったため、村の祭りや行事を撮影して DVD として販売することがペルー各地ではよく見受けられるようになってい

る。

- (10) このインタビュー後に他の人々にも尋ねたが、途絶えていたのはせいぜい 10 年ぐらいだという者もいたので、途絶えていた正確な年数を確認することはできなかった。少なくとも 2000 年から 2008 年までは行われていなかったといえるだろう。
- (11) コロプーナはアレキパー県 (Departamento de Arequipa) に実在する標高約 6,400 メートルの高山である。村の名前は仮名であるため特定できないが同じくアプリマック県で現地調査を行ったバルデラマ (Valderrama) もコロプーナが他界と考えられていることを記録しており、A 村だけではなく当該県では広く共通した他界観といえる [Valderrama 1980]。また、インカ期にコロプーナが聖なる山として広く信仰されていたこともクロニカに記録されている [シエサ・デ・レオン 1979:140]。
- (12) A 村と同じくアプリマック県にある C 村の民話として聞いた話であるが、A 村のアリエーロが C 村の近くを通ると人々は彼らを恐れて遠巻きに罵ることがあったという。なぜなら、アリエーロは生者であるにもかかわらずあの世の麓まで行き来するからである。つまり、アリエーロはこの世とあの世を行き来する両義的人物、周縁的人物として畏怖の念に由来する差別の対象とされることがあったということである。
- (13) アグアルディエンテ (aguardiente) またはカーニャ (caña) と呼ばれるサトウキビの蒸留酒。
- (14) トウモロコシの発酵酒。
- (15) ケチュア語でタンタ (*t'anta*) はパン、ワワ (*wawa*) は子供を意味する。子供を象ったパンで、死者の日に死者に供えるための特別なパンである。ペルーでは広く見られる。
- (16) マテ (*mate*) は茶、マチュ (*machu*) は昔、古い、老人などを意味する。死者もマチュと呼ばれることから、マテ・マチュは死者の茶と訳すことができよう。
- (17) コチャは海、湖、泉などを意味する。
- (18) チュヤは透明という意味である。
- (19) 加藤によれば、葬儀の時にコカの葉、酒、タバコを互いにあげたりもらったりするのは一種の交換・分配であり、死者の負債や金品の貸し借りを帳消しにするための行為である。何らかの貸し借りを清算しないまま亡くなると、死者があこの世に辿り着けずにこの世に留まってしまう、またはあの世で厳しい罰を受けると考えられている [加藤 2008 :444-445]。つまり、スーヨなどの死者儀礼において参列者が魔除けの力があるとされる酒、コカ、タバコなどを消費することは、死者の靈魂タイタママにあの世に道連れにされる危険性を避けるためだけでなく、帰郷した死者がこの世に留まらずに正しくあの世に再び戻っていけるようにする重要な役割があるということである。
- (20) ケチュア語でピスカ (*pisca*) とは数字の 5 を意味し、～スカ (*-sca*) は完了や場所をあらわす接尾語である。
- (21) 葬儀と月曜日の墓参りにおいては、カントールはカトリック神父の代理的役割を担っているといえるが、ピスカカスカは土着的儀礼である。つまりカントールはカトリックの祈祷をあげるなど神父の代理的役割を担うが、同時に、神父が決して行わない村独自の土着的宗教儀礼も執り行うのである。カトリック的儀礼にしる土着的儀礼にしる、カントールは死者に関わる儀礼を司るといえよう。
- (22) 首都のリマなどでは死者の日に墓地に楽団が来てギターやバイオリンなどで伝統的な音楽を演奏することはあるが、A 村では死者の日に楽団が演奏することはないそうである。
- (23) ケチュア語でアヤ (*aya*) は死者、タキ (*taqui*) は歌を意味する。
- (24) この黒テントであるが、翌 2011 年に近隣の S 村で実施した調査でわかったのだが、本来は墓の上に立てて墓に日陰を作るためのものであった。S 村では死者の日の当日、墓の四つ角にマルキ (*mallqui*) を即席で植える。マルキとは木を意味する。それらのマルキの上に黒いマンタまたは黒いポンチョを掛けて墓に日陰を作る。死者は旅人と同じように日差しに苦しむため、日陰を作って休ませてあげる必要があるからだという。S 村に比べて人口の多い A 村では先述したように棚のように並んだ集合型の墓が多いため、マルキとマンタで各墓の上に日陰を作ることができない。そのため、現在のような墓地前の広場のテントに変化したと考えられる。また、墓の側にマルキ (木) を植えるという習俗はインカ期の習俗に関連する可能性がある。インカ王が出現したとされる洞穴パカリタンポトコ (*Paccaritampotoco*) を描いたサンタ・クルス・パチャクティ・ヤムキ (*Santa Cruz Pachacti Yamqui*)

は、洞穴の左右に2本のマルキを描いている [Sherbondy 1986:10]。また、インカ期にはミイラはマルキと呼ばれていた [アリアーガ 1984:458]。さらに、パチャクティ・ヤムキが描いたインカ期の宇宙観の図にもマルキが描かれている [Sherbondy 1986 :11]。シャーボンディ (Sherbondy) の研究によれば、マルキは祖先を表象するものであるという [Sherbondy 1986]。死者、墓、マルキの関連性についてはさらに考察する必要がある。

- (25) Dによれば、パヤ (*paya*) は王女や貴族の女性を意味し、ルミ (*rumi*) は石という意味であるという。
- (26) マヨルドモとは祭りの主催者であり祭りの費用を全て負担し、参加者を組織して祭りの準備を全て取り仕切る人物である。A村では年間を通して様々な祭りが開催されるが、どの祭りでも終わるとすぐに翌年のマヨルドモが決められる。次のマヨルドモに選出された人物とその家族は村の人々の協力を得ながら一年間かけて準備をする。多大な費用と労力がかかるため、マヨルドモを希望する者は数年前から貯金を始め、親族や知人に自分がマヨルドモになった場合に協力を得られるかなど事前の申し合わせをしておく。

参考文献

アリアーガ、パブロ・ホセ・デ

1984[1621] 「ピルーにおける偶像崇拜の根絶」(増田義郎訳)『ペルー王国史』、大航海時代叢書第II期16、pp.363-606、岩波書店。

Cevallos, Víctor Hugo

2016 “El cántico del animero va por las comunidades.” *El Universo*.

<https://www.eluniverso.com/vida-estilo/2016/10/25/nota/5873194/cantico-animero-va-comunidades>

(閲覧日：2018年2月19日)

シエサ・デ・レオン、ペドロ・デ

1979[1553] 『インカ帝国史』増田義郎訳、大航海時代叢書第II期15、岩波書店。

García Martínez, Tomás y María Dolores Ayuso García

2013 *Fuentes educativas sobre las fiestas tradicionales de invierno en la Región de Murcia(1879-1903)*. Región de murcia, Murcia.

稲村哲也

1985 「チュンカイ：アンデス高地のケチュア族牧民社会における死霊送りの儀礼」『社会人類学年報』11:151-166。

Jraudiovideo

2009 *Finados, Ecuador, Animero, Muertes, Penipe Ecuador*.

<https://www.youtube.com/watch?v=CATHueQQX1s> (閲覧日：2018年2月19日)

加藤隆浩

2008 「中央アンデス世界の二つの冥界」『説話・伝承の脱領域』(説話・伝承学会編) pp.431-449、岩田書院。

ル・ゴッフ、ジャック (Le Goff, Jacques)

1988 『煉獄の誕生』渡辺香根夫・内田洋訳、法政大学出版局。

Márquez, Cristina

2014 “El canto del animero continúa latente en Penipe.” *El Comercio*.

<http://www.elcomercio.com/actualidad/interculturalidad-muerte-cultura-penipe-ecuador.html>

(閲覧日：2018年2月19日)

Pacheco Bracho, Mónica

2010 “El Animero de Cahuasquí.” *Antropología: Cuadernos de Investigación* 10:137-145.

Palma, Ricardo

2007[1872] *Tradiciones Peruanas*. Peisa, Lima.

Sherbondy, Jeanette E.

1986 *Mallki: Ancestros y Cultivo de árboles en los Andes-Documento de trabajo 5*. Proyecto FAO - Holanda / INFOR / GCP / PER / 027 / NET, Lima.

Teleamazonas

2015 *Penipe: El Animero, Una tradición con 450 años de historia*.

<http://www.teleamazonas.com/2015/10/penipe-el-animero-una-tradicion-con-450-anos-de-historia/>

(閲覧日 : 2018 年 2 月 19 日)

上原なつき

2013 「ペルーの人々と曜日」『南山考人』41:49-52。

2014 「アンデスの死者表象」『名桜大学紀要』19:105-116。

Valderrama Fernández, Ricardo y Carmen Escalante Gutierrez

1980 “Apu Qorpuna: Visión del mundo de los muertos en la comunidad de Awkimarka.” *Debates* 5:233-264.

Veloz Ríos, Marie Lissette

2017 *La Identidad Iconográfica del Animero de Penipe y su Incidencia Cultural en Los Habitantes de la Cabecera cantonal de 18 a 30 años en el período junio – diciembre 2016*. Tesis de Licenciatura, Facultad de Ciencias Políticas y Administrativas Carrera de Comunicación Social de Universidad Nacional de Chimborazo, Chimborazo.

山崎方義

2016 「BtoB 企業におけるソーシャル・コミュニケーションの研究 : BtoC 企業調査による比較」『京都マネジメント・レビュー』28:39-54。

(2018 年 2 月 1 日採択決定)

研究ノート

ボリビアの「水戦争」における動員の変化

— コチャバンバとエルアルトの対比より

牧田裕美 HIROMI MAKITA

東京大学 THE UNIVERSITY OF TOKYO

I はじめに

1980年代以降、南米では国家経済の縮小および財政再建を果たすべく、国営企業の民営化が進められていく。ボリビアでは1985年に大統領令21060号が発令され、「新経済政策 (Nueva Política Económica)」が展開された。その一環として、まず同年に主要産業の一つである「ボリビア鉱業公社 (Cooperación Minera Bolivia)」が民営化され、鉱山労働者労働組合の構成員30,000人のうち27,000人が解雇された。これに連動して、国内最大の労働組合であり、労働運動の最大勢力であった「ボリビア労働連盟 (Central Obrera Boliviana)」の勢力・影響力が大幅に低下していった。この結果、1985年以降は、政府に政策転換を迫るような大規模な社会運動が生じることはなかった。

この状況を一変させたのが、「新自由主義への勝利 [García et al. 2000:59, Olivera & Lewis 2004:125]」と称えられるボリビアの「水戦争 (2000年)」である。水戦争とは、「コチャバンバ市上下水道公社 (Servicio Municipal de Agua Potable y Alcantarillado) (以下“SEMAPA”と略記)」の民営化に対する反対運動である。ボリビアの過半数を占める先住民にとって、水は「大地の母 (Pachamama) の血液」であり贈り物だと考えられている。つまり先住民にとって水は、誰もが平等に受け取ることができる生命の源泉なのである。ところが、ボリビア政府に融資を行ってきた世界銀行や国際通貨基金 (IMF) などの圧力・主導により、水道公社の民営化が強行されることになった。ボリビア政府にとって水道サービスの民営化は、国際機関から新たに融資を引き出すための交渉材料に過ぎなかった。参入民間企業に対して著しく有利な契約形態の保証を優先させたが故に、ボリビア国民に不利益を押し付けることになった。この政策が実施されると、経済的弱者の水へのアクセスが制限されることは明らかであった。当然、この政策に反対する社会運動が生じ、死者を出すほどに激しさを増していった。結果的に、この反対運動を経て、政府はSEMAPAの民営化を撤回し、参入民間企業に有利な契約締結を可能にしていた水道法の改正を進めることになる。

コチャバンバ水戦争を契機として、インフラ事業をめぐる理不尽な政策に対する反対運動が各地で展開されていった。首都ラパスならびに隣接するエルアルトは失業者の移住によって形成・拡大された地域であり、居住者に対する土地の利用権や税金に関する法整備が遅れていた。2003年に、土地の所有者を確定し課税することを目的とした「私有財産と固定資産税に関する法律2493号 (Ley No 2493, Impuesto a la Propiedad de Bienes Inmuebles [Impuesto naciolanes 2005:286-287])」が交付された。これをきっかけに、「エルアルト水戦争 (2006年)」が始まった⁽¹⁾。法律改正に対する不満から生じた運動が、次第に水へのアクセスの不等差を主張する運動へと移行した。これが、「エルアルト市上下水道公社 (Empresa Pública Social de Agua y Saneamiento) (以下“EPSAS”と略記)」の民営化への反対運動となったのである。

この運動への対応として政府は三つの大統領令を交付し、結果的に反対派の要求を受け入れる形で終結した²⁾。

コチャバンバ水戦争とエルアルト水戦争は、いずれも水道サービスの民営化撤回を争点としており、政府が運動側の要求を受け入れたという意味において同質的な性格・特徴を帯びているかのように見える。しかしながら、これらの社会運動における女性の役割・参加のあり方に着目すると、両者の間には差異が認められる。コチャバンバ水戦争(2000年)において、社会運動の主体はあくまでも男性であり、女性は男性を後方から支援していたに過ぎず、基本的には表舞台で活躍することはなかった。他のラテンアメリカ諸国と同様に、カトリックの影響下で男性優位主義(machismo)が色濃く残るボリビアにおいて、これは日常的な光景であった。ところがエルアルト水戦争(2006年)においては、複数の女性が反対運動の方向性を議論する「近隣住民組織(Juntas Vecinales)」にコミュニティのリーダーとして参加し、社会運動の一部を構成するようになったのである。

電気・ガス・水道といった生活基盤へのアクセスが困難な地域において、「近隣住民組織」は中央政府との交渉・仲介を果たす地方行政機関の役割を果たしている。その組織の会議に参加するコミュニティの代表者は、住民にとって大きな信用を伴う名誉職と考えられている。ボリビアにおいて、そのポジションに女性が配されることは、大きな社会変化の一つといっても過言ではない。

これまで、エルアルト水戦争における女性の役割が分析されたことは過去にもあった[Flores et al.2007]。1980年代の経済危機への対処として行われた国営企業の民営化は、多数の失業者を生み出した。労働組合の勢力が衰退したことで、これまで排除されてきた農民や先住民、女性などが運動に参加できるようになったとされている。経済危機に伴う社会運動の形式の変化が女性の運動への参加を促したのであれば、コチャバンバ水戦争においてもエルアルト水戦争と同様に、女性に対して参加の機会が開かれていたはずである。コチャバンバにおいて女性がどのように組織化したのかを言及する先行研究もあるが、これらの女性組織がコチャバンバ水戦争にいかに関与したのかについては述べられていない[Hosse 2002]。先行研究では、コチャバンバ水戦争における女性の役割も、組織化されていたはずの女性組織の関与の有無についても議論されていない。さらには、コチャバンバ水戦争とエルアルト水戦争における女性の役割の差異に関しても、着目されていない。本論では、2つの水戦争を比較し、その差異・変化を生じさせた社会的背景・要因を考察してみたい。

II ボリビアの2つの水戦争

II-1 コチャバンバ水戦争(2000年)

2000年の水戦争の舞台となったコチャバンバ県(Departamento Cochabamba)は、ボリビアの中央部に位置する。スペイン侵入以前から広大なトゥモロコシ畑が広がっていたことが知られており、現在でも農業が主要産業の一つとなっている常春の地域である。ところが農業が主要産業にも関わらず、年間降雨量は500ml程度しかない。これは乾燥地帯に分類される数値であり、住民は恒常的な水不足に悩まされてきた。水をめぐる抗争は、すでに1788年に生じていたことが知られている[Crespo 2001:64]。歴史文書には、慣習にしたがって祖先から引き継いだ土地を利用して来た先住民から、クリオーリョの大土地所有者が土地の権利書の発行を通じて、土地の利用権を不当に奪取した様子が示されている。このような土地の収奪をめぐる抗争は、必ずといってよいほど水利権の問題にまで発展している。1980年代半ばを過ぎると、水不足はより深刻な問題となった。1985年の国営鉱業の民営化によって失業した鉱山労働者の多くが、コチャバンバに移住したからである[Quiroz 2001:98]。急激な人口増加により水の需要が拡大したものの、その供給量は追いつかなかった。

こうした水不足を背景に、コチャバンバではしばしば井戸が採掘されてきた。水をめぐる抗争は、井戸の採掘・利用権にまで及ぶことがあり、これまで3度も「井戸戦争」が起こった。最初の抗争は、1967年から1999年にかけて起こった。1967年に米州開発銀行を含む複数の外国企業らの融資によって60本

の井戸が採掘された。これらの井戸から得られる水量は、コチャバンバ市民が必要とする水量の半分以上であった。井戸の多くは水を利用する市内中心部ではなく、コチャバンバ溪谷の外側、つまり都市の周辺部に建設された。しかしながら、井戸の建設が進むにつれて地盤沈下が起こり、農業に悪影響が出るようになった。そのため、農民は市内中心部の人々と交渉することを試みたが、これを市内中心部の人々が拒否したことで暴力的な争いへと発展した。最終的に、市内中心部の人々が農民に対して補償金を支払うことで決着した [Sultz & Carne 2008:21]。

2度目の「井戸戦争」は1992年から1997年にかけて起きた。1992年にSEMAPAが新たに井戸を採掘するとの発表を受け、井戸が採掘される地域の住民と、採掘による農業への悪影響を懸念した農民らによって「水資源を守る委員会(Un Comité de Defensas de los Recursos Hídricos)」が結成された。1994年にSEMAPAは水不足解消の唯一の方法として井戸の採掘を再度提案した。これに対して「水資源を守る委員会」が道路封鎖を行った。この計画を遂行できなければ、SEMAPAはフランスの融資を受けられなくなる。これを懸念した当時の大統領であるサンチェス・デ・ロサダ (Sánchez de Losada) は、「井戸の採掘を『容易』にしたいのであれば農民リーダーを投獄すればよい」と発言した。この発言を受けて、1995年に複数の農民リーダーが「井戸を採掘している」という不当な罪で投獄された。1997年にコチャバンバにおける水不足が深刻となり、SEMAPAが再び井戸を採掘する計画を発表した。その際に、政府は大統領令24716号を発令した。これは政府が認可を与えた業者のみに、井戸の採掘と、その水源の利用権を限定するものであった。これに対して農民は、彼らが自由に井戸を採掘する権利と地下水の保護を求めて「コチャバンバ県灌漑水利権者連盟 (Federación Departamental de Cochabamba de Organizaciones de Regantes) (以下“FEDECOR”と略記)」を結成した。FEDECORはSEMAPAに対して井戸の採掘に代わる方策を立案するよう求めたが、SEMAPAは具体的な計画を示すことができず、コチャバンバの水不足が解消されることはなかった [García et al. 2004:19-20]。

3度目の抗争は、新たに井戸を採掘したいSAEMAPAと、採掘による農業への悪影響を懸念した農民の間で1998年に起こった。これは、1970年代にSEPAMAが採掘した井戸によって地盤沈下や地割れが起こり、その土地の利用が不可になったことに端を発している。それにも関わらず、SEMAPAは悪影響が出た地域に再び井戸を建設することを発表した。これに対してFEDECORは既に影響を受けている農民および今後影響を受けると懸念される土地の住民に対して、経済的・社会的影響に関する聞き取り調査を行った。さらには、本来であれば灌漑用水の利権について議論しないような市町村の会議にも参加し、問題提議を行うことで彼らの主張を広く知らしめるよう務めた。これらの調査によって別の地域に井戸を採掘することで、24時間給水を可能にする水量を確保できる代替案を提出できた。さらには、数ヶ月にも渡る道路封鎖を行った。最終的にSEMAPAはこの提案を受け入れ、この井戸戦争はFEDECOR側の勝利として終結した [Crespo 2001:64-65]。

このような状況下において、政府による1999年のSEMAPAの民営化の実施と、参入民間企業に有利な契約形態を保証する「水道法2029」が制定されたことに対して、コチャバンバ市民が大きな不満を抱いたことは確かである [Gaceta oficial de Bolivia 1999]。水戦争を率いた「水と生命に対する調停者

(Coordinadora Defensa de Agua y de la Vida)」(以下、「コルディナドラ」と略記)の活動は、1994年には始まっている (Olivera 2008:31)。当初コルディナドラは、新自由主義経済導入による失業者や、セーフティネットを失った社会的弱者を救済することを目的として立ち上げられた組織であった。そのリーダーであるオスカル・オリベラ (Oscar Olivera) は、国内最大規模の靴メーカー「マナコ (Manaco)」の工場に勤務する労働者であり、コチャバンバ製造業者連盟 (Federación de Fabriles de Cochabamba) のリーダーも勤めていた。

後にコルディナドラとして活躍する彼らが最初に集会を開催したのは、「水道法2029」が交付された1999年10月29日のことであった。この会合に参加したのは、市民委員会 (Comités cívicos)、警備委員会 (Comités de vigilancias)、灌漑水利権者連盟 (Federación de regantes)、近隣住民組織 (Juntas vecinales)、飲料用水協力組合 (Cooperativas y comités de agua potable)、井戸連盟 (Asociaciones de pozos)、水防衛委

員会 (Comité de defensa del agua)、製造業連盟 (Fabriles) である。水道法の交付をきっかけとして、彼らは「水へのアクセス」を主題として活動することを決めたのである。

これまでのボリビアの社会運動は、鉱山労働者は勤務条件の改善を求める労働運動を、農業従事者は水利権をめぐる抗争を行うなど、職業別に運動を展開してきた。しかしながら、労働組合を中心とする運動のあり方は1985年を境に崩壊した。同年に実施された新自由主義経済の導入は大量の失業者を生み出し、彼らが労働組合として活動するための職業アイデンティと、集合する機会を奪ったからである。SEMAPAの民営化と水道法の交付という機会に遭遇することで、職業の違いという枠を越えた社会運動として連帯することができたといえる。

コルディナドラは、複数の異なる労働連盟や組織から結成されている。しかしながらコルディナドラとして活躍した組織の中に、女性組織は含まれていない。コチャバンバにおける女性組織の形成は1970年代に遡る。首都ラパスとコチャバンバの県境に位置するアヨパヤ市 (Ayopaya) クユアパ (Cuyuapaya) と、コチャバンバ中心部に近接するミスケ市 (Mizque) パカイパンパ (Paqaypampa) にて女性の農業従事者を中心とした組織が結成されていたことが確認できる [Hosse 2002:69]。彼女らの家庭内における発言力は弱く、それは土地を所有していないことに起因する。土地の相続権は女性にも付与されていた。しかしながら配偶者と居住区が、女性が土地を相続することを阻んできた。このような環境に置かれた女性らが、自らの境遇に疑問を抱いたのが1983年である。大規模な干ばつが起こり、農作物の不作が深刻となった。これによって女性はこれまでの家事労働と農作業に加えて、賃金労働を行うことが求められた。彼女らは、コミュニティの外で働くことで、識字能力を身につけることの重要性を自覚した。これに加えて、女性組織としての活動が、都市における労働環境や農作物の販売に関する情報交換の場として機能するようになった。1985年以降、コチャバンバへ大量の失業者が流入した際も、女性組織としての活動経験が活かされたとのことである [Hosse 2002:84,88]。女性組織は1970年代に結成され、1983年から85年にかけて活発な活動を行ってきた。それにも関わらず、水戦争でコルディナドラの構成員となることも、主導的な役割を果たすこともできなかった。

コチャバンバ水戦争における女性の主な役割は、運動に参加している男性に食事を提供する、もしくは道路封鎖に参加することだった。運動の方向性を決めるような近隣住民組織の会議に、女性が参加することは少なかったとされている。水戦争の最中の、ある女性の発言が残されている。

女性はみんな、自分たちになにができるのかって考えていた。ただ運動を眺めているだけ？女性も高齢者も、まさか自分たちが参加できるわけがないって思っていた。だから私は言ったの。私たちならできる！私たちだって道路封鎖ができる！ [Esther 2001:5]。

水戦争に参加することができた女性は、大学教育を受けたことがある、もしくは法律などの難解な文章を読解できるであろうと居住区の男性らが認めた、ごく一部の女性のみであった。それらに該当しない女性にとって社会運動に参加するということは、上記の発言のような覚悟を必要とするものであった。

II-2 エルアルト水戦争 (2006年)

2006年の水戦争は、首都ラパスと、隣接するエルアルトで生じた、EPSASの民営化を撤回することを目的とした社会運動である。エルエルアルトもコチャバンバ同様に、鉱業公社の民営化によって解雇された労働者の多くが移住した地域である。居住者の9割が先住民であり、国内で最も先住民の割合が高い地域である。人口増加はいまも続いており、水道などの行政サービスが追いつかない状況にある。中央政府に代わってこれらの基礎的サービスを提供し、居住者の問題を解決する組織がエルアルト近隣住民連盟

(Federación de Juntas Vecinales en El Alto) (以下、「FEJUVE」と略記) である。FEJUVEの前身となる組織は1966年から活動していた。FEJUVEとしての設立は1979年であり、地区ごとに構成される住民組織(Juntas Vecinales)の上に、総裁、副総裁、総務部、市民安全課などの23の事務局で構成される執行委員会 (Comité

Ejectivo) が位置する。そこで最大の権力を有するのが総裁 (Presidente) であり、選挙によって2年ごとに選出される。まずは居住者の要望を住民組織会議で確認し、住民組織の総意としてまとめる。それを各住民組織のリーダーが執行委員会との会議で審議にかける。その審議に応じてFEJUVEの活動内容が決まる。元鉱山労働者の労働組合の活動経験が活かされた、トップダウン型の組織である [García et al. 2004:593-600]。

EPSASが民営化されたのは1997年であり、これはボリビアにおける初めての水道事業民営化であった。この民営化は、ラパスおよびエルアルト地域における水道普及率の改善を目的としていた。しかしながら、同地域における人口は増加の一途を辿っており、水道管敷設工事の対象地区が選定される頃には、新たな居住区が形成されていた。こうして、適切な契約範囲の確定ができず、水道サービスの拡大はいつまでも実現されなかった。こうして、エルアルト地区では民営化に対する不満が徐々に高まっていくこととなった。

この不満が爆発するきっかけは、2003年に「私有財産と固定資産税に関する法律2493号」が改正されたことにある。これまで曖昧にされていた土地と住居に対して課税されるということは、水道などの基礎的サービスを拡充しないままに、居住者に負担のみを強いるものに映った。この不満を、社会運動としてエルアルト水戦争に転換したのがFEJUVEである。

FEJUVEがその運営に女性を積極的に参加させようとしたきっかけが、1990年代の法律施行である。それは、市民が地方自治への参加・関与に影響を及ぼすために公布された「大衆参加法 (Participación Popular) 1994年」、「地方分権改革法 (Descentralización) 1995年」である [Gaceta Oficial de Bolivia 1994,1995]。それまで、中央政府から地方に配算される交付金の9割以上は、サンタルクス、ラパス、コチャバンバの三大都市に集中していた。これが、1997年にはその配算比率が6割にまで減少し、自治体運営のための予算が各地に行きわたるようになり、地方分権改革法が急速に推進されていった [遅野井 2004:67]。これらの法律制定の背景には、ボリビアに融資を行っていた世界銀行が組織力強化のために女性の参加を推進したいとの意図があったとされている。

法改正による一連の改革により、それまで政治の場への参加が制限されてきた先住民に加えて、女性の政治参加の機会が拡大したことは事実である。実際に、FEJUVEはこれらの法律改正をきっかけとして、近隣住民組織の会議に女性を積極的に参加させる運営方針へと転換した。エルアルト水戦争では、近隣住民組織の会議において、女性がリーダーを占める割合は多い時で半数以上にも上ったとのことである [フリアン・ペレス (Julian Perez) 2017私信]。

エルアルト水戦争において特筆すべきことは、先住民言語の使用が確認されることである [Flores et al. 2007:57]。スペイン語を話すことができない女性は、先住民言語で発言することに負い目を感じ、恥じる傾向がある。エルアルト水戦争では、居住者のおよそ9割を占めるとされる先住民のアイマラ語 (Aymara) での発言が許可されており、先住民言語話者である女性が会議に参加・発言することを促した。先住民言語話者の、ある女性の発言が残されている。

話すことを恐れてはいけないの、勇気を持って、能力も身につけないと。女性は恐れてはいけないの、たとえ結婚していても、それでも服従するべきじゃないの [Flores et al. 2007: 61]。

大衆参加法では、上院・下院の議員における女性の割合を 50%に引き上げることを定めている [Gaceta Oficial de Bolivia 1994]。社会学者のコーネル・スアーレスらは、法改正による変化は大衆参加法で定められた数字を満たしたに過ぎず、女性の参加が真の意味で実現されたとは言い難いとしている。会議において主導権を握っているのはあくまでも男性であり、女性は発言する機会すら与えられずに閉会されることもあるとのことである [Suárez& Sánchez 2007:64,108]。

1990年代の法改正は、エルアルトの女性が運動へ参加する機会を拡大した。だが一方で、コチャバンバ水戦争では女性が社会運動の中心的な担い手を果たすことができなかった。法改正によって女性の参

加が推進されたのであれば、法改正が既に行われていた2000年のコチャバンバ水戦争において、女性が活躍できなかったことの説明がつかない。この点においてコーネルらの指摘は、的を射ているといつてよい。大衆参加法の制定から6年を経ても、女性の政治参加は、女性が社会運動を通じて自由な立場で政策批判ができるほどに、浸透したわけではなかったと考えられる。

Ⅲ 考察

エルアルトとコチャバンバの違いは、どのような要素から説明できるのか。それを社会運動論、法改正の影響、先住民言語の使用、隣接地域の影響から考察することがこの章の目的である。エルアルト水戦争では、1990年代の法律改正によるFEJUVEの方針転換と、アイマラ語の使用許可が女性の地方自治レベルにおける政治の参加を促した。なぜ2000年のコチャバンバ水戦争は、1990年代の法律改正の恩恵を受けられなかったのか。なぜ居住者の過半数を占める先住民族であるケチュア（Quechua）の言語が用いられなかったのか。これらの要素を比較することで、エルアルトとの違いを示し、女性の参加のあり方に変化が生じた要因を明らかにする。

Ⅲ-1 社会運動論

どのようにして社会運動は、市民の支持を獲得するだけでなく、社会を変革するような影響力を持つようになるのか。そのような運動の構造を理解する際に、社会運動の発生を説明する3つの要素がある。その一つがフレーミング理論(Framing theory)である。それは、市民が運動に共感・支持しやすくなる枠組みを運動側が提示することを意味する [Snow et al. 1986:467-476]。コチャバンバでは「大地の母の贈り物である水の商業化」がフレーミングに該当する。エルアルトでは、「市民へ負担のみを強いる政府と、その象徴としての水道事業の民営化」という枠組みが用いられた。フレーミング理論は、どちらの運動においても用いられた。市民はこれらのフレーミングに共感し、社会運動組織を支持するようになった。運動組織は多数の支持者を得たことで、運動への動員数を増大させることができた。しかしながらこの理論では、2つの運動の差異を説明することはできない。

次に、社会運動を起こす絶好の機会が訪れたことを意味する「政治的機会(Political opportunity)」からの検討を行う。これは、政治エリートが連帯・分裂することで、社会運動のような新たな勢力が政治の舞台に参入する余地を与えることを意味する [McAdam et al. 1996:3, Tilly2008:149]。または、政府が方針を転換することで、市民への対応が変化することを意味する。コチャバンバにおけるSEMAPAの民営化は社会運動勢力が連帯する機会となった。さらには、参入民間企業に好都合な契約と水道法の改正は、市民への抑圧行為だと捉えられた。エルアルトにおける「私有財産と固定資産税に関する法律2493号」の公布は、政府に対する不満を増大させた。この不満がEPSASの民営化に対する不満へと拡大し、運動が生じるきっかけとなった。両地域における民営化と法律改正は、まず労働連盟組織の勢力を弱体化させた。さらには、従来は政府に与えられていた権限が参入民間企業に委譲されたことで、政府の介入が制限され、政府の統治能力が低下した。民営化や法律改正に不満がある場合でも、労働組合と政府にはそれを解消することが不可能となったのである。こうして、従来の労働連盟を中心とする運動のあり方が見直され、異なる労働連盟が連帯する新しい形式の社会運動が誕生した。さらには、この状況を作り出した政府に対して反対運動を起こすことの正当性が高まった。これが政治的機会として、社会運動を発生させる有効なタイミングとなったのである。この理論は、弱体化していたはずの社会運動組織が、なぜ2000年代に多大な影響力を示すような運動を展開することができたのかを示す。しかしながらこの理論では、2つの運動における女性の役割に変化を生じさせた要因を説明できない。

最後の要因が動員構造 (Mobilizing structure) である。動員構造は、不満を単なる社会的不満に留めるか、もしくはそれを社会運動に転換できるのかを左右する [Tilly 2008:3-4]。動員構造の定義は「公式・非公式の運動組織構成員の水平的な、もしくはリーダーと構成員の垂直的なネットワーク」とされている。ただ

し、全てのネットワークが動員構造として機能するわけではない。コチャバンバでは、コルディナドラとして複数の労働連盟が水平的なネットワークを構築したことが動員構造に該当した。エルアルトでは、FEJUVEの各地域のリーダーらの水平的ネットワークと、彼らとFEJUVEリーダーとの垂直的なネットワークが動員構造として機能した。コチャバンバでは男性のみが、エルアルトでは男性だけでなく女性も動員構造に組み込まれている。エルアルト水戦争において、女性がネットワークの一部として認識されていたからこそ、彼女らを近隣住民組織に参加させ、かつ先住民言語の使用を許可したのである。この動員構造の違いこそが、2つの運動における女性の役割に変化を生じさせた要因といえるのではないだろうか。

III-2 法改正の影響

エルアルト水戦争において女性が主要な役割を果たすようになった背景には、1990年代の法改正によってFEJUVEがその活動方針を変更したことがある。女性が男性と同等に政治活動を行う場合には、2つの障壁がある。第1に、女性がリーダーを務めたいと思っている場合であっても、候補者として男性の名前が挙げれば男性がリーダーを務めるのが通例である。第2に、スペイン語が話せない女性はリーダーとして不適格としてみなされる [Flores et al. 2007:60-61]。FEJUVEは、女性がリーダーになるために学術的な専門性は必要なく、FEJUVEの活動内容、それに関する法律を理解できるのであればリーダーとして認めるとした。

一方のコチャバンバでは、コルディナドラが1990年代の法改正を受けて活動方針を変更したという記述は見当たらない。そもそもコルディナドラがその活動方針を決定したのは1999年である。法改正が行われた当時も活動を行っていたが、活動の目的は「新自由主義経済によって生み出された弱者を救済すること」という漠然としたものであり、コルディナドラとして組織力の強化、そのための女性の参加を促すなどということは考慮されていない時期であったといえる。1990年代に、組織力を強化すべく女性の参加を推進したFEJUVEと、活動方針すら決まっていなかったコルディナドラでは、法改正によって受ける影響が異なるのは当然である。法改正の影響によって女性の参加が促されたのはエルアルトのみである、という背景にはFEJUVEとコルディナドラの当時の活動方針の差異があったからだとはいえる。

III-3 会議における先住民言語の使用

コチャバンバとエルアルトは、どちらも先住民人口の割合が高い地域である。コチャバンバではケチュアが、エルアルトではアイマラ先住民が居住者の多数を占めている。コチャバンバでは1970年代から女性による農業従事者の組織化が行われ、1983年の干ばつ、1985年の入植者の増大をきっかけに組織としての経験を積んできた。しかしながら、2000年のコチャバンバ水戦争の際には、女性は配偶者と居住地域からの許可がない場合は近隣住民組織の会議だけでなく社会運動における行進や道路封鎖にすら参加できなかったといわれている [レニー・オリベラ (Leny Olivera) 2017 私信]。コチャバンバにおいて女性が各地域のリーダーとして選出されるためには、まず居住区の許可が必要であり、女性が主体性を持って地方自治の活動に参加できる環境ではなかった。コチャバンバにおいて運動の主体を担うのは男性であり、少数の女性参加者のためにあえて先住民言語を用いて会議を行う必要性がなかったといえる。

一方のエルアルトでは1990年代から、FEJUVEによって女性の参加が積極的に促されてきた。先住民言語のみを話す、ということに女性が恥じることで、会議へ参加することも、発言もできないようであれば、女性を積極的に関与させるといふFEJUVEの活動目標を遂行できない。スペイン語を話すことができない女性を会議に参加させるためには、先住民言語の使用許可が不可欠であった。こうしてエルアルトにおいては、近隣住民組織会議で先住民言語が使用されるようになったのである。

III-4 隣接地域の影響

さらには、水戦争はどの地域の居住者を中心とした運動であったのか、という地理的要素も影響を及ぼしたと考えられる。水戦争において特に影響力を示したココ葉生産者組合 (cocaleros) の主な活動領域

はベニ県との境にあるチャパレ (Chapare) である。女性組織が活動を展開したアヨパヤに隣接する地域がチャパレである。隣接してはいるものの、女性組織が活動したことを確認することができない。つまり、女性組織が影響力を及ぼすことができる地理的範囲が、その組織が存在するアヨパヤとミスケのみに限定されていたことが考えられる。すなわち、彼女らの影響力はチャパレ地域には及ばないものであったため、コカ葉生産者組を通じて水戦争に参加することは叶わなかった、と考えることは想像に難くない。コチャバンバ水戦争は、コチャバンバの水道事業の民営化という地域的な問題が、最終的には中央政府・国際機関、それに対抗するボリビアの貧しい市民という対立構造に発展したことで、大規模な運動へと成長を遂げることができた [Silva 2009:124]。しかしながらその開始時点では、女性組織が存在するアヨパヤやミスケ地域からの参加者は確認できない。つまり、コチャバンバにおける女性組織は水戦争において、その影響力を行使することができなかつたというよりも、水戦争のアクターとしてそもそも組み込まれていなかったのだと考えられる。

一方で、エルアルトは首都に隣接する立地条件から、男性の多くはラパスで賃金労働者として勤務し、女性はエルアルトでインフォーマルセクターに従事している。エルアルトの経済活動を担当しているのは女性であり、女性が経済活動の一部として認識されている。さらにエルアルトは、2000年にボリビア高地の農民、先住民組織である「ボリビア統一農民連盟 (Confederación Sindical Única de Trabajadores Campesinos de Bolivia)」のリーダーである (Felipe Quispe) による道路封鎖を経験している。この道路封鎖は、白人や混血の人々による先住民への差別に対して抵抗を示すものであった。この道路封鎖には、ラパスの女性農民とエルアルトの専業主婦が参加した [Flores et al. 2007:33-34]。FEJUVEは1990年代以降の組織運営に女性を積極的に関与させ、フェリペ・キスぺは2000年に、女性を道路封鎖に参加させた。これら一連の流れが、2006年のエルアルト水戦争における女性の参加を促したといえる。

IV おわりに

ボリビアにおける2つの水戦争は以下の共通点を持つ。2000年・2006年と短期間のうちに生じた水資源をめぐる争いであり、国家・国際機関および多国籍企業に対して市民が戦った、という点である。本稿の目的は、これらの共通点を持つ2つの運動において、なぜ女性の役割には差異が認められるのかを考察することであった。その結果として、2つの運動における女性の参加に差異が見られる要因は、それぞれの地域において運動を主導したコルディナドラとFEJUVEの活動方針の差によることが明らかとなった。これによって、それぞれの地域における法改正による影響も、先住民言語の使用が許可されるのかについても違いが生じたのである。

社会運動論の分析からも、フレーミング理論と政治的機会論からは同様の性質を持った運動に見えるが、動員構造の観点からは違いが確認された。社会運動を行うネットワークの一部に女性が組み込まれているのか、もしくは除外されていたのか、この点から分析すると2つの運動の違いが浮き彫りとなる。エルアルトでは、女性は経済活動を構成する一部であり、先住民言語の使用が許可されたのも、彼女らが会議に参加できるようにするためであった。コチャバンバでは、女性は家事労働を行う存在であり会議への参加も許可制であったため、ごく一部の女性に向けて、あえて先住民言語を用いる必要性がなかったといえる。こうして、先住民言語を用いる女性の社会運動への参加はますます困難となった。

運動開始時点における女性の地位や役割のみではなく、それぞれの運動が開始される以前に行われた法改正による影響や、運動を主導する組織の活動方針のあり方などに差異が見られるため、2つの水戦争における女性の役割が異なったのである。本稿では社会運動論、法改正、先住民言語の使用、隣接地域の影響から、2つの社会運動の違いを説明することを試みた。法改正によってFEJUVEが女性の積極的な参加を促したことは事実だが、なぜ女性の参加を積極的に促すことを決めたのか、この点については更なる分析の余地がある。男性優位主義の傾向が強いボリビアにおいて、男性は女性を自らと同等の立場に置くことに嫌悪感を示す。組織力の強化という目的のみでは、女性の参加を許可したという大きな社会的変化を説

明するのは困難である。男性がなぜ女性の参加を促したのか、これを男性優位主義と、男性の社会的・心理的变化から分析することを、今後の課題としたい。

【謝辞】

本稿は、Latin American Association International Congress (2017年4月29日、ペルー)における口頭発表を元に構成したものです。本誌掲載にあたり匿名の査読者から大変貴重な御助言をいただきました。心より御礼申し上げます。

注

- (1) 天然ガスの輸出の経路地として、ペルーとチリの2つが挙がっていたが、政府はチリを経由するパイプラインを建設することを決めた。これに対する反対運動が生じたのも2003年である(ガス戦争)。エルアルト水戦争と同時期に生じたものであり、同一の運動として語られる場合もある。本稿では水道事業の民営化に対する一連の反対運動を、エルアルト水戦争として定義して論じていく。
- (2) 大統領令27673号は2005年1月11日、28365号は2005年9月22日、28985号は2006年12月22日に発令された[Gaceta Oficial de Bolivia2005,2006]。

参考文献

Crespo, Carlos

2001 *Los campesinos regantes de Cochabamba en la guerra del agua: una experiencia de presión social y negociación*. Universidad Mayor de San Simón (UMSS), Centros de Estudios Superiores Universitarios (CESU), Cochabamba.

Esther, María

2001 *Bolivia: la vision y participación de las mujheres de las Guerra del agua en Cochabamba Bolivia*. La Fundación Sólón, Centro Agua de la Universidad Mayor de San Simón y Centro de Investigación y Promoción del Campesinado, Cochabamba.

Flores, Jesús, Iblin Herbas, and Francisca Huanca

2007 *Mujeres y movimientos sociales en El Alto: fronteras entre la participación política y la vida cotidiana*. Fundación PIEB (Programa de investigación estratégica en Bolivia), La Paz.

Gaceta Oficial de Bolivia

- 1994 No 1551 del 20 de abril.
- 1995 No 1654 del 28 de junio.
- 1997 No 24176 del 22 de julio.
- 1999 No 2029 del 29 de octubre.
- 2005 No 27673 del 1 de enero.
- 2005 No 28365 del 22 de septiembre.
- 2006 No 28985 del 22 de diciembre.

García, Alvaro., Raquiel Gutiérrez, Raúl Prada and Luis Tapia

2000 *El retorno de la Bolivia plebeya*. Muela del Diablo, La Paz.

García, Álvaro, Marxa Chávez, and Costas Patricia

2004 *Sociología de los movimientos sociales en Bolivia: Estructuras de movilización, repertoires culturales y acción política*. Plural, La Paz.

García, Alberto, Fernando García, and Luz Quitón

2004 *La crisis política. La "Guerra del Agua" en Cochabamba*. Fundación PIEB (Programa de investigación estratégica en Bolivia), La Paz.

Hosse, María

2002 "Factores que influyen en la organización sindical de mujeres campesinas." *Decursos Revista de Ciencias Sociales* 5(9):69-95.

Impuesto Nacionales

2005 *Textos completos de la Ley 843*. Ministerio de Economía y Finanzas Públicas, La Paz.

McAdam, Doug, John McCarthy, and Meyer Zald

1996 *Comparative perspectives on social movements: Political opportunities, mobilizing structures, and cultural framings*. Cambridge University Press, New York.

Olivera, Oscar, Raquiel Gutiérrez, Marcela Olivera and Tom Lewis

2008 *Nosotros somos la coordinadora*. Fundación Abril, Textos rebeldes, La Paz.

遅野井茂雄

2004 「ボリビア・モデルの破綻」『ボリビア 国別援助研究会報告書：人間の安全保障と生産力向上をめざして』pp.61-72、国際協力機構。

https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/country/2003/bol_01.html (閲覧日：2018年1月15日)

Quiroz, Franz

2001 *La Privatización de los Servicios Públicos de Agua Potable y Saneamiento Básico: El caso de la Guerra del Agua en Cochabamba 2000*, Tesis de licenciatura, Departamento de Economía, Universidad Mayor de San Simón(UMSS), Cochabamba.

Shultz, Jim, Mellisa Carne

2008 La guerra del agua en Cochabamba y sus secuelas In *Desafío de la globalización-Historias de la experiencia boliviana*. Plural, La Paz.

Silva, Eduardo

2009 *Challenging Neoliberalism in Latin America*. Cambridge University Press, New York.

Snow, David, Burke Rochford, Steven Worden and Robert Benford

1986 Frame alignment processes, micromobilization, and movement participation. *American sociological review* 51(4):464-481.

Suárez, Elsa, Ridher Sánchez

2007 *Mujeres en en municipio-Participación política de concejalas en Cochabamba*. Centro de Estudios Superiores Universitarios(CESU), Dirección de Investigación Científica y Tecnología (DICyT), Universidad Mayor de San Simón(UMSS), Fundación PIEB (Programa de investigación estratégica en Bolivia), La Paz.

Tilly, Charles

2008 *Contentious performances*. Cambridge University Press, New York.

(2018年2月2日採択決定)

『アンデス・アマゾン研究』 投稿原稿の募集

投稿原稿を募集しております。投稿希望者は、本学会ホームページの Online Journal トップページに掲載されている「投稿について」をご確認ください。

アンデス・アマゾン学会ホームページ

URL : <https://sanams.web.fc2.com/>

アンデス・アマゾン学会事務局

〒259-1292 神奈川県平塚市北金目 4-1-1

東海大学 文学部 大平研究室気付

事務局連絡先 : anam.estudios@gmail.com

アンデス・アマゾン研究 1号

Journal of Andean and Amazonia Studies

Volume 1

発行日 : 2018年3月30日

編集・発行 : アンデス・アマゾン学会

発行者 : 会長 武井秀夫

編集代表者 : 大平秀一



※ 2021年9月17日に一部論文撤回。

※ 2022年4月6日に DOI と CC ライセンスを追加。

『アンデス・アマゾン研究』1号は クリエイティブ・コモンズ 表示・非営利・改変禁止 4.0 国際 ライセンスの下に提供されています。